矯正図書館

刑政

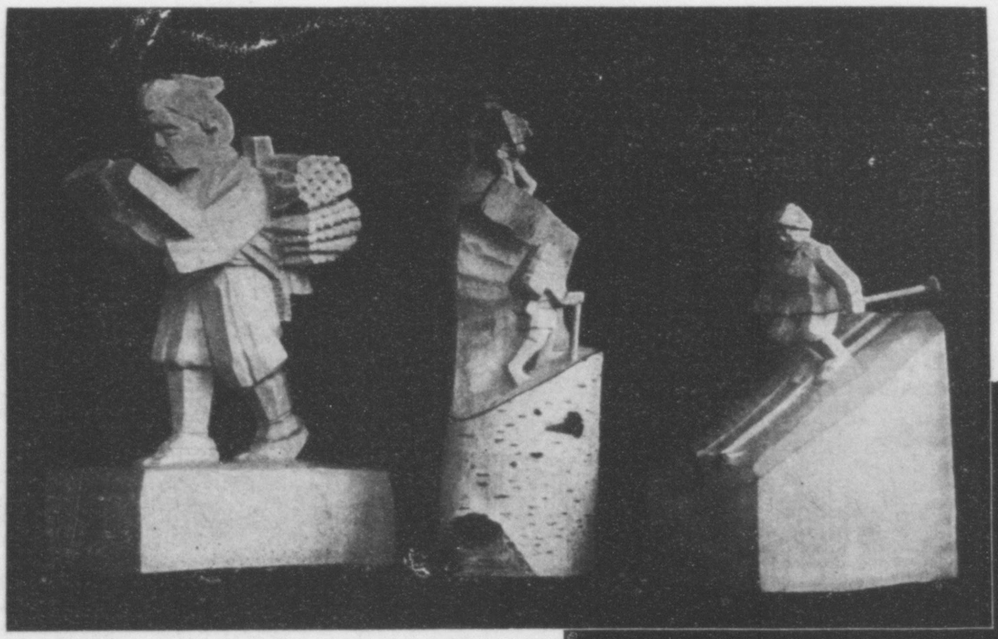
第四十四巻　十二月號　第十二號

昭和六年を送る	正木亮	2
昭和六年の行刑學界の回顧	木村龜二	5
少年行刑の基調（下）	東邦彥	21
チエコスロヴアキヤの新立法に於ける刑罰の個別化	ウラヂミール・ソルナール	29
神經衰弱者の殺人事件	菊地甚一	40
隨感隨筆	印南於菟吉	48
最近歐洲視察	イー・アール・キヤツス	54
海外時報		68
行刑小話	玖波文一郎	75
法令時報		106
刑政總目次		131
練習所見學記——雜報——敍任辭令——刑政俳壇——海外異聞錄——家庭の頁——讀者の頁		

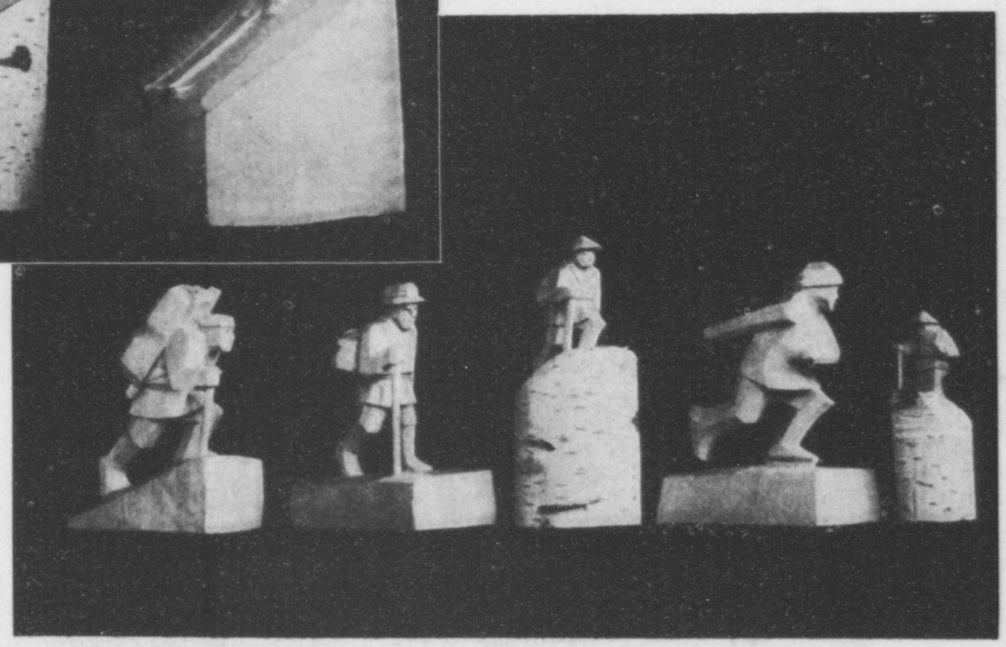
財團法人　刑務協會發行

昭和六年十一月二十五日印刷納本・昭和六年十二月一日發行　第十二號

矯正図書館



一刀刻木人形



松本刑務支所製品

刑政第44巻第12号

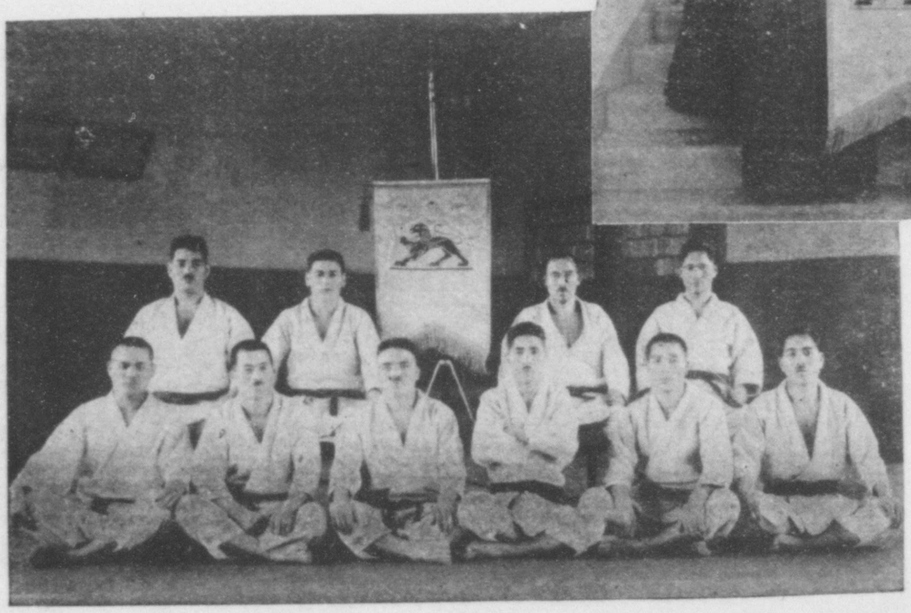
矯正図書館

小菅刑務所落成記念第三回武道會



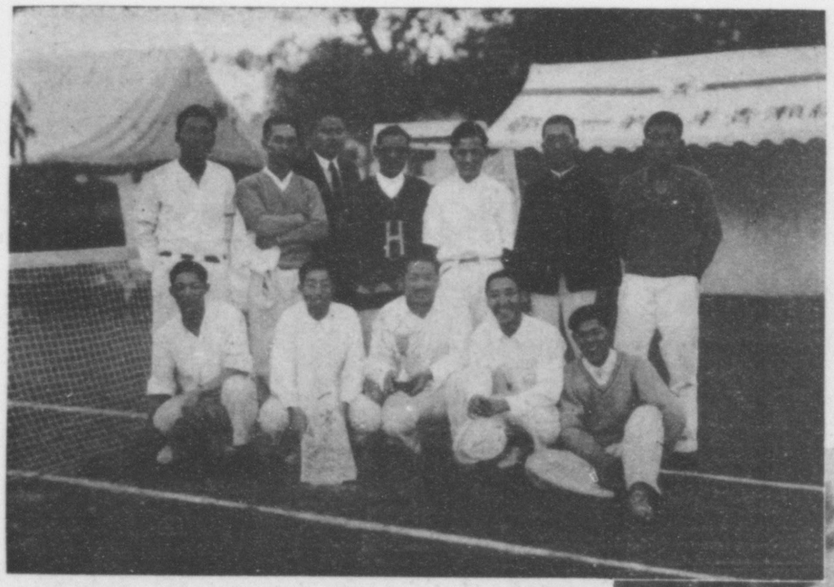
上　劍道優勝　巢鴨刑務所

下　柔道優勝　小菅刑務所



十一月三日小菅刑務所演武場ニ於テ落成記念第三回武道會開催セラル。參加團體、法曹會、市ヶ谷、巢鴨、豐多摩、横濱、小菅ニシテ前年同樣劍道ハ巢鴨、柔道ハ小菅ノ優勝スル處トナレリ。

小菅刑務所落成記念第三回庭球會



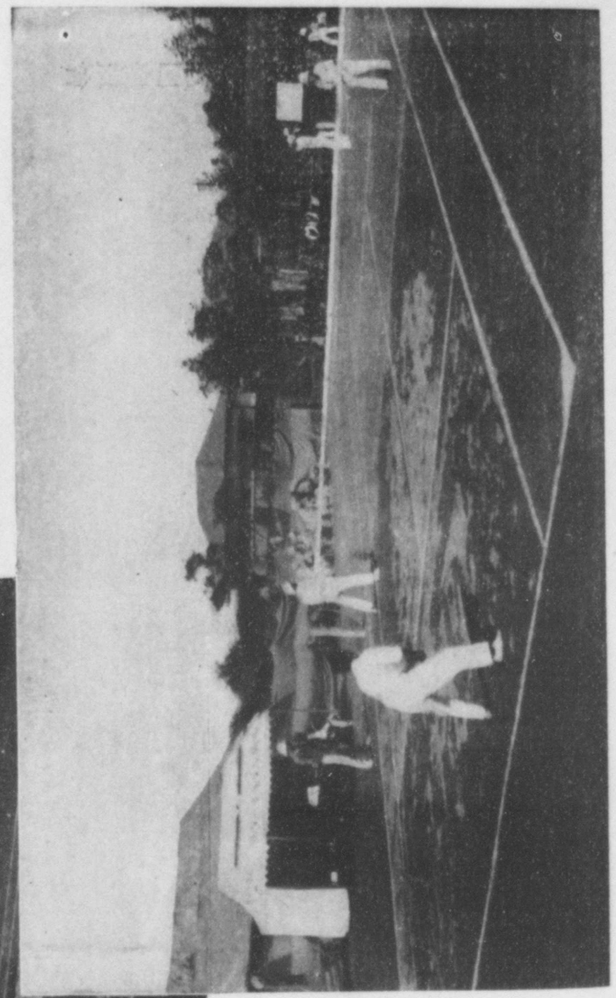
上　優勝市ヶ谷刑務所

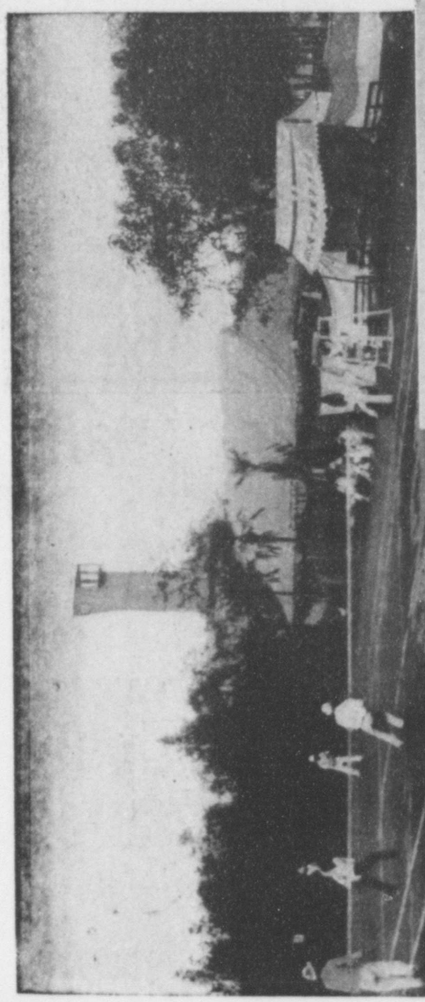
下　個人優勝者



十一月一日小菅コートニ於テ落成記念第三回庭球會開催セラル。參加團體ハ市ヶ谷、巢鴨、豐多摩、横濱、小菅ニシテ前年同樣市ヶ谷ノ優勝ニ歸シタリ。

刑政第44巻第12号





決勝戦ニ於ケル市ヶ谷鴨ノ番組振リ其

刑政 第十四巻 第十二號



矯正図書館



昭和六年を送る

あはただしく又もこの年を送らねばならぬ。而も吾等は滿蒙の風雲に不安を抱きつつそれを送らねばならぬことがいとも悲しい。

わたくしはこの滿蒙不安の中に年を送るに際し一言戰爭と行刑との關係を顧みて置き度い。曾てムンゲナストはその著「殺人犯人と國家」の中にこんなことを言つて居たと思ふ。即ち、國家は外敵防止の爲めに數千萬金を投じ、內敵たる犯罪防止の爲めには微々たる設備をすら吝む。しかし、われわれの內敵は年々十萬餘に達しそれ等の爲めに害せられる國家の損害の莫大なることに想到するとき豈默視し得べけんやといふのである。

今滿蒙の風雲急なるに際し、わたくしは國家が總てを犧牲にしても、として敢然彼に對抗すべきであることを切望する。しかし、かやうな時に於てわれらが特に警戒すべきは內敵の跳梁である。世の不安と經濟界の不振とさうして失業難とは稍もすれば犯罪を增加し國民の不安を倍加するに至るのである。而も、人々は外敵に心を奪はれて內を治むべきを忘れ易い。

內治まらずして外敵を屈することは難い。その意味に於てわれら刑務官吏は洵に重き負擔に惱まねばならぬのである。われらは特に戰時に於て釋放者の再犯を警めねばならぬことになるのである。





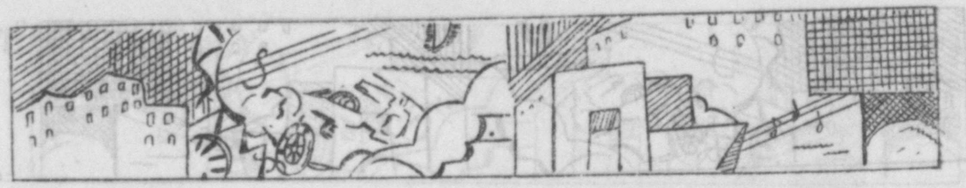
されど、ひるがへつて從來に於ける國民の行刑觀を觀察するとわれも亦ムンゲストと同じ嗟嘆に暮れねばならないのである。

われわれは出來ることなら戰時に於て刑務作業を動員して之を軍需品作製の爲に提供し度い。出來ることなら全囚人をして憂國の涙をふるはしめ度い。かくすることに於てわれらは始めて彼らを日本國民として生かしめ得るのである。百の鞭を振ふよりも千萬言の說法よりも憂國の涙を誘ふそのことに再犯防止の妙諦が發見せられるのである。今日の行刑に於て作業に教化に果してその準備が爲されて居るや否や。

昭和六年の行刑思想界は相當に多事であつた。刑罰の教育性に關して理念としても實際としても首肯出來るとか出來ぬとかと論ぜられた。かくいふわたくしさへ恥しくもその渦中に投じて居たがわたくしはむしろ世界の行刑實地の移り行くさまに眼をさらせばそれでよかつたのかも知れない。

世界行刑の實際の地步は何といつても應報的理念をぐんぐん離れて教育的運行に進んで居ることをドイツもアメリカもベルギーもイタリヤも乃至北歐各地も之を示して吳れて居るのである。マクロミツクの「成人受刑者の教育」やアメリカン・アカデミイの「明日の刑務所」なぞを讀むとわれわれ行刑關係者は學者と抽象論を戰はすに暇むしろ行刑のエヴオリユウシヨンをやつてゆけばそれで充分に行刑家の責





務が盡されたのかも知れない。

さうだ、さうして國民意識によみがへる囚人の數をふやしてゆくことが戰時日本にも平時の日本にも必要この上ないのだ。それが行刑教育といふ意義のあるところなのだ。

鹽野局長が斷固として假釋放審査規程を定められたことも囚人の社會人との接渉にゆとりを與へられたことも、少年囚の爲めに刑務委員會の體をつくられたことも乃至は賞與金に對する囚人の希望を擴げられたことも何れもが單なる隔離作用や排害作用では割り出せない實際である。教育觀を離れてどうしてこのエヴオリウションが解き得られよう。

わたくしは日本の刑事學者が新舊いづれを問はず日本の今日の自由刑の實體を論ずるに際し昭和六年のこの改革を離れて居ればその刑事學上の議論が三文のねうちのないといふことを斷言して置きたい。さうして而もそれは昭和六年に於ける世界行刑思潮に照應して居るものだといふことを附言して置き度いのである。

かくして昭和六年は怖るべき戰時に於ける內敵防止の波防堤を築きつつ暮れゆくのである。

諸君！それでは多幸なる春を迎へられますよう。

昭和六年十一月十一日夜

正木亮



昭和六年の行刑學界の回顧

正木村龜二

一 確信犯人と教育刑
二 監獄の特別豫防作用
三 假釋放審査規程、其の他

一

昭和六年における我が國の行刑學の領域に於ける問題は、確信犯人と教育刑に關して開始せられた。論議は、應報刑論の立場に立たれる瀧川(幸辰)教授と教育刑論の立場に立たれる牧野博士との間に交された。

瀧川教授は、雜誌『法律時報』の第二卷第一二號(昭和五年十二月)において、『現實において教育刑の存在しないのは勿論、理念としての教育刑すら、果して成立の餘地があるか』は疑問であるとせられ『例へば、謂ゆる確信犯人に對して治安維持法は極刑を科して居るが、確信犯人を刑罰によつて教育するといふことが何を意味するか、理解出來ない』(同誌第二九頁)とせられた。

確信犯といふ邦語は、數年前私が初めて試みて用ひた譯語 (Ueberzeugungsverbrechen) であつ

て(一)、それ以前には學者によつては『信念犯』といふ言葉で表明せられて居つた。この確信犯に相當するドイツ語はラートブルッフに依つて初めて作られたのであるが、ラートブルッフはそれを彼の師リストから暗示せられたものであらうと思はれる。リストは既に一八九六年に發表した論文の中で『確信に對する忠實』(Ueberzeugungs treu)に基く犯罪を一の特殊な範疇に屬するものとして之を明白に論じて居る(二)。勿論、この確信犯人の概念については、諸種の概念構成が可能であり、それについては以前に私が詳細に述べたところであるし、最近には瀧川教授によつても繰返し若干書かれた(三)。ここに問題となつた確信犯人とは、現存國家的秩序たる法律內容と相容れない內容の團體精神の下に統一せられた集團に屬し、この集團の團體精神から來る義務的確信を決定的動機として犯罪を犯す者を謂ふのであつて、その義務內容は宗教的、政治的、社會的、法律的、道德的、科學的等、種々に區別せられるのである。論爭において、特に、論者の念頭に置かれて居つたと見えるのは、最近所謂『階級的政治犯人』と稱せられる治安維持法違反者と感ぜられた。

(一) 拙稿『確信犯人の問題』(法學志林第三一卷第一・二・三號)參照。

(二) List, Aufsätze, 2. Bd. 1905, S. 188.

(三) 瀧川教授『確信犯人と教育刑』(法學論叢第二五卷第四號)第四頁以下。

瀧川教授が投げられた右の疑問に對して、牧野博士は『法學志林』第三三卷第一號において(一)答へられた。本問題は、勿論、行刑以外に刑法一般の根本問題を含んで居るのであるが、差當り行刑に關する點のみについて記して置かう。そこで、牧野博士は『今日の刑罰が教育制度から甚だ遠

くものであるといふ事實は、これを認めねばならぬ』が、刑罰制度の發達の方向は教育刑の方に向ひつつある(第八一頁)とせられた。そして、かく『刑罰の最近の發展に徴して、刑の教育性といふことが事實として可能であることを認め、さうして、しかく可能なる事實を助長することは、社會とその秩序に對する侵害者との間を調和的に處理するゆえんであることを考へ、そこに理念としての教育刑が成立し得ることを信ずる』(第八二頁)とせられる。博士は、確信犯人は、慣習犯人の退化的犯人なるに對し、一方では、いはゆる進化的犯人と考へられて居るにもかかはらず、他方では、『確信犯人といへども、それが現存の社會秩序に對して紛冗を試みむとする範圍においては、その行爲が犯罪として取扱はれる運命のものであるべきであり、また、これを犯罪人と目すべき合理的な理由がある』(第八五頁)とせられ、かかる意味において、『確信犯人は刑法における喜望峰とされてゐる(同頁)とせられる。然し『社會の進化の階梯が辨證法的に理解せられる限りにおいては、行動が論理的に發展し、從つて、合理的に進捗すべきことを希望すべきであり、さうして、そこに教育刑の可能な論理的基礎は充分成立してゐる(同頁)とせられる。かかる立場から、博士は『事實として『確信犯人が極刑をもつて臨まれるといふ皮肉な運命は存在するが、その『處遇を如何にすべきか』の差當りの方法は『必ずしもこれに極刑を科するに在るのでない』(第八五頁)と斷定せられた。

(一) 牧野博士『教育刑と確信犯人』(志林第三三卷第一號)。

牧野博士の右の主張に對して、改めて瀧川教授は『法學論叢』第二五卷第四號において(一)批判を公にせられた。そこには、教授が前に單に疑問だとせられたのに反して、若干積極的な主張が

示された。教授に從へば『確信犯人は國家と思想的に對立して居る。國家對確信犯人の關係は、考の違ふ者相互の對立である』(第一一頁)『國家と同一の思想のもとにある犯人は、これを教育刑に服させる理由があるだらう。しかし、思想的對立關係にある犯人を教育することは不可能である』(第二九頁)、故に『確信犯人に改善を目的とする罰刑—教育刑—を科することは、實は意味をなさない』(第一二頁)『この範圍においては、理念としての教育刑は絶對に存在しない』(第二九頁)とせられる。そこで、牧野博士は、確信犯人に對して教育刑が不可能であるといふことが、瀧川教授の主張せられる應報刑を確信犯人に科することの正當な理由とはならぬではないかと反問せられたのであるが、これに對しては、瀧川教授は『確信犯人に對し教育刑が意味をなさないといふことから、直接に應報刑の正當なことが導かれるのではない』(第三〇頁)とし『否、犯罪なければ刑罰なしといふ原則が認められる限り、教育刑もまた應報刑の一種に外ならない』(同頁)とせられる。然らば、その教育刑が理念としても現實にも不可能だとせられる瀧川教授の主張は、論理的には、當然の結論として、教授の永年主張せられてゐる應報刑も不可能だといふことになるわけである。何人も教授の主張の眞意味が奈邊にあるかを理解するに苦しむ所以であらう。

(一) 瀧川教授『確信犯人と教育刑』(法論第二五卷第四號)。

それはともあれ、教授の右の主張はラートブルッフのそれと同じである。然し、ラートブルッフは瀧川教授より論理的である。彼は、確信犯人には改善を目的とする刑(卽ち、教育刑)は不可能であるが、同時に應報刑も不適當であるとして居る。それで、彼は、確信犯人には改善刑でも應報刑でもない一の特殊な刑卽ち戰時の捕虜に對して用ひられるところの『拘置』若は『監禁刑』が用ひらるべきであるとしたのである(一)。

(一) 拙稿『確信犯人の問題』(志林第三一卷第三號第三三頁以下)參照。Cf. Radbruch, Einführung in die Rechtswissenschaft, 5.-6. Aufl. 1925, S. 101-2.

然るにこの點においても、教授はラートブルッフの結論に從はれ『確信犯人に對しては、刑罰の改善作用は除外されるが、しかもこれを社會から淘汰するための死刑・無期刑も許されない』とせられつつ、ラートブルッフの『監禁刑』の制度の『提案を是認したい』(第一二—三頁)とせられた。そこで若干の疑問が生じて來る。第一に、ラートブルッフの『監禁刑』は改善刑ではないが、又應報刑でもない。かかる特別な制度を應報刑論者の瀧川教授が是認せられることは、その限りにおいて、應報刑を放棄せられたことになるのであらうかといふことである。第二に、教授が監禁刑を是認せられるとして、この現代我が刑事制度に存在しない一の刑の種類を是認することが實現可能とでも謂はれるのであらうか。曾て、大審院は(一)、名古屋控訴院が治安維持法違反者に對して破廉恥刑としての懲役を避けて禁錮刑を言渡したのに對して、何等の理由をも示すことなくして、懲役刑を言渡したことであつた。かく確信犯に對しては禁錮刑ですら認められない現狀の下において、全然存在しない制度としての『監禁刑』の提案を是認せられることは、結局、教授の監禁刑なるものが、教育刑以上に『現實に存在しないのはあるか』疑はしいものとなるのではなからうか。

矯正図書館

（一）大・刑・昭五・二・二一判決、集第九巻第七九頁。

瀧川教授は右の論文において、私の主張に對しても批判をせられた。教授が私の主張だとせられるところはかうである。『確信犯人はその生存する社會よりも思想的に進歩して居る。そのために、彼の通常と考へることが、社會にとつては全く理想である。社會が彼の行動を犯罪とする理由は、社會の思想が彼のそれの高さに達して居ないからである。それで國家は、社會が彼の高さに達するまで待つことを、彼に敎へねばならぬ。これが木村敎授の確信犯人に對する敎育的豫防――敎育刑(?)――の内容である』（第二四頁）と。敎授は三つの重要なる條件を祕かに私の主張から抜き去つて居られることを注意して置かう。第一には、私は、確信犯に對しては、『總ての名譽刑の思想と應報的見地が排除せられる』ことを必要とした。第二には、確信犯人を『徒らに、現存社會的水準に迄引き下げる爲に、否彼を現存社會から排除せんが爲に實力を以てすることが不妥當である』といふことを主張して置いた。第三には、確信犯人に對しては『社會が彼の高さに到達するに非されば外部から内部に向つて扉が開かれることがない』として、佛國革命に於けるバスティイユの例を引いて置いた（一）。この第三の點において、私は社會的行動の力を暗示したつもりであつた。然るに、瀧川教授は、私の全然意外とする思想を勝手に私のものとして認ひられた。即ち、敎授は、右に敎授が私の主張なりとして提示せられた考へには、唯物史觀の『主張者は、春が去つて夏の來る如く社會主義の社會は必ず來るといふが、これが正しいなら、彼等は「有ゆる國々の無產者よ團結せよ」などと煽動することをやめ、來るべき時代を靜かに待つがよい』

といふ『唯物論的歷史觀に向けられたる非難を回想』せしめるとし、それが『マルクシスムス批判の最も素朴な形態で』あつて、私が『この說敎を』『敎育的豫防の内容として』『提唱』したとせられた（第二四頁）。私の書いたものを讀まれて何を『回想』されやうと敎授の自由に屬することであるが、その回想せられたものが私の主張だと斷定されるのは、人を見て、猿を回想したが故にその人は猿であると斷定するのと何等變るところがない。論理の辻褄の合はぬことを言はれることここに至つては私は唯だ唖然たらざるを得ないのみである。私は、勿論、唯物史觀を『非難』した覺えはない。又、若し、私の主張から唯物史觀に對する批判が理解せられるといふのであれば、それは全然私の意外とするところであることを明らかにするに止めよう。かかる意味で、これらの點で私は瀧川敎授に答ふべき何物をも持たないのであるが、序ながら敎授によつて私の主張の上に加へられた歪曲と誣謗とだけはこの機會に返却して置きたい（二）。

（一）拙稿法學志林前揭第三號第五二―三頁。

（二）確信犯人と規範的責任論との關係については他日稿を改めることとする。

瀧川敎授の批判に對し、牧野博士は『法學志林』第三三卷第七號で（一）再び反批判せられた。そのうち、行刑問題と特に關聯する主張は、博士が、確信犯人に對する敎育刑の實現の要件として、刑事政策、社會政策が前提となつて居るといふことを明らかにせられたことである。即ち、博士によれば、確信犯人に對する『敎育の可能なるがためには、刑罰の外に、刑事政策社會政策が必要である。一般の犯人に對しても、社會は、自己の現狀を犯人に强ひることに因つてその刑罰の目的を達するものではない。ここに刑事政策社會政策の意味がある。刑事政策乃至社會政策は、社會

が犯人に對して重要な讓歩を爲すことを意味する。犯罪の社會的原因といふことを考へる者にとつては、社會が犯人に對して重要な讓歩を爲さねばならぬことを考へるのである。この讓歩に因つて社會に進化がある。この進化に因つて犯罪狀態が改良されるのである。この考へ方は、そのまま確信犯人にも當てはまるのであり、この意味において、確信犯人に對して特別な理論を考へる必要はない』(第六八頁)と。

(一) 牧野博士『教育刑と確信犯人』(志林第三三巻第七號)。

確信犯人を中心として展開せられた論議が行刑の問題に對して何を教へたか。それは、第一に、確信犯人に對して如何なる刑の種類を立法的に定めるべきか、又、確信犯が犯罪とせらるべきか否ではない。これは、社會的政治的關係によつて決せられることである。パリのモンマルトルの丘の上に聳え立つて居るサクレ・クール寺院の前にド・ラ・バールの騎士の立像が一九〇六年に立てられた。この騎士は、一七六六年に『宗教的行列に敬禮せざりし廉で』死刑に處せられたのである。エム・エ・マイヤーはいふ。『この騎士の同時代人は彼を焚刑に處するを以つて正當なる讃美と考へたのだ。その子孫たちは彼の紀念像を立てることを以つて正當なる應報と考へたのだ。この紀念像は嘲笑するが如く教會の前に立つて居る—我々はこの騎士を以つて變化するところの文化の至上性の證人と見る』(一)と。第二に、現實に存在する法の實際上の運用としては、應報刑・苦痛刑從つて死刑その他の一切の慘虐の適用は、普通犯人に對すると同じやうに、確信犯人に對しても拒否せらるべきであるといふことである。それが教育刑の根本理念である。

(一) M. E. Mayer, Lehrbuch, 2. Aufl. 1923, S. 429.

二

第二に注目すべき問題は、監獄の特別豫防作用について小野教授と正木書記官との間に交された論議である。

小野教授は『法律時報』第三巻第四號において(一)、『謂ゆる目的刑論は專ら刑の執行が受刑者に對して働きかける作用、即ち、謂ゆる特別豫防を主眼として刑事制度を理解せんとするものである。然るに、少くとも現在の行刑は此の方面に於ても事實として決してしかく大なる效果を有するものでないことは、監獄に送らるる受刑者中の大半がすでに、監獄生活を經驗した者であることによつて明である』(第五頁)として、行刑統計(自大正十三年至昭和三年)を引用せられ、その統計から左の結論を引き出された。即ち、『最近十箇年間平均に於て初入受刑者は五二・二パーセントにすぎず、其の餘の四七・八パーセントは再入乃至六入以上の受刑者である。昭和二年度、三年度に至つては初入者四八・三パーセント、四七・八パーセントに降り(二)、新受刑者の半數以上が再入乃至六入以上の受刑者である。これは行刑の改善的效果が事實に於てしかく大なるものではないといふことを證するものである。特別豫防の意味に於て實證的に確實なるは、唯共の拘禁期間內離隔的・排害的作用を有するだけである』(第六頁)と。

(一) 小野教授『行刑法改正の基本問題』(法律時報第三巻第四號)。

（二）昭和四年には初入者四五・七％となつて居る。

これに對して、正木書記官は『刑政』第四四卷第六號（一）において、『行刑統計の示す累犯率は現在の受刑者に對する割合だが、行刑の眞の成績は決して現在受刑者總數と累犯者の比率の問題で出るものではなくて、むしろ、再び犯罪に陷らない者の實數によつて考へねばならぬ』といふ立場から、次の統計を提示して反對せられた。即ち『昭和六年四月末日現在司法省行刑局指紋係が所藏する懲役及び禁錮刑者の指紋原紙は四十六萬九千五百二十八枚で、明治四十一年以後に於て懲役及び禁錮刑を受け現に生存する者が又實にそれだけの數に上つて居るのであるが、その中釋放後十年を經過し、再び罪を犯すことなき者（初犯者）十五萬五千三百九十五人即ち明治四十一年以後の前科者總數に對し三十三・一％、二度以上受刑し釋放後十年間罪を犯さずして今日に至れるもの實に九萬五千五百九十六人、總數に對する二〇・四％である。そして、本年四月末日現在の累犯者二萬四千百七十六人は殘りの前科者即ち釋放後十年以內の者二十一萬八千四（五？）百三十七人中から生れるのだから、前科者總數に對して考へると、累犯率は僅か五パーセント强に過ぎないことになるし、釋放後十年內の前科者に比べても僅かに十一パーセント强に過ぎないのである』（第一三頁）と。それで、正木書記官は、次の如く結論せられた。曰く『過去二十三年間に於てわが行刑は十年以上も犯罪生活から遠ざかつたものを二十五萬千九十一人作り上げて居るし、未知數ではあるが約二十萬といふ犯罪を爲さないものを養成し得たことになるのである。この成績はもちろん行刑だけの功績ではなくて、社會の環境、本人の性質等も手傳つては居るが、

とにかく行刑がそれだけ多數の改善を出し得たことは之をたたへねばならぬものではあるまいか』（第一四頁）と。

（一）正木書記官『行刑法改正の基本問題』（刑政第四四卷第六・七・八號）參照。

この正木書記官の結論に對して、小野教授は『行刑家の自己陶醉も亦甚しい哉と謂はざるを得ぬ』（一）と答へられた。その理由として、教授は三箇の點を指摘せられた。第一に、右の指紋原紙に相當するだけの前科者が『現に生存する』かどうか疑である。第二に、右の受刑者總數の中、『釋放後再び刑の言渡を受けざりし者（正木氏の謂ゆる「初犯者」）』は全受刑者の三十三・一％に過ぎぬ。從つて殘りの六六・九％は再犯以上の經歷を有するといふことになる。即ち、その三十三・一％が自由刑によつて「改善された」ものとしても、他の六六・九％に對しては其の效果がなかつたものである。』第三に、『正木氏は「現在の累犯者」を「現に在監中の者」を指すのであらう』を過去二十三年の受刑者に對比して五パーセントの「累犯率」だといはれるが、此れは根本的に誤つた解釋の仕方である。過去二十三年間の受刑者に對比せしむるには過去二十三年間に於て其の累犯に陷つた者を以てせねばならぬ』と。

（一）小野教授『刑の執行猶豫と有罪判決の宣告猶豫及び其他』（昭和六年）第二五七頁以下參照。

小野教授の批判の重點は、右の第二の點にあると解し得ると思ふが、教授はその第二の批判において正木書記官の主張の重要なる事實を看過せられて居る。正木書記官は『釋放後十年を經

過し』て再犯に至らない者が三三・一%であるとせられたのである。從つて、殘りの六六・九%の中には、再犯以上の者(その中十年間罪を犯さずして今日に至れる者二〇・四%)と釋放後十年以内において再犯に至らないものとが含まれて居るのである。故に、小野教授の如く、『殘りの六六・九%は再犯以上の經歷を有する』ことになるとは謂ひ得ない。從つて、この六六・九%の總てに改善の『效果なかりしもの』となすことは餘りに早急な論斷といはねばならぬであらう。

然し、正木書記官の揭げられる數字即ち過去二十三年間において、釋放後十年を經過して再び罪に陷らない者の合計五三・五%が『行刑が教育化して來たその所產であつた』といふ結論も、之に對して、小野教授の謂はれる如く、『極めて粗雜な推定に基く樂觀以外の何物でもない』といふことは勿論妥當な方法ではないが、又、何等の積極的な理由に依つて基礎づけられた結論でないことも事實である。今日までの行刑が主として應報的見地において動かされ、教育刑的見地に立つて自覺せられた根本的改革が行はれたことがないといふ事實から見て、正木書記官の揭げられた數は、或ひは應報的行刑の下においても到達せられ得た結果であるとも解釋し得ないではない。實は、正木書記官の眞意も教育刑の必要と實行とを强調せんとせられることにこそあれ、過去の應報刑的行刑の成績を直ちに教育刑の名と責において背負ひ込まれんとせられるものでないことは明らかである。卽ち、教育刑の理念のために、その實現を期すること以外ではなかつたのである。

同時に、小野教授の主張においても、教授が指摘せられるとほり、新受刑者入監度數における初

入と再入以上との百分比が段々再入以上の方の率の增加に傾きつつあることは統計の示すとほりである。特に、私は、新受刑者入監度數の比率と第一審刑法犯に付有期懲役に處せられたる法律上の犯數の百分比における累犯加重なきものと累犯加重のものとの比率(一)及び年末在監受刑者の間における初犯者と累犯者との比例(二)等を比較して見ると、刑務所が、小野教授の所謂『離隔的、排害的作用』を營む場所となりつつあるのではないかと考へて居る。然しこのことは、教授のいはれるやうに、『行刑の改善的效果が事實に於てしかく大なるものではないといふことを證するものである』といふだけのものではないと思ふ。勿論、右の事實は、一面において、在來の『應報的』行刑の改善的效果が大でなかつた一つの有力な證據であることは確かである。しかし、又、同時に、右の事實は、第一に、直ちに累犯に陷るが如き危險のある者に對して簡單に釋放を可能ならしめることが不合理であることを示すことにもなるし、又、第二に、監獄は、結局、特に社會的危險性の大なる者についてのみ用ひらるべきであつて、然らざるものに對しては出來るだけ監獄を避け、ラートブルッフの所謂『消極的刑事政策』に依らるべきであることをも示して居るし、更に、第三には、これら危險性の大なる者に對しては普通以上に持續的な改善的努力の任務と適當な方法發見の任務とが課せられて居るといふことをも意味して居るのである。從つて、これら多數の累犯者に對する離隔作用も、それが改善的任務の遂行のために行はれるやうになれば、合目的的な意味を持つことゝなる筈である。

それが、やがて教育刑の立場からの任務である。小野教授が、『私は未だ嘗つて行刑に於ける改善の目的を否定したことがない』と明言せられる意味

も、その反面には教育刑の任務を豫定的に肯定せられてゐると解し得ぬであらうか。もし、かかる結論が許されるならば、小野、正木兩學者の主張は一見甚だ相反するが如くして、根本において一致點を持つことになつたといふことになる。その一致點とは當爲としての刑の教育化といふことである。これが、この論爭の結論であつたのである。

(一) 第五十五刑事統計年報要旨第三五頁。
(二) 第三十一行　統計年報　旨第九頁。

三

教育刑はどこまでも正確なる現實の認識の上に實現せらるべき理念である。そして、その理念には、極めて微々としてではあるが、實現せられ得る餘地が作られつつある。その意味において注目すべき立法は『假釋放審査規程』であつた。本規程の根本精神は受刑者の人格調査といふ科學的研究に基いて假釋放の適否を決定せんとするに在る(一)。

(一) 正木書記官『犯罪の治療測定と假釋放』(警察研究第二卷第九號)參照。尙ほ、人格調査に關する最良の研究としては、Petrzilka, Persönlichkeitsforschung und Differenzierung im Strafvollzug, 1940, H. Klare, Das kriminal-biologische Gutachten im Strafprozess, 1930 がある。

在來の行刑は、謂はば、犯罪人をして正義の如何に恐るべきかを認識せしめるために組織せられて來たといひ得るであらう。法律を破つた者に對して應報的苦痛を加へるといふことがその唯一の方法とせられて來た。然し、將來の行刑においては、正義が先づ犯罪人の如何なる人間

であるかを認識するものであらねばならぬ。そのためには、法律に違反した者が如何なる原因に基いてその違反行爲を爲すに至つたかが調査せられ、その原因が社會に在るならば社會を改めねばならぬし、個人に在るならば犯人自身を改めねばならぬ。犯人を改善する爲めには、徒らにその過去の犯罪事實を責めるのではなくして、彼が再び犯罪に陷らないだけの力をその人格の中に養成せねばならぬ。その爲めには、犯人の社會的環境と生物學的、心理學的性格とを認識して、その善良なる素質を發達せしめる必要がある。そこから人格調査といふことが爲されねばならぬこととなつたのである。又、既に、社會的に犯人が改善せられたならば、これを徒らに監獄内に止めて置くことは、有害でこそあれ、何等益の無いことである。そこから假釋放の適否を決定するために、受刑者の人格調査が行はれねばならぬこととなつた。『假釋放審査規程』は正しくこの後の任務を完うするための一の試みである。

『規程の内容の個々については、尙ほ、充分批判の餘地がある。又、實施の最重要要件として、例へば、調査を爲し得る能力のある技術官の養成が急務である。更に、規程の精神を理解せぬ結果、受刑者に對して假釋放を困難ならしめるといふが如き惡用が警戒せられねばならぬ。尙ほ、本規程を補充し、更に確實な基礎に置くためには、累進制の組織、刑務委員會の設定等が希望せられねばならぬ。しかし、兎もかく本規程によつて教育刑への改革の端緒が與へられ、基礎が置かれたことは注目すべき收穫であつたと見られる。

次に教育刑的方向における行刑の改革としては、接見の立會を省略し得る場合が實施せられ、通信度數が增加せしめられたことも忘るべきではない。

尙ほ、教育刑的立場から種々の貴重な研究が發表せられた。牧野博士の大著『刑法における法治國思想の展開』がその第一。正木書記官の『法制上より見たる自由刑の本質』(志林第三三卷第九・一〇・一一號)は受刑者の法律的地位の保障と教育刑との關係を明らかにした大論文。東姫路少年刑務所長の『少年行刑の基礎』(刑政第四四卷第一〇號以下)は行刑の實務家の立場から特に少年行刑の教育的任務を明らかにしたものとして出色の作。常盤學士の『教育刑の回顧と展望』(刑政第四四卷第一・二・三號)は教育刑の技術的問題を論じて示唆多きものであつた。私も『教育と教育刑の觀念』(刑政第四四卷第九・一〇號)において教育刑に對する應報刑的立場からの批判の基礎なき所以を明かにし同時に教育刑の理念と技術的基礎とについて若干研究を試みて見た。小野教授の著刑の執行猶豫及び其他』にも行刑に對する多くの批判が含まれて居る。序ながら、雜誌『法律時報第三卷第四號は特に行刑問題に當てられた。

外國の文獻としては、スーサーランド・セリーン共編の『明日の行刑』(Prisons of tomorrow)が雜誌『アンナールス』の特輯として公にせられた。又雜誌 Blätter für Gefängniskunde の特輯としてハウブトフォーゲルの英國行刑概觀 (Hauptvogel, Aufzeichnungen über das Gefängniswesen Englands) も價値多いものであつた。マッコルミックの囚人教育論 (The education of adult prisoners)、オッテンハイマー女史の行刑教育論 (Sozialpädagogik im Strafvollzuge)、フィンケの教育刑論 (Der Verbrecher im Lichte der Erziehung) 等特に興味あるものであつた。教育刑に對する應報刑論者の絶望的な論難の聲の中に段々と教育刑が成長し發展せしめられて行くのが見える。それが昭和六年の行刑學界の最重要の事實であつたといひ得るであらう。

少年行刑の基調 (下)

東 邦 彦

一 少年行刑の目標と少年犯罪者の特質
二 因襲的行刑に於ける指導原則
三 教育行刑の要請——鑛歷的方法より構成的方法へ
四 教育行刑の要請——離隔より社會化へ
五 少年行刑の本質と自治制の基礎觀念(以上前々號)
六 自治制の沿革
七 自治制と累進制
八 自治制の眞髓、委員會、少年自治裁判所(以上前號)
九 構外散歩、賜暇、スポーツの意義
一〇 自治制に對する批難、結論

九

少年自治行刑に於て更に考察すべき問題は構外散歩の制度と賜暇の制度とである。構外散歩 Spaziergänge とは囚人を無戒護で構外へ出し散歩せしむる制度であつて、既に獨逸の

バイエルンとチューリンゲンの刑務所に於て實施されてゐる(一)。バイエルンに於ては構外散歩に際し自衣を着用せしめ、チューリンゲンに於ては所服を着用せしめる。然しチューリンゲンの所服は一般社會の服裝と大差がない。この構外散歩の制度に對しては獨逸に於ても實務家の間に反對論のある所であり(二)、我國に於ても相當議論があるやうである。反對論者の理由とする所は第一にこれは囚人の逃走の危險があるといふこと、第二にこれは本人の羞恥心を刺戟し本人を却て苦しめるものであるといふ點であるやうである。しかし私をして謂はしむれば、逃走の機會あるに拘らず逃走しない迄に自制心を養成する所に自治制の價があるものであり、又自治制に於て訓練された囚人はしかく卑怯な根性の心持にはならぬものと信ずる。事實チューリンゲンに於ける經驗に徴するもこの制度實施以來四年になるが、唯だ一回の例外を除いては逃走其他の事故がなかつたと謂はれてゐる(三)。第二の羞恥心の問題は重要な問題であるが、場所の關係によつてはこの處なくして實行し得ると思ふ。從て刑務所の所在地が都會地であつて、人々の密集するやうな場所である場合は實行不可能であらう。構外散歩は單に囚人をして與へられた自由をよく善用せしむることに依り責任觀念を養ふことが出來るのみならず、又一面に於て鄉土や自然に親しませて其情操を陶冶する方法でもあることは疑ふ餘地もない。

賜暇 Urlaub とは自治を認められた者に休暇を與へ歸宅せしめ家族に接觸することを許す制度である。尊屬其他の危篤の場合等に歸宅せしむる方法を採るも適切な敎化方法と思はれる

が、其他の常時に休暇を與へる方法も責任觀念の養成方法として散歩と同樣妥當なものであると信じる。しかしこれは性慾問題の解決を意圖するものではないことに注意しなければならぬ(四)。

次に自治を基調とする少年行刑に於てはスポーツは特別の意義を持つものである。既にスポーツはフレーベルも謂つてゐるやうに、單に少年の肉體的、身體的の力許りではなくその精神力や道德心をも發達せしむるものである(五)。精神上の發達とは、正義、中庸、克己、眞實、忠實、友情及公平無私などの美德が養成されることである。この意味に於て少年行刑に於ては敎練以上の重要性をもつものであるが、自治制との關係に於ては特別な價値をもつものである。スポーツ、殊に共同遊戲は少年達をして彼が團體の一員として重要な責任ある立場にあることを意識せしめ、社會公共に對する意向や感情を發達せしめ、又社會の法則や諸要求を發達せしめる(六)ばかりでなく、それによつて少年が自治と責任との觀念を自ら學び、團體及その各員との調和の重要性を悟り、かくて市民的德義や社會的道德を養成され、又フレーデの謂つてゐるやうに、一面に於て少年達がスポーツの指導者、審判、官共他、の役員を務め、官憲の直接支配が無くなることにより自治思想の養成に役立つものであるからである(七)。私は又スポーツが少年達の責任觀念の程度を知るの良き、機會であることを附言しておき度い。命令と服從との關係のみに支配された行刑に於ては責任觀念や個性の測定は困難といふよりは不可能である(八)。

1 Frede, ibid. S. 131

二 Frede, ibid. S. 131

三 Frede, ibid. S. 132　C. M. Liepmann, iddi, S. 120

四 Frede, ibid. S. 132　この制度はチューウリンゲンに於て認められてゐる。C. M. Liepmann, ibid. S. 120

五 フレーデル『人の教育』小原國芳譯）一三一頁

六 フレーデル、前掲一三二頁

七 Frede, ibid. S. 130

八 クララ・リープマンは自治制そのものが少年の個性を知るに適當な制度であり、自治制を實施することにより、少年の分類は可能なりとされる。(C. M. Liepmann, S. 133 f.)

私は自治制實施に就ては科學的個性診査と分類の方法がその前提として必要なりと信じる。

十

自治行刑制度に對する最も多くの非難は『彼等(囚人)は實際この自治觀念を忘れたるが爲に刑務所に送られたるに非ずや、然るに直に之をして共實行の任に當らしむるは恥か早計の嫌なしとせぬ。或は自治觀念に反對の專裁政治を加へ自治以外の美德を涵養せしむる方法を講ずるこそ寧ろ至當とせずや』(一)と謂ふのである。自治觀念を忘れた爲に犯罪に陷つた少年を教育するに當り權威を以て臨むが良いか自治を學ばしむるが優つてゐるかに就ては既に論じた通である。權威を以てする教育は長い間失敗の歷史を繰返し何故に監獄に於て改善されるものがそんなに少ないのかとの疑問を發せしめたのである(二)。彼等はセルフ・コントロオルを缺いてゐた爲に失敗したのであるから、我々は彼等にセルフ・コントロオルを修練せしめなければならないのである(三)。

第二の批難は、犯罪少年に對し一般良家の子弟に對しても認められざるが如き特權と自由と優遇とを與へることは不當であると云ふのである。しかし自治制は決して囚人を優遇するものではない。否、彼等に責任を負擔せしむるものである。社會に於て放縱不羈にして自墮落な生活をしてゐた彼等に責任を負擔せしめることは寧ろ苦痛と謂はなければならぬ(四)。

第三の批難は囚人は取締が不充分であつた爲に不良化し犯罪に陷つたのでないか。それだのに刑務所で彼等を放任して勝手をさしておくことは益々彼等を惡化せしめるものだと云ふのである。

自治行刑は決して放任主義を意味するものでない。因襲的行刑が官憲の力のみに依つて取締らうとしたものを、囚人の責任觀念に訴へて彼等に自發的に紀律を維持せしめるやうに指導するものである(五)。

第四の批難は自治制は指導者(刑務官)の權威を消滅せしめるものであると謂ふのである。しかし自治制は指導者を排除するものでないこと既述の通である。指導の作用に對して遙かに深い機會を與へんとするものである。指導者そのものの權威は嚴然として存在するのである。ただその權威が因襲的行刑に於ける指導法の如く一方的能動的に働きかけず少年の自由は自

己活動と自治的精神とを通じて働きかけるのである。又既にフェルステルの謂へる如く法とか眞理とか傳統とか云つたものでその權威と價値とが絶大無限であり少年達が單に受働的にのみ之を受け入れなければならないやうな價値ある存在もある。指導者は實に少年に對するこれらの議論の餘地なき權威の眞の代表者であるべきである。かくの如き個人若くは團體の意見とは獨立した無限の權威の實在することを彼等に經驗せしめることは、少年の良心の生活に對し大なる意義のあることである。既に試練を經て神聖化された傳統に對する崇敬や敬虔の念を體驗することがなければ主觀は退化し、その個人的制約の中に捉はれたままでゐなければならないのである(六)。この意味に於て自治制は指導者の權威を消滅せしめるものにあらずして、その作用の働き方が異ることに重點があるのである。

しかしながら自治制を實施するに當つては、それに先だち科學的個性診査の制度が確立されなければならない。それは少年犯罪者中に往々存在する精神缺陷者を除外する爲必要なばかりでなく、自治制の前提としてはどうしても少年を科學的に分類することが極めて重要となるからである(七)。又行刑の内容を法規化し、少年の法的地歩 Rechtsstellung とその『人たるに價する生活』Menschenwürdiges Dasein が保障されなければならない(八)。それは、奴隷の如き生活に責任觀念は生れるものでなく、又ペスタロッチも謂へるが如く『國民の權利が國民の道德を發達せしむ』(九)るものであるからである。

一 印南於菟吉氏『自治行刑制度の由來及其長短』(刑政第四十二巻・第四號)一五頁

二 Frede, ibid, S. 103

三 Wines-Lane, ibid. P. 373

四 Frede, ibid. S. 128

五 Wines-Lane, ibid. P. 373

六 Foerster, ibid. S. 23

七 正木學士『アメリカに於ける行刑の重點』(法學志林、第三一巻・第一二號)五七頁には『オスボーンは因襲的な行刑處遇に自治思想を導いた功績はあつたが、悲しいかな彼の自治制はあまりにも一視同仁に過ぎてゐた。彼の自治制に生れた弊害はその因をたづぬれば、囚人の性格の千變萬化をクラシファイするところの唯一の武器即ち科學の力を顧みなかつたそのことにあるのだともいひ得るのである。』とされシンシン刑務所に於けるクリアリング・ハウスを稱讃されてゐる。

八 牧野博士『教育方法としての刑罰』(行刑論集)五五頁、同『刑法に於ける重點の變遷』七〇頁以下、ドイツ共和國憲法第百五十一條第一項は『經濟生活の組織は各人をして人たるに價する生活を得しむることを目的とす』と規定してゐるのであるが、一九二七年の行刑法草案 Amtlicher Entwurf eines Strafvollzugesetzes (Vereinheitlicht auf Anordnung des Reichsjustizministeriums) 第五八條第一項の『囚人は嚴肅に、正しく且人らしく處遇 menschlich zu behandeln すべし』との規定は正に、これに對應するものであり、國家は犯罪人の末に至るまでその生存權を保障しなければならぬとされるのである。

九 Foerster, S. 16

之を要するに少年刑務所に收容された少年達が其の釋放後、種々な境涯に遭遇し、種々な難關に直面した場合、躓づくことなくよく己を全うし、社會生活に適應して行くが爲には、彼等が自己

の生命の尊さを解し、自分の力を信じ、社會公共に對する自己の重大なる責任を感じ、道徳的意志を以て行動しなければならないのである。かくあらしめんが爲には、少年行刑に於ける指導法は少年の意志を萎縮せしめるやうなものであつてはならない。之を鞏固にするものでなければならぬ。彼等を卑屈にするものであつてはならぬ。その自尊心を培ふものでなければならぬ。その依頼心や利己心を増長せしめるやうなものであつてはならぬ。彼等の自治と責任との觀念を強固ならしめるものでなければならぬ。かくて少年行刑に於ては彼等に『自尊』と『自律』と『責任』とを體認せしむる爲に自由と自治とを其の基調としなければならないのである。（完）

チエコスロヴァキヤの新立法に於ける刑罰の個別化

ウラヂミール・ソルナール

この論文はウラヂミール・ソルナール氏から正木書記官に贈呈された一篇である。ソルナール氏はチエコスロヴアキヤ國カール四世大學の助教授を勤めて居る人で國際刑法並監獄會議の委員である。本論に必要なる一九二六年の刑法草案は既に司法資料の中に飜譯されて居る。本論の飜譯に就ては行刑局の中尾文彦學士の勞をわずらはしたものである。

（編　輯　子）

現行刑法規定に依れば、刑罰は唯例外的にのみ犯人の性格に適合する。犯人の性格に立脚した刑罰の個別化は原則として、裁判官の判決に依つてのみ生ずるものであるが、裁判官は之れに就き、或種の斷片的な法律規定を基礎とせざるを得ない。個別化は又、行政的處遇に依る刑罰執行の過程に於て生れる。現今問題とせられて居るものは、行政的個別化と、極めて狹義の裁判上の個別化であつて、法律自身の豫想する立法的個別化ではない。

一九二六年チエコスロヴアキア刑法草案は、徹底的に立法的個別化主義の實現を計つて居る。先づ其の第十四條を擧げなければならないであらう。本條に依れば、裁判官は、犯行に依りて徴表せられた犯人の性格に從つて

當該事實は、或は重罪として (comme un crime) 懲役 (réclusion) 處分を受く可きものであるか、或は輕罪として (comme un délit) 禁錮 (emprisonnement) とせらるる可きものであるかを決定するのである。尙又保安處分 (mesures de sûreté) を擧げる事を得る。病囚の收容所 (l'établissement pour détenus malades) 危險犯人の拘禁所 (maison de détention pour les criminels qui constituent un danger public) 勞役所 (maison de travail) 等が之れであつて、言ふ迄も無く裁判官は、犯人の性格を研究したる後、最適當と思量した手段を撰擇し得るのである。

現行刑法には、犯人の性格に應じて刑罰を個別化すると言ふ思想稀薄であるが故に、舊法より新法——甚しく思想を異にした——への進出を容易ならしめる爲に、以上の原則を絕えず現行規定に適應せしむる樣勸告するの要あるは勿論である。

如何にすればチェコスロヴアキアの刑事立法が此の大なる實際的重要性に應ずる事を得るか。其は、犯人の性格の若干の徵表に對して、或特定の法律的效果を附着せしめ、又同樣の精神に依りて此の性格に對し、刑罰手段を適用する裁判官の權限を擴大する事に依りて實現し得るのである。

一九一八年以後に於て發布を見たる法律規定の中、先づ、條件的釋放並に宣告法 (loi sur la condamnation et la libération conditionnelles) たる一九一九年十月十七日法律第五六二號を擧げなければならぬ。其は我國の法律に就き、大部分の者にとり未知の事であつた上述の處置を輸入する事に依り、我が法律の中に、刑罰個別化の思想を驚異的に養成したものである。本法は、有罪判決を受けたる者が眞面目なる動機よりして、以後誠實なる生活を營む事、及び刑罰の執行が不要なる事を裁判所が認めたる時は、一切の罰金 (amendes) 及び刑期一年を越えざる自由刑 (peines privatives de libertés) に對し、其の條件的延期を言渡す事を許して居る。本法は又、刑期一年以上の自由刑受刑者が其刑期三分の二を經過したる後に於て、若し其の改善を期待し得る場合には、之を中間刑務所 (institut intermédiare) に送致する事となし、又刑の言渡しを受けたる者が、其の三分の二を果したる場合に於て、其の期間中の行狀、前生活、其性格と及び自由生活に於ける其の環境よりして、以後誠實に生活する事を確信し得る時は、之を假に解放する事を得しめる。

尙一九一九年一月三十一日法律第七五號を擧げなければならない。本法は、一九二〇年三月十八日法律第一六三號及び一九二二年七月十九日法律第二五三號に依りて改正せられ、犯罪が下劣破廉恥の動機に基くを理由として選擧權を喪失 (perte du droit de vote) せしめる事を、原則として禁止した。

私は此等の法律規定を詳論する事を避け、最近實施せられた最新規定に注目する必要がある。此の方面には我々の興味を惹く若干の規定を發見するであらう。惜しむらくは進歩なるものは退化を伴はずしては實現をしない。上述の理想を有せざるが爲に、貴重なる個別化方法を破壞して居る一法律を、玆に附加して說くであらう。

× × ×

一、刑の宣告を受けたる者の復權に關する一九二八年六月十四日法律第一一一號 (La loi du 14 Juin 1928 sur la réhabilitation des condamnés, No. 111 du Recueil des lois et décrets) 本法はボヘミヤ (Bohême) モラヴイヤ (Moravie) 及びシレジヤ (Silésie) に於て、オーストリヤ一九一八年三月二十一日の舊法を模範とし、之に代へられたものである。スロヴアキア及び露領下カルパチヤ (Russie Subcarpathique) には、陸軍刑法に於けると同樣、此の種の處置は存在しなかつた。新法は全共和國にわたつて效力を有する。刑罰個別化の傾向は、裁判上の復權に關する條件に關係して、チエコスロヴアキヤ法とオーストリヤ法——之は廢止せられて居る——との對照の中にうかがはれる。

單一なる刑の宣告 (condamnation) の抹消 (radiation) の場合と、數箇の宣告の其とは、區別して考察する事を要する。

A、オーストリヤ法に依れば、裁判所は左記の條件の下に於ては、裁判上の復權を承認しなければならない。

a、刑の宣告を受けたる者が前科なき (sans antécédents judiciares) 時。輕罪 (délitou contravention) は諸種の事情に依り若し其の事實がさして重大なものではなく、又破廉恥的心情に基くものに非る限り、其の復權を妨げない。

b、本人が其の犯行に依り生じたる損害を、其の分に相應した方法を以て回復したる時。

c、刑の執行後一定の期間更に刑の宣告を受けたる事なかりし時。上述aの如き狀情輕微なるものは考慮外に置かれる。

d、宣告——抹消せらる可き——の結果課せられた自

由刑にして、一八六七年十二月十五日法律第一三一號第六條に豫見する犯罪(例之政治犯決闘等)に該當する事なく、且つ刑期一年を越ゆるものに非さる時。

チェコスロヴァキヤ法は上述cdの條件に關しては、裁判所の抹消權を擴大して復權を與ふる事を得しめ、bの點には重大な變更を加へて居ない。

刑期は原則として一年を超過出來ない事に成つて居り其中には罰金償却不能に依る換刑處分(peinede remplacement pour une amende non recouvrable)を含む。然し乍ら刑の執行後本人の行狀と犯罪の性質及び其の動機の點に於て、若し考慮するに足る全然例外的の事情ある場合には、五年以下の自由刑の時にも、裁判所は例外的に復權を認める事を得る。

刑の輕重には問題が無い事に成つて居る。

1、其事實が全然政治的動機に依りて遂行せられたるものなると、又は純然たる軍事的犯罪なるとを問はず。(死刑又は終身刑に處せられたる場合を除き)

2、二十歳以前の犯罪に依る宣告の場合にも同樣である。

此點に關しては裁判上の復權は普遍的であつて、唯一八六七年十一月十五日法律第一三一號第六條に列擧する政治犯にして、死刑又は終身刑に處せられたる者が唯一の例外と成つて居る。チェコスロヴァキヤ法に依れば刑期五年を超過する時は復權は不可能であるが、オーストリヤ舊法では許されて居た。

チェコスロヴァキヤ法は又考査期間(délais d'épreuve)(上述c參照)を短縮して、復權を容易にした。特に興味あるは第三條第二項の規定であつて、若し犯行が二十歳以前のものであり且つ自由刑の宣告が刑期一年を越えざるものなる時には、右の期間は其の二分の一(最短三年)とされる。最後に私は、本法が、事實の性質本人の心情及び刑罰の效果を斟酌する事に依り——唯政治的重大犯の場合のみは制限を受ける——單一宣告の抹消範圍を擴大したと言ふ事を指摘して置かう。

B、數罪の宣告に對する抹消に關しては、チェコスロヴァキヤ法と一九一八年オーストリヤ舊法に依る裁判手續には差違があり、法律の明文も亦異る。

前にも述べた如く、オーストリヤ法は、復權の要件として、刑の宣告を受けたる者に前科なき事と、一定の期間內刑の宣告を受けざりし事を要するものとして居た。若し情狀輕微にして且つ破廉恥的心情に出でたるものに非りし場合には、輕罪に對する刑の宣告は、原宣告の前

後何れたるとを問はず看過せられた。連續的抹消(radiation successive)に關し本法は何等の規定をも設けては居ないが、オーストリヤ議會の豫備草案、特にフォンミュールウェルト委員(von Mühlwerth)の下院に於ける陳述は(Dr. Ferdinand Kadečka: Das Gesetz vom 21. März 1918. Nr. 108 RGBl., über die Tilgung der Verurteilung. Wien, Tempsky 1918 p. 96. 110 參照)唯一回の宣告抹消をのみ許可する方針であつた事を示して居り、此の缺陷は、立法者の意志と相違せる法律の適用を行ふに當り、不都合なものと成つたのである。多少明確を缺いた法律の明文よりして、次の如き解決が生じた。

1、最も嚴格なる見解は(Gleispach, Die Tilgung der Verurteilung, Oesterseichische Zeitschrift für Strafrecht, 1918 p. 399. sq.)刑の宣告を受けたる者は其の復權後無前科とすと規定せる第三條を固執した。復權の承認には刑の宣告を受けたる者が、其の抹消を受く可き刑の宣告ある時に於て前科なき事を必要とする。若し第一回の宣告が、第二回の宣告に先立つて抹消せられた時には無前科となつて、第二回の宣告も亦抹消せられ以下相同じ。若し受宣告者が第二宣告を受くるに先立ち第一宣告の抹消を要求する事を怠つた場合には、第二宣告の破棄(suppression)は唯例外的にのみ可能となる(第二宣告が微罪に對するものなる時)

2、寬大をる見解は復權の決定に際し、前科なき事を以て足るとした。一度第一宣告にして抹消せられた以上は無前科とせられるのであつて、第一宣告の抹消以前に下されたる第二宣告すら、諸要件に缺くる所なき時は尙抹消を可能とし、此くして多數の刑の宣告に對する連續的復權(réhabilitation successive)の道が開かれた。蓋し疑ひもなく、多數宣告の中に就き、若し第一の宣告と其後の其との間に、考査期間の經過があれば抹消し得るからである。第一回宣告の抹消後は無前科と看做されるのであつて、其以後の刑の宣告は、若し他の條件を具備する時は取消される事を得る(Kadečka, Die Tilgung der Verurteilung, Gerichtszeitung 1918 p. 131 Das Gesetz vom 21. März 1918 p. 136)

3、判例(pratique)は、刑の宣告を受けたる者は宣告——其の取消が問題となれる——以前に處罰せらるる事なしとの法律上の定言的規準を無視して、「情狀輕微且つ破廉恥的心情に基くものに非ざる犯罪」てふ特別の範疇に入らざる場合と雖も、二箇又は其以上の宣告を同時に

抹消し得るものとなし其の手續を簡略にした。多數宣告を數箇に分割し、中間に考査期間の經過存在せば、其の多數の宣告を抹消するのである。(註)

註　舊オーストリヤ司法大臣は此見解を持し後チェコスロヴアキヤ大審院の判例に依り採用せらるゝに至つた。(l'arrêt No. 852, Collection Vázný et déjà l'arrêt No. 97 de 19 mars 1921. collection du Ministère de la Justice tchécoslovaque 參照) 多數宣告の間に於て考査期間の經過存在せば、連續的に多數宣告の抹消を爲すと言ふのである。若し之を否定せんか、第一宣告に就き其の考査期間經過以後本人が直接抹消を要求して來た時には、其抹消を承認しなければならぬ事と成り、抹消後新犯罪の故に再び刑を宣告せられた場合には、法律要件の具備せらるゝ限り、その第二宣告は抹消せらるゝものと言ふ可く、斯くては連續的抹消は、本人自ら欲する時に行ふ抹消請求の先見に依存せしめる事となり、好ましからざる事となる。蓋し刑事政策的見地よりすれば、法律を自己の利益の爲に利用して、直ちに抹消を受けんとする受宣告者と法律の不知に依りて其を爲さゞる者との間に、區別はないからである。大審院が其の判決に附加して「將來に對し有效なものが過去に對して無效なるの謂れなきもの(qu'il n'y a pas de raison que ce qui est en vigueur pour l'avenir ne le soit pas aussi pour le passé)」として居るのは(arrêt du 20 mai 1922, No. 852 collection Vázný) 恐らく、一九一八年法に依れば、抹消が原則として、無前科者に對してのみ適用せられ得るものなりとの論難に備へたものであると言ふ可く思ふに之れ第一宣告の爲に設けられた考査期間を標準として區分せられた多數宣告は、其相互間に抹消を排斥するものに非ずと言ふ事、即ち法律は若し受宣告者が、考査期間内に處罰を受くる事なかりし時は、形式的に、第一宣告の抹消を許したるに過ぎぬとする思想を表現せんとするものであらう。大審院は——グライスバハ及びカデチュカの引用を除き——法律の正條並びに淵源に背致せる其の主張を支持する爲の論據は、此を明示する所がない。多數宣告の抹消問題に就ては、Bačar. Zahlazeni nekolika odsouzeni (多數宣告の抹消), Pravny obzor 1928, p. 284 sq. 參照。

前述諸說中、其の何れを採る可きか。私見に依れば前二說は法律の正條に合致し、第三說は之に反する。

第一第二說の中、連續的復權を制限する點に於ては第一說が優れて居るが、本人が刑の宣告を受くる時に於て前科なき事を要する假定は、法律の上には現はれて居ない。若し本人が第一宣告の抹消請求を爲さざりし時は、第一說は不公平なる結果に導くの不正義を招來する(前揭大審院の見解參照)。第二說に對しては、其が、多數宣告後の速續的復權を過度に容易ならしめる點に於て、立法者の意志に反する事を非難し得る。言ふ迄もなく、此の曖昧なる法律の明文からは、完全無缺の解釋の如きは殆ど得る事は出來ないのである。

然し第三說たる判例は、從來無疵なりし者が、大戰後其の異常なる環境の壓迫に依つて犯罪に陷りたるも、其

犯罪たるや、必ずしも復權を與ふる價値なきものに非りし場合に於ては、實際的の必要を巧みに充たしたのである。此れ戰後には、處罰が緩和せられるに至つた事を示すものである。尙一九一八年法の規定は、新法に於ても其の實際的價値を失はなかつたと言ふ事を附加して置かう。其の第十三條に依りて、一九二八年法の效力發生當日に於て、各人の有する復權を受くる權利は尊重せらる可き事を規定する事に依り、jura quaesita を維持して居るからである。

チェコスロヴアキヤの立法は、本問題の解決を一變せしめた。實際の經驗上、微罪に對する刑の宣告抹消の必要に更によく適應する爲、法律規定の緩和を計るの要ある事と、又自由の程度を超えた取扱に對し制限を加へる必要ある事が知られて來た。現在の解決は政府案に立脚して居り、上院に於て承認を受けたものであるが、下院は寧ろ舊法を支持したのである。

既述の如くチェコスロヴアキヤ法は、原則として總べての刑の宣告に對し唯一齊抹消 (radiation simultanée) のみを許すのであつて、若し其の各犯罪を各別に考察して、抹消條件が完全であり、最後の刑の執行後の行狀よりして其の全き改善が明白なる場合には、多數宣告の抹消を許す。

右の原則に對しては、唯二箇の例外がある。

1、裁判所は輕罪につき、その下劣破廉恥の動機に基かざるものに對しては、最後の宣告の抹消を待つ事なくして其れ以前の宣告を抹消し得る。(此規定に就ては Bulletin de l'Association tchécoslovaque de droit pénal 中、ミリチュカの極めて正當なる批判 Vestnik ceskoslovenske spolecnosti pro pravo trestni. V. p. 88 參照。彼は上述の如き性質の犯罪に對する刑の宣告は、よし其が最後のものに非りし場合に於ても、決して抹消を妨ぐるものに非ずと主張して居る)

2、其の性質が(1)に擧げた程度の犯罪に對する刑の宣告三箇ある時は、最終宣告ありしより以後少くも考査期間を經過したる場合に於て、一齊に抹消を許可し得る。

明かに此の最後の規定は、裁判官の決定に依る多數宣告の抹消權を擴大したものであるが、微罪による刑の宣告ある時、其が最終のものに非ざる爲、全宣告の各〻が必要條件を總べて具備せざる限り、他の刑の宣告の抹消は妨害を受ける事と成つて、此の點に於てはオーストリヤ法に比較し制限を蒙るを免れない。

他面、法律の正條と判例との區別をしなければならぬ

事は、既に述べた如くである。多數宣告の一齊抹消の許容に依り、抹消の可能性の增大を見たりとは言へ、本人が完全に改善せられたる事が、その最終刑執行後の行狀に依り明白なるを要するとする新附加條件は、連續的抹消の許容の一方、同時に一の制限を含むものである。

其の條件は、實に、オーストリヤ法の判例に比し、刑の宣告を受けたる者に不利をもたらして居るのである。オーストリヤの判例は、刑の宣告を受けたる者に對し、其の法の正條よりは寬大であつた。

述べ來つて私は今や、多數宣告の抹消に關し、チエコスロヴァキヤ法が生んだ變革——細微の點は度外視して——を、次の如き二箇の特色に求むるを得るであらう。

1、輕罪の多數宣告の抹消を、其の性質並びに動機の點に於て容易ならしめた事。

2、重罪の多數宣告の抹消を、本人の改善につながらしめた事。

チエコスロヴァキヤ法に包含された一般的特色を說明する爲には、私は更に、本法がオーストリヤ法と同樣、刑期の長短を考慮したるのみならず、犯人の性格、犯罪の事實、動機結果をも考察する事に依りて、遙かに徹底した方法を以て、抹消の許容を個別化せんとしたる事並びに本法が裁判官の權限を擴大して、個別化への路を拓いた事に、重要なる進步を示して居る事を附加して置かなければならない。

× × ×

勞役所に關する一九二九年六月二十五日法律(La loi du 25 juin 1929 qui est relative aux colonies de travail)は、刑法の規定を若干變更し、(法律第一〇二號)勞働に依り矯正せられる事を必要とする慣習犯人?(criminels invétérés)に對する保安處分を統一した。

此れに關しては、現在ボヘミヤ、モラヴィヤ、シレジヤ卽ち共和國の大部分に行はれて居る法律は、スロヴァキヤ及び露領下カルパチヤの現行法と成つた舊ハンガリヤ法よりも、遙かに消極的な態度を執つて居る。

ボヘミヤ、モラヴィヤ、シンジヤに於ては、一八八五年三月二十四日法律が勞働教育所(maisons d'éducation au travail)を設置し、浮浪、物乞ひ其他之と類似の性質を有する輕罪の宣告を爲したる時は、刑期滿了後、之を勞働教育所に送致する命令を發する權能を與へられて居た。同所への收容は行政官廳に附屬した委員會に依りて管理せられ、其の收容期間は不定期とするも三年の期間を超ゆる事は出來ない。右の犯罪以上の重き罪を犯したる者に關しては、此の處置は講じられなかつた。

スロヴァキヤ及び露領下カルパチヤに對しては、ハンガリヤ舊法は、累犯者(récidivistes)に關し更に有效な手段を提供した。一九一三年法律の第二十一條に依り、裁判所は、獨り浮浪者懶惰者職業的賭博常習者のみに止まらず、尙、生命身體風俗財產に對する重罪並に輕罪の理由に依り、三ケ月以上の懲役又は禁錮に處せられたる者にして、若し其の犯行が懶惰に關係したるものなる時は、之を勞働教育所へ收容する權能を與へられて居たのである。

法律第一〇二號は全共和國に普く農業的勞役所(colonies de travail de caractère agricole)を創立すると共に、オーストリヤ及びハンガリヤの舊法に依る勞働教育所をも存置し、一八八五年五月二十四日勞働教育所に關する法律の規定に若干の變更を加へて、其の多くの規定を新設勞役所の其れに擴張した。斯くして、ボヘミヤモラヴィヤ、シレジヤに於ける勞役所には、單に、浮浪者物乞ひ等にして同一性質の輕罪につき、二回、刑の執行を受けたる者のみを收容する事となし、尙懶惰輕佻利慾の爲に重罪の刑に處せられたる者と、上述諸動機の一に壓迫せられて犯罪したる者にして、二回、自由刑の執行を受け、他人の財產に不安を感ぜしむる者をも收容する事を得る。執行を終つた刑が、當該事實の發生より少くも五年以前なる時は、無視せられる。

浮浪物乞ひ等の輕罪に依りて刑の宣告を受けたる者の勞役所に於ける收容期間は、最短六ケ月最長三ケ年で、其他の者(重罪判決を受けたる者)の最短は一年、最長五年である。其の行狀に依りて、改善の保證を充分に與へる者には、條件付釋放が許され、考查期間は二年以上五年以下となつてゐる。

スロヴァキヤ及び露領下カルパチヤでは、若しも一九一三年法律第二一條による勞働教育所收容の條件が具備せられ、且つ本人の危險性僅少なる爲勞役所への收容が望ましきものなる場合には、裁判所は、勞働教育所の收容に代へて勞役所へ移送する事を得る。收容の期間は六ケ月以上三年以下。

就中人の注意を惹くものは一八八五年オーストリヤ舊法の變更であつて、新法は、

1、同一性質の輕罪に就き二回、刑の執行を受けたる浮浪者物乞ひ等に對してのみ、此の保安處分の適用を制限し

2、懶惰輕佻利慾の爲に重罪の刑に處せられたる者と

上述諸動機の一に壓迫せられて犯罪したる者にして、二回、自由刑の執行を受け、他人の財産に不安を感ぜしむる犯人に對し、同處置の適用を擴張した。

かくて本法は第一の規定に依り、累犯の故に當然本處分を必要とする犯人にのみ制限し、第二の規定に依つて最も進歩せる立法例を斟酌しつつ、客觀的計量に依る犯罪相當の刑罰を犯人に課するとする事の缺陷を承認し、保安處分に依りて刑罰を完成したものである。其はささやかな進歩を實現したものではあるが、然し恐らくは、更に進歩せる保安處分の方式を採用する明日の刑法への進出の一助ともなる點に於て、其は貴重なものである之れ本法中に於ける、刑罰個別化思想の勝利に外ならぬ。

× × ×

私は冒頭に於て、問題とする法律中、廢止せられたものある事を說いた。一九二一年十二月二十二日法律第四七一號第九條が之れである。

本規定を充分に理解する爲には、現行法の特異性を考慮する事を要する。現行法は財産犯の重罪輕罪(contravention スロヴァキヤでは delit)を定むるに、その損害額を基として居るのである。實質的刑法（刑罰の種類判決の效果）と形式的刑法（管轄）との中に於ける、重罪と輕罪との區別の重要性は、あまねく人の知る所である。損害額の標準の如きは刑事政策的見地よりして、頗る議論の餘地があるのであるが、此の標準は、戰中及び戰後の貨幣價値下落當時に於て、財産犯の異常の增加を到來せしめ(拙稿 La guerre mondiale et la criminalité en Tchécoslovaque, Revue de droit pénal et de criminologie, 1926 p. 861 參照) その結果として、管轄裁判所 (tribunaux collégiaux compétents) に對し此種犯罪の裁判の爲に、頗る負擔の加重を招待した。

此が救濟策として、一九二一年十二月二十二日法律は檢事をして、貨幣價値下落と他人の財産に對する危險性の僅少なる事よりして、若し犯罪の客體が價値輕微なるの理由に依つて、其の事實が重罪とならなかつた場合には、輕罪の處罰を以て滿足せしめる事にした。本暫定規定は繼續的に延長されたが、一九二九年法律第三十一號に依つて廢止せられた。一九二一年の法律規定は其の缺陷にも係らず、事實の特異性を考慮させた點で舊法に勝つて居た。此に代つた新規定は、犯罪を重罪とし輕罪とする損害の標準額を倍加して居る。

一九二一年法律第九條の廢止に對しては、世は、裁判所が享けた輕減は滿足なものではないと主張して、檢事が、國内の地方別に依り餘りに異なつた方法を以て、事實を寬大に扱ひ得る權能を行使すると迄非難をした。此の後の非難は、刑罰個別化の見地よりして裁判官の自由を擴大せんとする刑法改正を妨害する性質を持つものである。若し政府に隷屬し、且つ其の命令に服從するの義務を有する檢事が、公平に此の個別化處遇を適用し得るや否やを立法者が疑ふものとすれば、政府の命令に依つては其の活動を左右し得ざる所の獨立なる裁判官に、如何にしてか同樣の權限を託する事が出來やうか。私見を以てすれば、廢止せられた規定は、其のささやかなる適用範圍内に於て、刑事裁判機關をして刑罰個別化思想に慣れしめ、次第に此等を新しき刑法の觀念に導入する事に與つて力があつたのである。其の實際に當つての結果も惡い樣には思へないので、私には其の廢止が惜しまれるのである。

パロール（假釋放）は、受刑者を拘禁より釋放するために今迄に考案された手段として、最良なるもので、釋放者の社會的復活を成就すべき最も安全なる方法を與へてくれるのである。いかによく組立てられたプリズン・システムと雖、豫算の豐かな、有能な人物を其職員とし、巧に組織されたパロール・システム（假釋放制度）の協力なくしては、決して最良の効果を擧ぐることはできないのである。

（ウイカーシャム・コムミッション）
報告より

神經衰弱者の殺人事件（兩殺症）

菊地甚一

大正十×年六月八日午前二時頃、埼玉縣川口町に住む矢田銀次郎（假名）といふ當時二十五の若者が、其前の年の十二月十五日に結婚した愛妻のきよを同衾中短刀で刺殺した後、自分は附近の川に投身自殺を企てたが果さず鳩ケ谷分署に自首して出た事件があつた。

○○地方裁判所の公判廷に於て裁判長は「犯罪當時に於ける被告の精神狀態と其程度如何」を鑑定すべく私に命じたのである。

被告銀次郎は川口小學校を卒業すると共に東京の某中學校に入學したが、腦が惡いといつて半年程で退學して了つた。後ち家に在つて鑄物の手傳をして居たが、昨年の春から本所の或る鑄物工場に職工となり、間もなく世話する人があつて本件の被害者きよと結婚して實家に歸り、實兄金太郎の工場に同居したが、一月三十一日に現在の兇行場所に世帶を持つたのである。夫婦仲は至つてよく近隣の羨望となつて居たとの事である。

六月八日の夜卽ち犯行當時の狀況について鑑定人に陳述する所によれば、

『六月八日の晩八時頃でした。いつもその頃寢るのですが直ぐには眠りません。（以下十七字省略）それから私は眠らうと思つて電燈を消しました。ところが其時不思議な事がありました。それは、電燈を消すと部屋の梯子段の前に大きな笹の葉が見えたんです。たしかに笹の葉です。銀色をしてギラ〳〵光つて居ました。そしてユラユラと動いて見えました。之れが澤山ありました。數限りもない位ありました。え〳〵ハツキリと見えました。それから驚いて又電燈を點けました。實に不思議です。眠る頃になつたら笹の葉はなくなりました。そしてそんな物が見えるやうぢや俺はもう氣が狂つたに相違ないと思ひました。いゝえ、きよには話しません。きよはよく眠つてゐたし、そんな事を話すと私が氣が狂つたと思はれると厭ですから。それから色々の事を考へて頭がグラグラして居る中に少しウト〳〵したかと思ひましたが眠れませんで、直ぐ又ハツト氣が付きました。それから妙な氣になつてそれからそれと頭に浮んで來て益〻眠れなくなり、眠がハツキリとして來ました。一日でも生きて居

れば世間の人に自分の氣の狂つた事を見せるやうなものだから死んだ方がよいといふ氣が起つて來て、早く死なうと思ひました。しかし自分が死んでしまへばきよはその時は悲しむだらうが、後になつたら又他の男の處に嫁入りするに違ひない。こんなに可愛い妻を他の男の嫁にする事は厭だからいつそ殺してしまつた方がよいと思ひました。さう思ふと同時に枕元に置いてあつた短刀できよの胸元を突きました。私は眼をつむつて居て突いたからどの邊に當つたかよく覺えませんが、右の手に刃を上に向けて持ちました。それからきよは聲を出しましたからもう一度突きました。その時きよは「兄さん惡かつた！」と云ひました。多分兄の夢でも見て居たのかも知れません。又「アヽ貴郎！」と云つたやうでもありました。又「お隣りのおかみさん！」とも云ひました。そして起き上つて坐つて居ました。その時きよは浴衣を着て居ました。私は表口から家を飛び出して山の下へ走つて行つて川に飛び込みました。短刀はその時どうしたかさつぱり判りません。

川に飛び込み、暫くすると苦しくなつて來ました。それで夢中で手を動かしましたが、何時の間にかあぐらをかいて居ました。水は胸までしかありませんでした。苦しくてもう深い處に飛び込むことも出來ませんから、鳩ケ谷警察に自首して出て、死刑にでもならうと思つて自首しました。其途中も橋の上で飛び込まうと考へましたがきよが生きて居るやうにしか思はれませんので、それも止めました。鳩ケ谷警察に行つて第一に醫者を迎ひにやつて下さいと巡査にいひましたが、醫者は心配ないと巡査に云はれました。妻を傷けましたから死刑にして下さいといひました。川に來た道を訊かれました。それから留置場に入れられ、また川口の交番に移されました。そして晩に此監獄に來ました。殺したのは何時頃かそのときは判りませんでしたが、考へて見ると朝の二時頃と思ひます』。

此陳述に依りて、犯行當時の狀態を推察すれば、被告は六月八日夜は妻と共に平常の如く食事をとつてから、四方山の話をし八時半頃に床に入り、暗闇の中に銀色の笹の葉が澤山に繁つて、それが風の爲めにユラ〳〵と動くのが見えたのである（幻視）。その頃彼は自分は平常から腦が惡いと思つて居た處であるから、こんなものが見えるやうではいよ〳〵氣が狂つたに相違ないと思ひ、非常に煩悶するに至つたのであらう。再び電燈を點けて見ると、一方きよは疲れてグツスリ寢入つて居るので眠れ

ない自分が餘計に情なくなり、考へた末に自殺を決意すると共に、最愛の妻を後に殘して死ねば妻は今こそ悲しむが日が經つに從つて屹度他の男と結婚するに違ひない。こんな可愛い自分の妻を他の男に任せるのは殘念だと考へて、枕元にあつた短刀できよの胸元を刺して後、投身自殺を圖つたのであるが、川が淺いので死にきれず警察に自首して出たことになつて居る。尙豫審調書に依つて見るに、

『私は色々様々な事に悲しくなり、きよを殺して自分も死なうと思ひ殺したのでありますが、初め自分一人死なうかと思ひましたけれど、私が死んだら此後きよは誰かに嚇くだらうと思ひ、夫れでは自分が死んだ後尙更笑はれることになるから、一層のことときよを殺してから自分も死なうと思ひました。それに、あの頃はもう何事でも悲しくてなりませんでした。それで自分でも腦が惡く、迚もこれでは一人で食べて行かれないと思ひ、又斯うして居たのでは何れ別れることになるが、其別れが辛いので一緒にきよと死んで仕舞はうと思つてきよに斬り付けたのであります。

その前五日の日に兄の家に行き、一緒にして吳れと云ひました。それは、三十圓許り兄に借財が出來ましたし腦が惡い爲めに仕事が出來ないので、その借財がこれから償はれないやうなわけになり、それが氣になつて仕樣がないからさういつたんです。其時兄はそんな意氣地なしでは仕方がないぞと叱りました。丁度その時に四十五六の船頭の樣な變な男が來て兄に酒代を吳れと强請り、その樣子がとんと氣狂ひのやうに見えましたので、自分もそんな樣になりはしないかと思つて恐ろしくなつて歸りました。

六日の晩にあまり心細くなり、お父さんの處に氣晴らしに行きました。そしてお父さんに頭の具合が惡くて困ると話したところ、お定さん(父の妾)が居て、濱中工場の範次さんが氣狂ひになつた話をしましたので、あんな確かりした人でさへ氣狂ひになるんだからと思つて、自分は非常に悲觀しました。七日も八日も色々考へ事ばかりして些しも眠れませんで、頭はグラ〳〵して痛く、手拭で冷して寢ました。それに私の母が氣が違つたことなど考へて、自分は氣狂ひになるやうな氣がしてなりませんでした。

それから殺した夜には前に話したやうに、暗闇の中に笹の葉が見えるやうな事があつたので、こんな物が見える樣ではもう氣が狂つたに相違ない。土井の清ちやんといふ人も自分の目の前に無いものが見えるといふ人であつたが、それが氣が狂つたことがあるので、そんな事を考へて自分も氣が狂つたのかと思ひ、又一日でも生きて居れば世間の人に自分の氣の狂つたことが判るから早く死なうと思ひました。』

次に、溯つて被告が犯行前の狀態について檢索するに實兄金次郎は、

『銀次郎は幼少の頃から幾分か腦が惡いのか仕事が思ふやうに出來ないで、一方をしてゐる中に片一方の仕事を忘れて了つたり、又夜分眠れないやうな事が屢〻あつたので、又其癖が出たなどと云つて先月末頃からはき〳〵しなかつたが、殊に今月に入つてからは、工場へ來て居ても仕事が一向に進みませんでしたから、私は彼が怠けることとばかり思つて居ました。又銀次郎は少し何かすると、腦が惡いと云つて始終遊んでばかり居るので、初め私共の目から見ると、腦が惡いといふ事は遊ぶ材料にして居るのではあるまいかと思はれる位でありましたが本人の云ふには怠けてゐるのでなく、行らうといふ氣が出て仕事に取掛ると、間違つてやれなくなるのだと申して居りました』と述べ、又次の如く鑑定人に向つて語つて居る。

『工場で仕事をして居るうちに、いつの間にか色々下らない事を考へて居て、付けるものの右左を取り違へたりなんかしますので、氣が付いて直したりなんかしまして一向に仕事が捗りませんでした。』

犯行當日に近き頃の狀態を觀察するに、近所の東山くには次の如く語つて居る。

『五月十二日頃被害者のきよが、亭主の銀次郎は近頃仕事が身にしまないで困ると云つた事がありました』

尙又實兄金太郎は、

『本月六日に五圓札一枚を銀次郎に渡してやつた事があります。さうすると、裏の藥屋から腦丸ときよの胃の藥を買つて家に歸つたやうでしたが、それつ限り出て參りませんでした。……八日の午後四時頃私が銀の處に行つた時銀は蒼い顏をして居りました。永山よしなども、銀さんは恐ろしいほど蒼い顏をして居つたと申しました』とも述べて居る。

尙重複の恐れはあるが、犯行當日及び七月二十七日の豫審訊問の際被告は次のやうに述べて居る。

『此五六日といふものは頭がグラ〳〵として寢ても碌々眠られず苦しんで居りました』又、

『六月五日に兄の家に行き、一緒にして吳れと云ひまし

た。それは自分で兄に三十圓許り借財が出來たし、又仕事が出來ないので其借財もこれから先償へないやうなわけになり、それが氣になつて仕方がないのでさう云つたんです。所が、兄にそんな意氣地のないことでは仕方がないぞと云はれ、それが非常に氣になつて歸りました。他の目から見てもさう見えるんだから、自分の頭が餘程變になつて居るのだと思はれ、いつそ其時に死なうかと思つた位でした。六日には又思ひ直して仕事に出懸けましたが、仕事はどうも出來ませんでした。道具立をして考へて晩までブラ〳〵して居ました。其晩五時頃あまり心細いから兄のところに行つて氣を晴らさうと思つて行きました。其時兄から五圓札を貰つて腦丸を買つて歸つたんです。七日は頭が痛いから手拭で頭を冷して寢て居りました』

尙又前に溯つて被告の少年期を考察するに、實兄及びその妻ちよの陳述によつて、被告は幼少より極めて小膽者で且つ神經質で、殊に蟲に對する極度の嫌厭性があり夜半突然起きて茶を飲み、庭を徘徊したり、或は身躰の所々を撫で廻したり、或は高聲に數を數へたり、時としては、大變だ！、大變だ！、と云つて驅け廻つたりして家人が漸く押さへつけて寢かしたりする事が度々あつたといふ事である。そんな時には、翌日此の出來事を聞かされても少しも記憶がないと云つて居たといふ事である。こんな事は十五六歳まで續いで、その頃から睡眠が碌々出來なくなつたりして、自分でも眠れないと云つては時々頭痛を訴へたりして居た。又平素無口で不活潑で人に話しかけられても容易に挨拶も出來なかつたりした位で、兄などから變人扱ひにされて居り、被告自身も常に腦が變だと云つて、中學も僅か半年で退學して了つた。

後ち工場に出ても規則正しく仕事をすることが出來ず又仕事にも容易に出懸けず、二階に茫然として居て食事にも降りて來ないことなどもあつたといふ事である。殊に今年になつてから漸次にその病狀が昂まつて來たのである。

又被告の遺傳關係を索ねるに、被告の父は頗る飲酒家で、慢性アルコール中毒とも稱すべき精神病性にある外その兄卽ち被告の伯父は顏面に時々痙攣を起す神經病者であり、其子は病的酩酊と稱するアルコールに對する精神の異常反應があり、又其次男に聾啞者がある。被告の母は高度のヒステリー性精神病者で、母の兄も亦精神病者であるといふ事である。

斯くの如く比較的濃厚なる遺傳素質は被告には生れながらにして培はれて居るのである。又上述の記錄によつても知られる如く、被告は幼少にして明かに異常の神經質小兒であつたことが證明されるのは、極めて小膽で寢惚ける癖(睡眠酩酊)があり、夜驚症があり、少年期を過ぐる頃に至つては殊に甚しく、修學不能となり、神經衰弱樣の症狀が益々顯かになり、卽ち不眠症があつたり、常習性頭痛があつたり、不活潑、沈鬱性があり、實務に從つても執着力が薄く、仕事の能率が弱く、殊に大正〇年十二月きよと結婚の後は、兄と別れて獨立の生活を營むこととなり、其負擔に堪えず、益々實務とその精神能力とが離反して來たのであるが、これから生れる精神の過勞は益々神經衰弱を增惡することは當然である。殊に六月に入つてからは此等の症狀が益々甚しくなり、殆ど仕事をなす能力がなくなり、且つ生活の脅威を感ずる處から兄に同居を求めたが容れられず、却つて叱責されたので悲觀煩悶の矢先に兄の家で無賴者の强請を見たり、父の家でその妾から精神病の話を聞かされたりしたので尙且自分も發狂するに非らずやとの危惧から餘計に懊惱せざるを得なかつたのである。而して碌々眠らざること數夜、遂に六月八日の夜に至つてその神經衰弱の極度に達したが、妻と共に寢に就くや妻のために〇〇を弄せられて、病者ながら情念勃起して Coitus を行つたが、その疲勞から遂に幻覺をさへ生じたのである。而して自ら斯かる苦境より遁るるには死するより外なしと念ふ傍ら不圖妻の安らかなる寢姿を見て、自分の死んだ後には屹度他の男に奔るに違ひない。他の男に委ねるよりは死の道連れにせんと遂に殺害するに至つた事は明らかである。

玆に於て吾人は此の犯行當時の精神狀態を考へ、被告はその犯罪に對して如何なる責任を負はねばならないか又負はしてもよいかといふ事について醫學的の立場から決定を與へなければならない。卽ち法律の言葉を藉りて云へば、被告は心神喪失者であるか、耗弱者であるか、將た精神健全者であるかといふ事を決しなければならないのである。元來心神喪失、耗弱といふことは勿論法律上の用語であつて、醫學的に觀察してこれに相當する場合の精神狀態を適合せしめるのであつて、普通心神喪失及耗弱に相當する精神狀態と云へば、通常の精神生活には決して現はれることのない現象、例へば妄想があるとか、幻覺があるとかのために自己の本來の精神作用が行はれないで、間違つた行爲が行はれるとか、意識が不明

になつて周圍の事や時間的認識がなくなつたり、不確實になるとか、後に追想の全く困難なる場合、卽ちヒステリーや癲癇の朦朧狀態などの場合であるとか、病的感動のある特殊のものや指南力喪失(或は無認識)、感情鈍麻意志の阻礙などと稱する卽ち癡呆狀態や白癡等の所謂精神病者として獨立的に診斷さるるものを有する精神狀態であつて、尙委しく云へば、幻覺によつて「お前の妻を殺せ」と聞えたり、妻が他の男と姦通して囁く聲が聞えるとか、又姦夫と同衾して居る光景をアリ〳〵と幻視して殺すとか、又は錯覺によつて恐るべき怪物又は敵と見間違つて斬り付けるといふのであれば勿論心神喪失の狀態であるが、此等の症狀が直接犯行の原因をなさない場合であつても、已にその人は明かなる精神病者であるときには心神喪失者と見るべきである。被告の場合は病的狀態にあつて尙且〇〇の爲め一層疲勞の結果玆に幻覺を生じたが、其幻覺のために妻を殺したのとは違つて「こんな物が見えるやうぢや自分は精神病者になつてしまつたのだから、他から笑はれるよりは自殺しよう」と考へその道連れに妻を撰み、又他の男に愛せられるといふ事は自分としては到底堪えられないことであるといふ判斷の錯誤から來て居るので、被告は直ちに幻覺に支配された行爲によつて生じた犯行ではないのであるが、又通常見る處の神經衰弱と稱する病氣そのものだけでは心神喪失には勿論耗弱にも相當しないのである。殊に六月九日の豫審調書によつて見れば「きよを殺さうとは思つたものの短刀を手にしてからも突き刺さうと思つては止め、五六度思ひ返してみましたが、最後に何だかハツと思つて一突きに突き刺しました」といふ如く、決して殺意が起るとすぐ刺し殺したのではないのである。其間顧慮徊徊した結果であるから心神喪失の者の如き狀態とは斷じて云ひ得ないのである。元來神經衰弱者は事を行ふになか〳〵直ちに決行することがなく、因循姑息で矢張りグズ〳〵して最後まで引摺られたやうな形で遂に決行する場合が多いので、他の精神病例へば早發性癡呆などの場合とは大いにその心的過程に於て異るのである。

又一方被告の意識は可なり明瞭であり、意識溷濁などのなかつた事は、被告の追想が犯罪當時に溯つて完全に行はれ、當時の模樣を明かに記憶よりたぐり出して物語り得るのであるから、無意識又は意識溷濁などの病的症狀がなかつた事が察せられる。故に此方面からでも心神喪失の狀態といふ如き强度の精神障礙は無いと見る可きである。

然らば被告は全く通常の精神作用によつて犯罪を行つたかといふと決してさうではない。被告の素質が已に精神病又は神經病を發するに十分に培養されてあるのであつて、幼少時既に異常兒であり、長ずるに從つて益〻體質性の神經衰弱に相當するやうになつて來たのである。殊に犯行前數日の病狀は相當に進み、殊に精神界の變調が釀されて來たことは明らかであり、數日間不眠が續き精神の疲勞困憊が襲つて來た上に Coitus により一層疲勞を感じて遂に幻覺を來したのであつて、健全なる精神狀態に於て行はれたときとは云はれないのである。卽ち被告の精神は當時心神耗弱に相當するものであつたと斷定し得るのであつて、尙相當の責任を附與してもよいと考へるのである。

エディソンの宗教

彼の生涯の或る時期には、エディソン君は先きの世のことなどはちつとも考へてはゐなかつた。が、しかし、彼の年齡が進むで、生命の自然の終りといふことを考へるようになつてから、彼は大きな問題に自分の思想を向けるようになつたのである。で、彼はゐる一つの變化を經て尙ほ持續するものだ、といふ獨特の結論に達したのである。彼は、宇宙の中心には、いつまでも〳〵進んで息まない生命の根本をなすものがあると感ずるようになつたのである。

これを、レリヂオン(宗教)と呼ぼうと、諸君の勝手だが、エディソン君は、宇宙は何と呼ぼうと、生きてゐるもので、人間の最も深い要求たる生活と相呼應して活動するものだと信じたのである。宗教といふものが若しあつたとしたら、これは、理智を失はない、人間に希望を懷かせる一箇の宗教といへるのだ。エディソン君は、暗黑ではなく、光明を待ちもうけて此世を去つたのである。

(ヘンリー・フオード エディソン翁追懷談)

隨感隨筆

（續）

印南於菟吉

五

在京拘禁の共產黨員ハン・ストの計畫ありたりと謂ふ。ハン・ストは誠に以て弱者の强者に對する一種の脅威として行はるゝ巧妙手段の一たり。而かも亦我國に於て、未だ曾て之に依つて奏効したる例あるを聞かざるを常とす。予の經驗に依れば神戸に於て似而非僧某の詐欺事件として拘禁せらるゝや四十餘日間ハン・ストを企てたりと謂ふも、其實は味噌汁、白湯を飲用したるなり或は又一片の果實さへ貪ぼりたることもありと謂ふ。兎に角絶對の飢餓狀態には非ざるなり。ハン・ストの起原は知ることを得ざるも、多分は外國人の摸倣に出でたるものならむか。予の知る限りに於ては歐洲大戰の際英國に於て義勇兵徵募の折、宗教上の理由に依り戰爭を否認する者所謂C・Oコンシヤンシアス・オブヂエクターとして不應召罪の爲めに禁錮に處せられたる者數十名に昇れり。此種の者、或は協同してハン・ストを企て首領株は遂に出獄したる珍事さへ出來せりと稱せらるゝも、我國に在てはかほど迄に至らずとするも、刑務所の手數は想像以上にして必ずしも彼等は刑務所の待遇に就て反抗するにも非ず敵は本能寺、官憲を代表する總べての者に當らむとする意なりとは謂へ、刑務所は大迷惑なりと謂はざるを得ぬ。之に就て對策を講ずるの必要あらむか、目前に給食を展開し、箸を採らざる者に向つても、尙箸を採つて開口せしむるの義務は刑務所之を負ふべきや否や。宗教上の理由に依りハン・ストを企つる者は、人の法より神の作り給へる法を重しとし、戰爭を否認するが爲めに拘禁の厄に遭ひたりとすれば、寧ろ神の敎に循ひ天國に遊ばむと謂ふ點に、一部の理を看出し得ざるに非ずと雖も共產黨員のハン・ストは天國を以て赤國と看做したるにや。宜く行かんと欲する者は行かしむべきなり但し俗界に於て刑務官吏に迷惑を來たさしめざる方法に於て。

六

一時、刑務所內に職業訓練所の開設を見たるに、其企畫や寔に好良なるものありしに、今日杳として其聲を聞かざるは不思議の現象なり。想ふに之れが成績の思はしからざるが爲めに、自然之を廢絶したるにも非ざるべし其の何が故たるを知らずと雖も、實に惜しみても餘りあることなり。運用宜しきを得れば、彼等をして眞に能く相當の技能を向上發展せしめ、釋放後生活の安定を得べかりしに此方法を缺如せるは、刑務所として所謂個別處遇の原則を知らずして集團處遇に甘んずる者、作業配科の法を知らずして收入增加の經濟眼に囚はれたる者との誹を受くるの止むを得ざるを思ふ。由來收容者に對する作業賦課は道德觀念を別とし、經濟獨立を得べき要素を具備するを目的とすべきは謂ふ迄もなきことにして、然るに各收容者に對して之れが技能を修得若くは練磨するの機會を得せしめざるは、作業賦課の目的の大半を失ふものと謂はざるを得ぬ。固より刑務所內多くの作業施設を爲し得ざる事情ありと雖もその施設ある場合は、出來得る限り彼等の希望を納るべきは勿論、若し又其の施設なしとすれば、希望業種を夜間一二時間之に充當して以て社會的職業を繼續せしめ、或は習得せしむるの機會を作るは敢て難事に非ざるべし。現に此方法はアメリカに於て實行する所にして、商工業の全部は斯くの如くして刑務所內に取り入れられ、場合に依りては專門の士に囑托して指導せしむることあり。收容者は何れも各個の才能に應じて所好の業種の修習を了へ、他日生活場裡に馳驅するの資を養ふと謂ふ。即ち晝間、所內指定の作業に從事するも夜間は自己希望の業種に就くことを得べきを以て自然晝間の好まざる定役も、勤勉するの結果を得たりとは米國當局者の報告する所たり。我國の折角設けられたるこの職業訓練所も自然不問に付する意氣と相比較して霄壤の差大なるに驚かざるを得ぬ。希はくは何等かの方策に因り今一層職業訓練の實効を擧ぐる樣、切に當局者に望む所なり。

七

近年監獄暴動と稱する者、若くは之に類するもの我國に於て之れが存在を失ひたるは誠に慶祝すべきことにし

て蓋し當局の管理法その宜しきに協へるものと認めさるを得ぬ。聞く所に依れば、近く支那に於てあり米國に於てオーバーン、ヂョリオツトにあり、英國にもあり、佛に於てフレスネーあり、白耳義に於てルーヴアンあり、和蘭に於て海牙及ハーレムあり、何れも近年頻發の事故にして、その原因は各々異なりたるもの、如く、歐洲に起りたる者は主として獨居制に由來し、米國に起りたる者は重刑に反抗したるものと稱せらる。何れにしても當局に於て人性の本質を、顧慮せさる結果に胚胎するものと認めさるを得ぬ。我國に於ても十數年前多少の騷擾を見たる跡なきに非すと雖も、事變後に於て深く之を討究すればその間幾分の欠陷あるを見る。例へば監獄建築に際し他より大工の移送を受けたるとき其者は一團と成りて黨派を作り、殘留者と互に拮抗して騷擾を起すと謂ふが如きも、其の實被移送者は監獄の都合に依り移送までも爲し、他の勞働利益を犧牲にして自己の便宜のみを計ると云ふ一種の心理作用から共鳴を得て勃發するのである。刑務所に於て之が爲め相當便宜を得るとすれば、彼等にも亦その利益を供與すべきが本筋である。人性の本質は彼此互に利益を共通することに依つて圓滿に協和が出來る。一方にのみ利益を壟斷するとそこに龜裂が生まれる。なんぼ刑罰と謂ふ美名の下に强壓を試みても人心の奥底には服從觀念、若くは信賴なるもの、起る筈がない。我國の當局者は此邊の機微を察して、巧みに收容者を御するから歐米のそれの如き結果を見ないのであらう。僕は之に力を得たるを喜ぶと同時に、此世界的流行に感染せさる樣更に當局の猛省を望むのです。恐くは監獄法七十條の規定は矢張り此精神の一端を示して居るものと僕は解する。

八

僕は微力ながらも數ケ所に刑務所長として勤めてきたが、今も尙當時の部下の人々の多大の勞苦と援助とに依つて、漸くに其責を果たし得たのを喜ぶと同時に、その厚誼に感荷して居る次第であるが、近時刑務官吏の間に往々不祥事を聞く毎に一層其の感を深ふする。多數の刑務官吏であるから、その間には多少の間違の起るのも止むを得ないと謂へばそれ迄であるが、少くとも人格を標榜しなければならぬ、行刑の重責を負ふ人にして自分が被告となるが如き不良行爲あるとは、飛んでもない沙汰と謂はざるを得ぬ。寔に刑務官吏同僚の面目に繋はる重大事である。今日は浪人ではあるが關係深い僕自身でさへも之を聞て嗟嘆長大息して、前途の遼遠を深く悲しまざるを得ぬのである。何として同僚の一人は斯る犯罪に陷ゐつたのか、犯罪原因を研究する場所は、先づ脚下の自身を研究しなければならぬ。眞に能く眞劍に人生と謂ふものを考へなければならぬではないか。必ずしも收容者のみを對象として計りでなしに、御同樣人生の斯社會に處して居る以上は、複雜なる關係が相互の間に生じ相纏綿する有樣は、平素から十分に注意して討究して置かなければならぬと思ふ。

由來自分の經驗に依れば、刑務官吏は一般に溫順に過ぎ引込思案ではあるまいか。自分は數個の刑務所に歷任したが、何れの場所でも看守長諸君の座談訪問を受けたことが無い。毎日役所で顏を合はせるから用事以外特に訪問する必要が無いと謂ふ譯かも知らないが、それでも刑務所官舍の在る處は多く閑靜な場末であるし、閑な時に所長さんの家へ話しに行つて見よう、と云ふ氣位起りさうなものだ。兎も角も先輩と話しをすれば何か宜い教訓を得るものだとの歡念が、起きさうなものだと思はれる。僕などは若い時はうるさく思はれる程先輩の家へ行つて、所謂御高說を拜聽したものだが、今にして時々想ひ起すと此時の座談は數冊の書籍に優さつた感がある。若い刑務官吏は智識慾が無いと謂ふものか、所長と謂ふ名が付けば敬遠主義を採りたがる。此敬遠主義は多分は同僚の思惑に胚胎して居るものと思はれる。先づ此因循の氣風を打破するのでなければ、すべて革新を企つることが出來ぬ。職員の協同的動作は、之に依て阻害せらることが少く無い。同僚の言行に就て疑があれば、相當責任者に對して敢て進言するのは相互の義務ではあるまいか。固より他人の事を誹謗するのは宜しく無いことは無論であるが、自分が察知し得るのに、之を默過して置くことも亦職に忠なる所以で無い。此點は御互に刑務官吏たる以上は、共同の責任を以て疑の同僚に對し、大なる過誤を爲さしめざる樣、心掛くるこそ當然と謂ふべきである。所長には何事も隱秘して置くと謂ふ態度は宜しく無い。自分に關せざる限り口にすべきで無いと謂ふ古への敎訓は唯誹謗饒舌する勿れとの意に解すべきで、職務上必要なる事柄は、十分に其意の在る所を進言せねばならぬ。刑務官吏の金錢上に於ける間違は多く玆に崩して居ると思ふ。平素の行動、人と爲り等に依つて大凡そ同僚には察知し得るのに、同一體たるべき人々が默過したことに原因して過誤が大きくなる。其人の爲めにも不幸であることは勿論、刑務所全體として面目を毀損せ

刑政第44巻第12号
矯正図書館

らるゝの大なることを恐れる。

九

本誌前號、鹽野局長の行刑一年の展望を讀んで非常の感興が湧いた。從來、行刑局長の聲言は會同を除いては滅多に接し得なかつたが、此度始めて之に接し得た喜びもあるが、而かも僅かに最近一年の展望に過ぎないにも拘はらず、行刑の根本義に觸れて比較的多大の收獲ありたるを大に祝福せざるを得ない。

しかも局長の意嚮が、刑政を通じて之を知り得たことは非常の歡喜で、殊に行刑を以て試練の反覆であると謂ふ點などは、以て如何にその寬宏の心と熱烈の意氣があるかを想察することが出來る。教化一體は頗る時弊に適中し、刑務官吏をして自己の職分以外更に考察を要すべき所以を敎へて、以て犯罪軍の適正なる措置を講じ初犯者の累犯防遏に力を注ぎ、更に擴張したる假出獄處分に依つて、刑務官吏の能力を十分に發揮せしむるの意嚮は、紙上に躍如として居るではないか。或は累進制の施行を近き將來に約し、又は既に監獄内部の取扱方法として勞働報酬增加の一端を示し、又自由制限の幾分解放を試みたるが如き、順次に彼等收容者の適格者を指導向上せしめんとするの意も亦、凡愚と雖も尙能く之を知り得べきである。殊に總べての改良を以て之を試練とし不都合あらば更に之を改めむと謂ふが如き、心事の洒脫宏量、物に拘泥屈託せざるを示し、改善の意氣盛んに燃ゆるを見て予輩玆に一道の光明を看出したるを喜ばなければならぬ。愈〻躍進すべき秋である。

十

正木氏の前號卷頭言は實に予輩の心を獲たるもので、予は年來實に氏と同樣の意見を有し、氏とは未だ之に就て語るの機會なかりしと雖も曾て責任ある當局者に對し予の衷情披瀝したることありたり。今も尙ほ之を以て現在行刑制度の一缺陷と認め、改善の烽火を玆に揚ぐべきの至當と順序の然らしむる所を確信し居れり。希くは有力なる正木氏、その他周圍の僚友に依て一日も早く實現することの機あらんことを。當局者多くは經費云々を口にすると雖も、實行の信念だにあらば、其工夫も亦敢て難事に非ざるべし。否當局者の手腕は優に之を料理し得べきを予は確信する者の一人なることを玆に明言する。

十一

刑政を通じて若き新人東典獄を識るの機會を得たるを欣ぶ。最も緊切重要性を帶びたる少年監に埋合せ所長を配置するの不可は、予常に之を憂へたるに、予は今に於て予の謬見を愧ぢざるを得ぬ。所長にして行刑上の所見を發表するもの稀、多くは默々として事務に忙殺せらるるの時に當り、近時江藤氏の堂々たる論文を始めとし東氏所見の寔に得難き穩健中正の說を聞くに迫んで、予輩益友を得たるの喜に耐へぬ、希はくは前途將來を囑望せらるゝ同人等に對し切に自重せられんことを。

キヤポネの後繼ぎ

シカゴのアンダーウオールド（犯罪界）のキングと曰はれたアル・キヤポネもとうゝ合衆國裁判所で十一年の禁錮を宣告されたのは、日本の新聞にまで大見出しで報ぜられたが（もつとも彼の殺人業のビツグ・シヨツトがたゞの所得稅脫稅のかどで處罰されたのだから笑せる）、シカゴのギヤングの活動はまだ中々熄みそうもないのである。

といふのは、キヤポネがまだプリズンへも入らないのに、已に其後目と目指されてゐるものが現はれて來たのである。それは、最近所得稅の虛僞の申告で捕まつたピーター・デ・ヴアトーといふ小男だが、この新しいビツグ・シヨツトは當年三十三歲で、キヤポネの學校友達だつた。本業はストライキブレーカー（同盟罷業代用職工の周旋屋）で、三四千の子分を持つてゐて、いざといふと命令一下で七百臺のトラックを集める腕があると云はれてゐる。先達捕まつた彼の家の室はまるで小さな武器室で、ベツトには二挺のリヴオルバーがつるしてあり、其傍には握りの所にフラッシュライトの仕かけてある仕込杖が立てかけてあり、尙ほ外に、一見ライフル銃の銃身とも見える散步用の杖まで發見されたのである。

刑政第44巻第12号
矯正図書館

European Observations and comments

E. R. Cass

最近歐洲視察

ニューヨーク・プリズン・アソシエーション
書記長
イー・アール・キャッス

最近數年間、アメリカ合衆國に於ては、犯罪は著しく增加し、國民の前に大きなプロブレム(問題)となつて現はれて來たので、從つて之に伴つて、犯罪防止並びに刑政に關して諸外國の採つてゐる方策についての研究が盛んになつて來たのである。しかしながら、アメリカと歐洲諸國とは社會的並びに經濟的狀態を異にし、アメリカの諸人種混淆し、更らに四十八箇のステート(州)に分かれて人情風俗の一樣ならざるに反して、歐洲諸國に在つては、人種は同種で、國民の性格は已に久しく固定してゐるといふような事情の相異のあるために、兩者の間の比較は極めて困難なものとなるのである。しかのみならず、從來、アメリカの歐洲視察者は彼地の裁判所の手續や刑務所の管理方法の研究に十分の時間を費やす暇のなかつたといふ事實も、更らにこの困難を深からしむるもので、且つ、語の相異といふことが、彼地の事情を研究するものにとつては、非常に不便をかもしてゐるのである。

歐洲諸國の國々のアメリカと異つた位置とか面積とか一國から他國への移動の勝手にできないこと、國民の政府に對する信望と畏怖の念のアメリカに於けるよりも更らに遙かに大きいこと等の理由が、イングランド並びに歐洲大陸に於ける犯罪のコントロール(取締)に重要な

要素となつてゐることは、毫も疑ひを容れない所である。此等の事情は、アメリカ人にして歐洲を訪ふものゝ眼に直ぐ着くのである。西のコースト(海岸)から東のコーストまで殆んど三千哩もある國に住んでゐるアメリカ人の享有する移動の自由は、歐洲の國々の民によつては享有されてゐないのである。歐洲では、國内に於ける住所の移動並びに一國より他國への移動は、いづれも其筋の査照を受けなければならないのである。歐洲各國の政府は箇人の身元、その行かんと欲する場所、その爲さんとする仕事を取調べる權利を有つてゐて、これを行使してゐるのである。これだけの取締方法があつてしかも往々にして極めて嚴重であるのだが、それにも拘らず國際的に活動してゐる犯人はかなり多いのであるが、それでも其活動は甚だしく小規模なものと曰つて可いのである。歐洲からアメリカを訪れたものは、直ぐと其國の大きいのと、一地方から他の地方へ移動する自由さとに驚くのである。

去年のチエコスロバキヤのプラーグ(Prague, Czechoslovakia)に開催された第十回國際刑務會議(The Tenth International Prison Congress)に、ニユウヨークのプリズン・アソシエーションの書記長(General Secretary)たる自分は、アメリカからの委員の一人として之に列席したのであるが、この機會に、イングランド、ホツランド(和)、ベルヂヤム、フランス、ヂヤーマニー及びチエコスロバキヤに於ける行刑施設を歷訪し、且つ當路の有司とも色々談合する所があつたのである。後に、項を分つて揭げた所のものは、當時余の親しく觀察して得た所で、それにいさゝか註脚を加へてみただけのものである。之を讀んで、行刑の事項に關して、完全なもの、さなくとも之に近いものが、イングランド又は大陸諸國に發見せらるべきだと思ふものは、誤れるの甚しいもので、自分とても決してそういふつもりで玆に記述の筆をとつたわけではない。しかし、其の中には、我々アメリカ人の歐洲諸國の施設制度から學ぶべき或物を見出し得ようと思ふのである。

クリミナルに對するトリートメント(處遇)の問題は現代文化國の凡てが頭を惱ましてゐる重大な問題となつてゐるのであつて、しかも、いかなる國も、十分滿足のできるトリートメントのシステム(仕組)を案出したものは未だないのである。今日の文化世界はクリミナルの問題を持て余して、解決の方法について暗中模索の有樣である。アメリカでは、札つきの犯人の處遇が寬に流れる

傾向があり、之に反して、歐洲では、處遇のメソッド（方法）が峻嚴で、よく犯罪を防止し、犯人をしてブリズンを怖れしめると言はれてゐるのは、我々の屢々耳にする所である。しかし、余の見る所を以てすれば、歐洲諸國に於ても、累犯者は受刑人口のかなり多數を占めてゐて、刑期の或る期間中きびしい獨居拘禁の適用さるゝ國々に於てさへ、この事實は否めないのである。しかしビーナル・リホーム（かんごく改良）に於けるリーダーシップ（指導的位地）に對して、アメリカが自家獨占を誇つてゐた請求權も、今や、あらゆる點から、戰ひをいどまれてゐるのは、疑ひのないことである。イングランドやヂヤーマニーの如き國々に於ては、行刑制度の上に新しい實驗を試み、クリミナルなるものゝ箇々の性情について更らに多くを知らんとするに努むる強い傾向が看取せられるのである。

次に揭ぐるものは、犯罪狀態と刑務行政に關する歐洲諸國の顯著な特色とも見るべき事項で、アメリカの刑務官、行刑學者、延いては社會公衆の興味を惹起せずにはをくまいと思ふのである。

（一）犯罪の搜査並びに犯人の逮捕告發の迅速なること

Prompt detection of Crime

歐洲の國民は、警察官や檢事の功能を善く理解し、これを尊重することを知つてゐるのである。搜査、逮捕並びに檢擧を逃がれようとする形跡のたしかなものに對して、アメリカ人のような放慢な態度は決してないのである。刑罰の的確にして迅速なことは、イングランド及び大陸諸國の一つの特色といつてもいゝのである。

（二）刑期が短くなつたこと

Shorter Sentences

一般には、イングランドでは、長期の刑を科することによつて刑罰の峻嚴を示すものと思はれてゐるらしいが事實は之に反して、イングランドでは、大戰以來、いかなる時に於けるよりも今日、遙かに短期の刑を科してゐるのである。アメリカでは五年、十年或は十五年の刑に終るであらう犯罪に、二年若しくは三年の刑の科せられるのは、イングランドでは普通なのである。刑期の短かくなつたばかりでなく、多くの場合、譴責するとか、罰金を科するとか、プロベーションに付するとかして、刑罰のシステムを一層寬大にして、今迄過去のイングランドについてよく謂はれて來たような、刑罰の嚴にすぐる嫌ひのあるのを避けようとする傾向のあるのは、たしか

だと言つても可いのである。けれども、いづれにしろ結局、犯人は、自分が法を犯かしたもので、どうしても法の執行者と相對することにならなければならないものだ、といふことを思ひ知らされるのである。これでも犯人の大多數に對する刑罰の的確にして迅速なることが分明かるのである。アメリカに於ては、動もすれば犯人の多くが逮捕と刑罰とを免かれる形跡があり、偶然逮捕された少數のものに嚴刑が科せられるといふ傾向のあるのに比べると、雲泥の差があるのである。

（三）統制の一途に出づること

Systems of Central Control

歐洲諸國では、刑務行政に關する政策は固より、其他の細かな規則なども、主として國家的基礎の上から制定運用されてゐるのである。例へば、英國では、ロンドンのホーム・オフイス（Home Office——內務省）がイングランド並びにウエールスに於ける凡てのコンヴイクト・プリズン（懲役監）及びローカル・プリズン（アメリカのカウンテイ・ヂエールに相當するもので、短期受刑者を收容す）の行刑方針並びに管理の細則を決定するのである。スコツトランドでも同樣で、スコツトランドの行刑局（Prisons Department）が英帝國に於けるこの部分の行刑制度の方針を定めるのである。これは、アメリカ合衆國に於ける行刑制度の多種多樣なると全く相反してゐるのである。ニユーヨークのステート（州）は、ペンシルバニア及びニユーヂヤーシーの二つのステートとは全然獨立して、受刑者の收容處遇の方針を定めるのである。（註——アメリカ合衆國は四十八箇のステート及び五箇のテリトリーと、首府ワシントンのあるデイストリクト・オブ・コラムビヤなる獨別の一地區より成るもので、ステートは獨立自治のボデイ・ポリテイツク（政治團體）で、立法行政兩つながら自由であるが、テリトリーは合衆國政府に直屬して、文化其他の關係で未だ獨立のステートとして認めがたい地方を云）。此等の多種多樣の行刑政策の善惡は別として、とにかく此等の制度は全く相互獨立して定められてゐるのである。であるから、わがアメリカ合衆國には國家的に統一された行刑政策といふものはないと曰つて可いのである。成程、政策や手續については、色々な州に類似の點がないではないが、差異の種別も亦た甚しいのである。イングランド、ウエールス、スコツトランドでは、然うではないのである。それ〳〵中央の局で確乎とした完全な管轄權を握つ

てゐて、其結果は、管理處遇の方法手續の統一と明確さに於て著しいものがあるのである。で、或るプリズンに適用されて其可なるを證明されたものならば、イングランドとウエールスならばロンドンの内務省の命令で、スコットランドならばエデインバラの行刑局からの命令で他のプリズンにも直ちに施行されるのである。これは、大陸に於ても亦た同じことである。

(四) 任期
Tenure of Office

アメリカとはちがつて、歐洲に於ては、行刑制度と之を運用する刑務官の重要なることを理解してゐる公衆一般の態度は、アメリカ人に勝ること數等なのである。歐洲では、上は行刑の局に當り、各種のシステムを指揮監督する行刑局長より、下は行刑施設の些細な事務を管掌する看守に至るまで、其の撰擇は極めて愼重に行はるゝのである。撰擇は、アメリカの如く政派の羈絆に煩さることなく、個人の價値に基き、其標準もかなり高いもので、一旦職に就いたものは其任期について始終不安を懐かしめらるゝようなことはないのである。然るに、アメリカでは、刑務官の始終異動することは普通のことで或る官吏が漸く自分の職務上取扱ふべき問題が解かり始める時分には、已に後任者が現はれてゐるといふ場合が往々にしてあるのである。歐洲のアメリカに優る點は、アメリカのように朝令暮改の弊がなく、一旦或るシステムのプログラムが定まれば、永續して行はれ、刑務官も安じて其職に盡すことができることである。この利益は特に言ふまでもないのである。

(五) 刑務所の大きさ
Size of Institutions

イングランドやヂヤーマニーの如き國々では、一つの刑務所には可成少數の受刑者を收容しようとしてゐるのである。其數は普通一千人より少なく、イングランドでは、正規として、七百を越へず、五百が普通である。これは、アメリカとは全く反對で、シン・シン・プリズンの如きは、現在の受刑人口は二千四百を越へてゐるのである。ミシガン州のヂヤックソンにできる新しいプリズンでは六千人を收容する設備があるのである。其他の州の施設でも、普通一千から二千を收容してゐるのである。イングランドやヂヤーマニーでは、受刑者に箇別處遇を與へようとする傾向が强いのである。これは非常に望ましい傾向で、アメリカでも外國でも久しく主張されて來たものであるが、未だ目立つ程實際には適用されてゐないのである。イングランドの行刑制度のブライテスト・スポット(美點)と稱されてゐるボースタル・インステイチユウシヨン(註——英國ケント郡のボースタル・プリズンより始まつたので此稱がある)は、十六歳より二十一歳までの青年を收容するのであるが、收容者の數は約三百人と定められてゐて、しかも此人數は施設内で更らに五十乃至七十五人の小さなユニツト(單位)に分たれるのである。ボースタル式の施設はニューヨーク州のエルマイラの感化院に比すべきもので、一九一〇年に設けられたこの施設の精神は、エルマイラと全く等しいのである(一八六九年エルマイラの感化院法案通過、一八七六年より開設)。このボースタル・アイデア(案)といふのは、見込みのある青年犯人を或る特別の施設に收容して普通の所謂プリズンから來る悪い感化を受けしめないで、訓練の實を擧げようとするのである。イングランドではボースタル式のトリートメントを必要だと見とめた見込みのある青年犯人の訓練に全力を盡すの考へで、特にボースタル式施設の人員を極めて少數に限り、收容者をしてかゝるシステムより得られる利益に飽くまでも浴せしめんと努めてゐるのである。合衆國では全く反對で、エルマイラの如き施後に於てさへ、收容人員は千五百——六百に達してゐるのである。で、精神は等しいとしても實際の效果からみて、少數の收容人員を有つてゐるボースタル式施設で成しとげられるものとエルマイラ・リホーメートリの如き施設で成しとげられるものとを比較するのはまちがつてゐるのである。一九二九年中のイングランドの諸處のボースタル・インステイテユウシヨンに於ける人員の總數は一千三百二十六人で、此數はエルマイラ一箇處の施設の收容人員よりも少ないのである。

處遇を箇別的にし、自力奮發の機會を與へ、堅實な性格の所有者である職員と日夕親しませるといふのが、ボースタル・システムの心髓である。自分の親しく看た所でも、この施設の中のアトモスフイヤ(氛圍氣)は恰も監督の行き屆いたボーイ・スカウトのキヤムプの中のそれと甚だ似てゐるのである。ボースタル・システムの非常な成功を收めてゐることは、其處のレコードにも示されてゐるが、このシステムの實際の活動を看ても、其主張さるゝ成功の眞に近かいことが察せらるゝのである。

(六) 受刑者の分類
Systems of Classification

イングランド、ホツランド(和)ベルヂヤム(伯)及びヂヤーマニーの諸國では、漸次プリズン及びプリゾナー(受刑者)の分類の價値を認めて來たのである。此等の國々の行刑處遇の方針は、次第に見込みのある受刑者を見込みのないものから分離する傾向が盛んになつたのである。イングランドでは、受刑者のクラシフイケーション(分類)は內務省內に設けられてゐる專門課員によつて行はれるのである。伯耳義では、一九〇七年以來開設せられてゐる「刑事人類學部」("Service Anthropologique Penitentiaire"——Criminal Anthropological Service——S. A. P.)と稱するクリニツク(診斷所)を通して行はれてゐて(註——この「刑事人類學部」については、昭和二年一月號「刑政」に揭載せられたる「白耳義に於ける行刑改良」の一篇を參照せられたし)このクリニツクの所長(ディレクター)たるドクトル・ヴエルヴエツク氏は「プリズンは、犯行をかもすべき身體上並びに精神上の疾患を治し、かくして犯意の再發に抗すべき武器を供給するの目的を以て、あらゆる科學的智識の利用せらるべき一箇の「道德的にして社會的なる療養所」("a moral and social sanatorium")でなければならない」、といふ極めてサイエンテイフイツクな見地から、受刑者の分類の仕事に努力してゐるのである。この刑事人類學部のセンター(中央部)は首府ブラツセルのラ・フオレスト・プリズンに置かれてゐる。獨逸に於ても、色々なクリニツクが設けられてゐて、獨立のパーソナリテイ(性格)を有つた一箇の人間としてのクリミナルについての研究を進める目的で仕事が取扱はれてゐるのであつて、階級處遇制のプロシヤ聯邦に實施せらるゝに至つた今日、このクリニカル・サーヴイス(診査部)は重要な役割を演ずることになるのである。

ホツランドでは、精神缺陷のある受刑者のために、ニユーヨーク・ステート(州)のナパノツク精神病監に似た施設をライデンに設けたのである。尙ほ、常習犯人のための施設をヴエーニユイゼンに設け、且つ、玆處には將來の行動につき見込みの少くないもの及び全然ないものを收容することになつてゐるのである。この施設への收容は裁判所より直ちに差し向けらるゝか又は司法大臣の命令によつて行はるゝのである。この施設よりの釋放は司法大臣の命令以外には行はるゝを得ないのである。

更らに、ホツランドには、十八歲より二十三歲まで、時としては二十五歲までの若い受刑者にして、從來のアメルスフホルトの感化院に收容するには年を取りすぎてゐるものを收容すべき新しい刑務所の建設中である。

プロシヤに於ける階級處遇制は、一九二九年六月プロシヤ政府司法大臣の命令で實施さるゝことゝなつたのである。

(七) プロベーションと罰金刑
Probation and Fines

實際、イングランドでは、プロベーション(日本の少年法でいふ觀察)の適用はだん〳〵擴張され、之と共に罰金刑(ファイン)の適用さるゝことも多くなつたのである。しかも罰金はインスタルメント・プラン(なしくづし法)で支拂へるようになつてゐるのである。初めには、プロベーションは大抵の場合ポリス・コート(警察裁判所)に適用されてゐたのであつたが、現在では更らに上級の裁判所のケース(事件)にも適用さるゝことになつたのである。アメリカでは、或る場合には、罰金刑の適用は失敗に終つたのであつて、一九二三年度の如きは、罰金不拂のために、イングランドに於ける一般の受刑人口が遙かに減少したことは容易に想像され得る所ではあるが、しかしアメリカで犯罪と認められてゐるプロステイチユウション(賣淫)、ドラツグ・アツデイクシヨン(麻醉劑常用)並びに禁酒法違犯の三つは、イングランドでは犯罪とは認められてゐないのであつて、アメリカで罰金刑の失敗したのは此の三つの犯罪に關してゐるものであることも思はねばならないのである。

(八) 作業
Employment of Prisoners

受刑者が手を空しうして遊んでゐるといふことは、普通イングランドや歐洲大陸のプリズンでは見られない現象である。イングランドでは、受刑者は一日八時間作業に就くのである。たとへ受刑者の身につく職業としては何一つ立派なものは敎しへることはできないにしても、少くも、其者にインダストリー(勤勉)の習慣を養はせるような一定の確乎たる計畫がなければならない、といふのが、イングランドの行刑當局の方針なのである。固より、作業の割宛も圓滑には行かず仕事が少くて人間が

多いといふ場合が多いのであるが、どうにかして、凡ての受刑者に何かしら或る仕事を與へるといふ作業分割の方法が見出されてゐるのである。で、其仕事も、固より、プリズン外の勞働者に要求せられるだけの分量とは比べ物にはならないが、只だ遊ばせてをくといふのは、刑罰を無視することで、と同時に、却て無慈悲に苦しめることにもなるので、それよりはむしろ働けるだけの身體も有つてゐるものには何かしら或る一つの仕事をあてがふべきである、といふのが歐洲の行刑當局の考へで、この方針からどうにかして仕事を見つけてやつてゐるのである。この點は、アメリカの刑務所で屢〻見るような大勢の受刑者が仕事がなく手を空しうして遊んでゐるといふような不體裁とは、非常な相異である。そう以前の事でもないが、アメリカの或る刑務所で、自分は、八百人に近い受刑者が、仕事のないために、毎日數時間づゝ一團となつてヤード（監庭）の一隅の柵の中に押し込められてゐるのを見たことがある。一度び歐洲のプリズンを訪ねたものゝ眼には、このシーン（場景）は餘りうれしいものではないのである。

（九）教育
Education

受刑者の處遇訓練を完からしむるために、廣い意味でのエデュウケーション（教育）特に成人教育（adult education）に更らに益〻重要な役割を有たせようとする努力では、イングランドは特に目立つて見えるのである。普通のプリズンでスクール・クラス（授業）の行はれるのは夜間で、教師達は特志で教しへてくれるのである。喜んでこの教化的の勤勞に服するために、少くも一週一夜プリズンへ行かうといふ保證のたしかで資格の立派に備つた人が、イングランドだけで、殆んど四百人もゐるのである。これに比すべきものはアメリカには何處にもないのである。廣い意味での教育はイングランドの行刑當局の極めて眞面目に力こぶを入れてゐる努力なのである。

獨逸のプリズンでは、特に青年受刑者にありては、教育は日々の生活のプログラムの定まつた一部を成すものであるが、イングランドに於けると同じく、作業時間の妨害となることは許されないのである。ドイツでは、未決にゐる青年犯人も少くも一日一時間は學課に出る義務があるのである。これとは反對に、ニューヨーク市のトムブス・プリズンとか其他各州のカウンテイ・ヂェール（拘置監にして短期刑務所）の如き未決監では、老ひたるも若きも一緒にごた〳〵と幾日も時には幾箇月も判決を待ちながら、何等健全な教育上の努力を示さるゝでもなく、何の爲す事もなく徒らに有害な仲間と共に其日を消してゐるといふのが一般の有樣なのである。此等の施設は往々にして犯罪の學校だとさへ云はれてゐるのである。ベルリンの未決監（Untersuchungsgefängnis）ではこんな事はないのである。其處に收容さるゝ十八歳から二十一歳までの青年犯人には、其精神上並びに智能上の惡化墮落を救ひ、教育上の手段で更らに一層健全な生き方を教しゆるために、あらゆる努力が傾倒されてゐるのである。

（十）體操運動
Physical exercise

イングランドのプリズンでは、受刑者の健康を維持し發達せしむるため、特に意を用ひて、毎日體操運動をやらせてゐるのである。時間は朝で、其日〻〻の元氣を鼓舞するためである。和蘭、伯耳義及びフランスのフルズン・プリズンとか、ベルヂヤムのルーヴアン・プリズンとか、和蘭のパーグやハーレムのプリズンには、暴動に似たようなものは極めて少ないのである。これは獨房制の行はれてゐるのによるのである。一九三〇言ふに、アメリカの刑務所では、リホーメートリーを除いては、イングランドの凡てのプリズンに見出さるゝような、一般受刑者のために運動を行はせるシステマテイツク（系統の立つた）な方式はないのである。アメリカのプリズンに於ける運動といふのは、でたらめで、一日の内半時間とか一時間とか、或は午後の全部を之に充てるといふ風で、極めて好い加減のものである。固より、ベースボールはやるが、これは只だ好きで熟練のあるものだけで、受刑者の一部分に行はれるに過ぎないのである。

（十一）暴動
Riots in Prisons

イングランドのプリズンにも、最近、諸處に騷動があつたにはあつたが、暴動（riot）と稱すべきようなものではなく、決して二三年前アメリカに起つたようなものと比すべきものではないのである。しかし、大陸で、フランスのフルズン・プリズンとか、ベルヂヤムのルーヴアン・プリズンとか、和蘭のパーグやハーレムのプリズンには、暴動に似たようなものは極めて少ないのである。これは獨房制の行はれてゐるのによるのである。一九三〇

年のプラーグに於ける第十回國際刑務會議では、幾度かアメリカの二三のプリズンに於ける暴動に言及されたことであるが、若しそれが、歐羅巴のプリズンには共當時唯の一度も暴動はなく、從つて歐洲の方の行刑管理のシステムはアメリカよりもすぐれてゐるのだ、といふことを言はふとするに在るならば、これはてんで頭から比較の標準がまちがつてゐるのである。アメリカのプリズンの異動について彼れ此れいふ人は、獨房制の行はれてゐる國々の人である。獨房制といふやつは、孤りで食事をし、孤りで眠り、孤りで運動し、孤りで禮拜することを要求するシステムで、アメリカ人には到底堪えられないシステムで、そのために十九世紀の初頭に已に廢止せられてしまつたのである。

(十二) 刑務所の建築 Prison architecture

歐洲では、アメリカのように、刑務所の建築にどえらい金を使はないのである。これは、其民族の有つてゐる儉素な特質と結びついて、一般に保守主義の傾きがあるのである。際立つて目にとまるような建築はないのである。永持ちのするのが目的で建てられてゐて、デザイン(設計)も至つて簡素である。ベルヂヤムのガン刑務所は、一七七三年に初めて受刑者を收容したのであるが、今だに完全に使用に堪えてゐるのである。和蘭のライデン刑務所は精神病の受刑者を收容する所であるが、一六六〇年に建てられたのである。もつとも、内部は現代生活の必要に應ずるため幾分改造はされてゐるのである。この刑務所では一般に外側房(outside cell)が用ひられてゐる。卽ち、建物の外側の壁にくつゝけて作られたセル(房)で、房の奥の壁にヤード又は監の翼と翼との間の空地に向つて窓が開いてゐるのである。各房の前面は廣い廊下を隔てて相對し、廊下は天窓から明りを取つてあるが、房の前面が重いドアになつてゐるので廊下から明りは入らないのであつて、明かりも空氣も主に後の窓から入るのである。

ヨーロッパ式の外側房とアメリカ式の内側房との比較的の價値については、アメリカでも歐洲でも行刑事業家の間に久しく議論が上下されてゐたのである。歐洲の居房はアメリカのよりも普通大きく、概して體裁がルーム(室)らしくできてゐるのである。しかし、これはそうあるべきで、特に獨居制の採用されてゐる施設ではそうなければならないのである。

伯耳義のプラツセルのフオレスト・プリズンやサン・ヂル・プリズンは歐洲に於ける外側房制建築の模範であるが、たゞイングランドの南部のワイト嶋にあるキヤム・ヒルの施設及びベルリンから程遠からぬブランデンブルグの新たにできたプリズンには劣つてゐる(註——キヤム・ヒル・プリズンはイングランドに於ける建築の最も立派な施設で、一九〇八年豫防拘留の目的で累犯者を收容するために建てられたのである。この豫防拘留(プリベンティブ・デテンション・アクト)というふのは豫防拘留法(Preventive Detention Act)の下に立案されたものであるが、結果が面白くないので、今後は初犯者の刑務所となるはずである)。ブランデンブルグの刑務所は、ドイツに於ける最新式の建築で、デザインの簡素なるもの、典型といつてもいゝのである。この施設の著しい特色とすべきは、收容設備の多樣なことである。玆にも、外側式の獨居房があるが、普通歐洲に見るアウトサイド・セル(外側房)よりも小さいのである。これは、セルが眠るためばかりに用ひらるゝ故である。次に、五人乃至七人の受刑者を收容するために工夫されたセルがある。其處には、戸棚、洗面臺、便所の備付がある。監房の翼棟を分ち、且つ色々タイプを異にしたセルを作つて、受刑者の分類に便するというふのが、このインステイテユウシヨン(施設)の特色で、眞面目な研究に値する試みといふべきである。これを見ても、ドイツ人が受刑者の處遇の箇別化の必要の切なることを認めてゐるのが分明るのである。この刑務所で特記すべき他の設備は、レシービング・クオータース(receiving quarters——收容の際受刑者を診査し分類する場所)、所内のパニツシユメント・セクシヨン(懲罰監區)、工場、接見室、集會所及び大規模の炊所とパン燒き場とである。食事は各受刑者其居房で供せらるゝので、共同の食堂の設けはない。これはイングランドでも歐大陸でも普通の事である。

(十三) 刑務官練習所 Training Schools for Prison Officers

プリズン・ガードを訓練する或るシステムを確立する必要は、アメリカでも歐洲諸國でも、已に久しく說かれてゐたのである。イングランドでは、一九二五年以來、ウェークフイールド・プリズン(Wakefield prison)に刑務官練習所(trianing school for prison officials)が設けられて、成績の著しいものがあつたのである(註——英國では、刑務官の練習には、重きを學課よりは實

務にをくために、特に練習所を模範刑務所たるウェークフィールド・プリズン内に設けたのである)。是れ、英國の行刑當局が、受刑者の處遇の完きを致すためには、低級な人間ではだめで、是非共有能優秀な職員の必要のあることを認めたゝめである。英國では、誰れでもプリズン・アドミニストレーション(管理)の責任を負ひ得るものとは信じてゐないのであつて、この思想は、上は刑務所長より末は下級の看守に至るまで、職員の人選に意を用ふとの深いのを見ても分明なのである。此點は、政黨の後楯があるといふより外に何の資格も有たない人達によつて刑務官の職が占められゝアメリカの例とは全く相反してゐるのである。アメリカでは、豫算が不十分であらうと、職員が凡庸であらうと、管理が惡からうとプリズンなどはどうだつてかまはないといふ心持が一般にあつて、これまでも色々な場合に餘りに屢ゝ其心持が實際に證明されたのである。しかし、アメリカにも追ひ〳〵刑務練習所のできるのは賴もしいことである。

(十四) 特權
Privileges

英國の刑務所では、受刑者は收容と同時に凡ての特權が與へらるゝわけではないのである。例へば、ボースタル・システムの施設に收容された青年は、入つた當時は普通の正規のベッドは與へられないのであつて、床から二三寸高い毛布のかゝつたブランク・ベッド(ふとんのない板ベッド)に眠るのである。自分の眠る共同じドーミトリー(宿舍)——セル(監房)ではない——には、階級制による幾段のグレード(級)を進級して來た他のボーイズが正規のコット・ベッド(つり床)で眠つてゐるのを見て初めて、特權の代表物であるベッドとか其他の快適な條件は、努力の結果として自分の力でアーン(働いて得る)せらるべきものであることを理解させられるのである。然るに、アメリカの刑務所では、普通、收容の初めから最大限の身體上の愉樂が與へられるのであつて、書信接見等の特權が奪はれてゐるだけである。イングランドでも、固より書信接見の特權は初めには制限されてゐるのである。

(十五) 釋放者の保護
After-Care

和蘭、イングランド、及び獨逸の或る聯邦では、刑務所から釋放される人達をケーア(世話)する保護團體(オーガニゼーション)に政府から補助金を與へてゐるのである。此等の國々では、就職干係やら、世間一般の疑虞やら、家庭並びに近隣の事情やらで、釋放者が正路の生活に入らうと思つても、其處に非常な困難に遭遇する場合が多いといふことが、よく認められてゐるので、釋放者の世話をしてやる保護團體は、政府から十分の協力を與へられてゐる。事業資金を得るために社會の比較的少數の人達の同情と興味に賴らなければならないといふみじめさはないのである。此等の團體の仕事は、社會防衛上、是非共なくてならない重要なものだと認められてゐるのである。

(十六) 受刑者訪問員
Prison visitors

イングランドには、選まれたシティズン(公民)をして一定の規則に從つて受刑者と親しく接觸せしむるといふ一種獨特のシステムがあるのである。選まれたものは其社會で重い責任を有つてゐる人達によつて推擧され、內務省の承認を受けた人々である。各訪問員(ビジター)の每週接し得る受刑者は十人を超ゆることはできないのである。接見は受刑者の居房で行はれ、會話は、政治と宗教とを除きあらゆる問題にわたつて差支ないのである。刑務所の職員は傍についてはゐないのであつて、慰問員は自分で錠を開いて戻から房へと訪ねて歩くのである。受刑者と外部の世界との接觸を保たせて行くのが訪問員の主要な役割で、訪問員は世間話に託しては、健全な思想を鼓吹し、ねじくれた、けちな了見を棄てゝ、もつと大きな朗かな眼で人生を看るように勵ましてやるのである。釋放後もできるだけは、兩者の接觸は持續されて、萬事に面倒を看てやるのである。このシステムは、全く獨特なもので英人一流の物のわかつたリベラル(大量)なやり方で、英國のプリズンが徒らに嚴に過ぐるとの誹りを解いて餘りあるものである。(了)

Journal of Criminology, September, 1931

海外時報

悲境に立てるドイツ青年

今や、ドイツの青年は、うす暗い昏迷の巷をさまよつてゐるのである。

崇仰の的であつたカイゼルは國を棄てゝ出奔し、魂を托すべきチヤーチは分裂して歸一する所なく、家庭生活は悉く生彩を失つてしまつた今日、しかも、經濟上の不安は日々の生活を脅かしてゐるのである。何の依るべきものが、彼等のために殘されてゐるだらうか。ドイツの青年は孤影自ら憐れむ外はないのである。

曾つては彼等のあこがれの的となつてゐた燦爛たる軍服の權威も一朝地に墜ちた今日、彼等はこの失はれた權威に代ふるにユース・クラブ（青年會）の規律訓練を以てし、青年の生活になくてならないロマンスをスポーツと政黨組織の中に求めて、僅かに自ら慰めてゐるのである。しかも、政黨組織の目的といふのも、固より確乎たる意圖のあるのではなく、只だ混亂した心理に孕まれたもので、往々にして「惡むべき」デユウ（猶太人）や共產黨員や、時によつては、ヒツトラー一黨の虐殺の如き兇暴な行動に終るのである（註――評判のアドルフ・ヒツトラーで、「美男（レエーキ）」アドルフと呼ばれてドイツの婦人の間に大持てに持てゝゐる男で、去年の總選擧で二十に足らぬ小數より一躍百〇七箇の議席を聯邦議會（ライヒスターク）に占むるに至つた國民社會黨（National-Sozialisten ――略稱 Nazis（ナチス））の首領である。ヒツトラーは元來オーストリヤ人であるが、大戰中ドイツ軍に投じたので國籍を失ひ、今では無籍者なので、自分は聯邦議會に議席は有つてゐない）。

これは、現時ドイツに於て、歷史家として傳記家として有名なるエミール・ルードウイヒ（其著「ナポレオン傳」「ゲーテ傳」は世界に喧傳されてゐる）が、「ニユーヨーク・タイムス・マガジン」誌上で、描き出してゐる憐れむべきドイツの青年の實情なのである。それは、援助を與ふべき力も有たない年長の人達と共に、大戰から生れたデレンマから逃がれ出さうともがいてゐる、情熱的で同時に理想を追ふて已まないドイツのヤンガー・ゼネレーション（青年）の姿なのである。

何んにも知らないものが、前代の人の犯した罪の代價

を拂つてゐるのである。

「今日、ヤング・ヂヤーマンス（ドイツ青年）に缺けてゐるものは、彼等の信じて適從することのできる確乎たるオーソリテイ（權威）である」と、ルードウイヒは曰つてゐるのである。

「彼等は、帝國に代つて新たにでき上つたデモクラシーには何物をも見出すことはできなかつたのである。で、新しい生活に何等依るべき權威を見出さなかつた彼等はコムミユニスト（共產派）にせよファーシスト（ヒツトラー一黨の反動派）にせよ、易々といづれかのラデイカリズム（過激主義）の喰ひ物になつてしまうのである。其の結果は、十四歲から二十一歲までの九百萬の若い人達の心を得ようとし、と同時に、清き一票を獲るために各派の間には紛かふ方なき戰爭が始まつてゐるのである。この九百萬のものは已に自分で稼いでゐる人達なのである。其上に、一千一百萬の二十一歲から三十歲までの青年投票者がゐるのである。是に於てか今日、ドイツの青年は國民の總數の三分一を占め、實際の投票者數の半數を占めてゐるのである。而して、此等の青年は、まるで、戰ひに負けた父の子のように、今まで持つてゐた誇りの遽かに傷つけられて、鎖沈の極自暴自棄の心持にさへなつてゐるのである。

軍隊生活から得られた血を湧かすような興味も、今は全く失はれたので、彼等は、其代りとして、訓練のきびしいユウス・クラブを組織し、更らに、棄てることのできない國民としてのプライド（誇り）の唯一の吐口として、スポーツのテイームを作つて自ら慰めてゐるのである。ドイツのスポーツ・テイームが國際仕合に參加したといふ事實は、ドイツ人の伎倆と力量の如何なるものなるかを世界に示さんとする彼等の意氣の盛んなるを證據立てゝゐるのである」。

しかしながら、彼等は悉く、何かしらのラデイカリズム（過激主義）にかぶれてゐるのである。若し、其過激主義がコムミユニスト畠のものならば、彼等の「最後の戰爭」と稱する搾取者に對する戰爭を、いつでも戰はふと待ち構へてゐるのである。また、それがファーシスト畠のものならば、戰爭は勇氣を養ふ敎育だとして讃美され、國際聯盟（League of Nations（リーグ・オブ・ネーションズ））とか協調（佛國との）を說くものは、怯懦にして共に齒するに足らざるものとして斥けられてゐるのである。

「而して」と、ルードウイツヒ氏は曰ふ、「更らに、ド

イツには、既にリホーメーション（宗教改革）以來四世紀に亙つて幾多の生命を殞さしめ、國民の精神力を消耗せしめた基督敎の新舊兩派の長い悲劇的な確執が今尙斷えないのである。

大戰以來、何處の國も同じように、ドイツ青年の間にも、虔信の念の甚しく衰へたことは、それは拒むべからざる事實である。最近、四千人の男女兒童に、彼等のゴツドに對する考へを答案に書いて出すように求められたことがあるが、其答へは牧師達をして毛髮を立てさせるようなものであつた。

一人の男の生徒は、「自分は幼い時から運が悪かつた。自分の父は戰爭で死ぬし、母はとうの昔に死んでゐないのである。どうして、ゴツドがあるなどと、のん氣に信じてゐられよう」と曰ひ、一人の女生徒は、「チヤーチも田舍で看ると、とてもかわいらしいが、ベルリンで看ると、滑稽にしか思はれない」と書いたほど、全くほがらかな無神論者なのである。

彼等は、何物をも信じられないのである。近來、ドイツに於て、少年犯罪のいちじるしく增加したのも、實は萍のような依るべなき彼等の思想生活が、彼等の心持をしてデスペレート（やけ）なものとしたのが、深い因由となつてゐるとも云へるのである。」

しかのみならず、兩極端の過激派には、彼等を指導するに足る立派な思想家も詩人もゐないのである。今日、ドイツで、重要な文學や藝術的作品を出す人は、悉く世界の平和を希望してゐる側の人達なのである。「リーダー（指導者）を求めて已まない此等の青年の心理的傾向は、ドイツ精神に於ける徹底的な、歷史上意義の多かるべき一つのレヴオリユウシヨン（革命）への趨向を示してゐるのである。而して、凡ての點から察するのに、本質的にイタリー人よりもドイツ人の性格に遙かに善く適合してゐるデイクテーターシップ（獨裁政治——ファーシズム）の出現の機が熟してゐるように見えるのである」と、ルードウイツヒ氏は斷じてゐるのである。しかも、思想上の混亂は、國民生活の準則たるべきオーソリテイーの二つの座であるチヤーチ（敎會）とファミリー（家庭）が殆んど全く其勢力を失墜してしまつたために、更らに一層深化したのである。と、ルードウイツヒ氏は說き、筆を進めて、

「今までは、男の子は長い間勉學するの余裕があり、娘達は結婚するまで、のん氣に家庭で待つてゐられたような、中流階級に屬する家の子供達は、今日では、十八にもなればもう自分で働かなければならなくなり、從つて兩親との關係も親子というよりも、むしろ兄弟とか姉妹のような間柄になつてしまつて、戀愛事件でも、別に兩親に相談することもなく、てん〳〵に勝手次第に對手をこしらへて、別に深い考へも愛情もなく、往々齡もいかないのに結婚してしまい、するかと思ふと直ぐにまた離れて、更らに新しい對手をみつけるという風になつてしまつたのである。かくして、兩性間の關係が余りに明け放しで、時には冷々淡々として行はれる事になつてしまつたので、これまで若い人達にとつて極めて貴重なものとされてゐた戀愛のエクスタシー（恍惚境）というものは、近代の青年男女間には全く失はれて、戀愛は何等驚異の念も伴はない尋常茶飯事となつてしまつたのである。從つて、今までは極めてデリケート（言ひ惡い）な問題とされてゐた戀愛に關する事柄も、平然として衆人稠坐の中で論戰せらるゝようになつたのである。

若い娘達が、沈默の衣に包まれてゐてこそチヤーム（魅惑）のある問題を、クラブの席上や雜誌の面で堂々と論じ立てる其客觀的な平氣な態度に、何人も驚かされるのである。しかも、娘達は其平氣な態度を却て誇つてゐるのであつて、大膽にも戀愛の實際の行爲に關する著述をやり、其中で、戀愛に關して訓しへてもらうような書籍はもはや必要はない、と堂々と公言してゐるのである」と述べてゐる。

しかも、また、この冷淡な態度に對して、一方には、十八世紀の末葉から十九世紀の初頭へかけてドイツの人心を支配した彼の浪漫主義（ローマンティシズム）へのあこがれも未だ全く亡びてはゐないのであつて、共同の大義のためには身を殺して仁を成さうというような精神となつて現はれてゐるのである。ドイツの青年は今日ほどエスプリ・ド・コル（團體精神）の盛んなことは、未だ曾つて見なかつた所である、と筆者は語つてゐるのである。この精神は、十二世紀から十六世紀にかけてドイツに行はれてゐたフエームゲリヒトと稱せらるゝ秘密裁判に似た方法で、これと目指したものを秘密に審問して殺戮を加へるというような秘密結社の組織に、明かに看られるのである。筆者の記述する所によると、

「コムミユニストや、チユウや、ヒツトラー一派の姦惡な徒輩を亡し絕やす目的で、ローマンテイツク（傳奇的）な團體が作られたのである。傳ふる所によれば、「此事

を斷行するには、國家は余りに微力であるから、我々は自ら起つて之に當らなければならない」と彼等は稱してゐるのである。團體ができ上ると、嚴肅な誓約が換はされ、死の運命を受くべく定められた敵黨のリーダーの表を作るのである。この團體の數が一百にも達すれば、ヴエルサイエ條約などは立派に破棄してみせると、彼等は思ひ上がつてゐるのである。かゝる團體の一員が、秘密を洩し、目指された犧牲者に警告を與へたり、警察に密告したりすれば、他の團員は假借する所なく、立所に其者を殺してしまうのである」

かくして、自尊の念の傷つけられたと感じてゐるドイツの青年が、自分達の親共が仕出かした戰敗の屈辱といふ譲り物をふり棄てようとしてゐるのは、明かに知られるのである。而して、ルードウイツヒ氏は、次のように說いて、筆を收めてゐる。

「戀愛はそのロマンスを失ひ、國家は國民に對する花やかな贈り物ともいふべき勳章を授與する權力を失ひ、藝術は其魅力を失ひ、青年のアムビション（覇氣）を養ふものとては、唯だスポーツあるのみとなつて、動もすればデスペレートな氣持になりがちの今日の狀勢ではあるが、もし、世界が敗殘の國としてドイツをさげしまないで、完全なイクオーリテイー（平等）の感じを彼等に復活せしめたならば、ドイツの青年達は今よりも遙かに沈着な態度を持していかれるようにならうと思ふのである。而して、他國民と同等であるといふ資格は、今日の悲況をもたらした戰爭について毫も與り知る所のなかつたドイツの青年は、ドイツにとつて最も恨みの深かつた昨日の敵からさへも、立派に威張つて要求しても差支ないものなのである。

今日に在つても尙ほ、醇乎たるドイツ人は、その詩と音樂とが我々に語つてゐるように、本質的にロマンテイツクなのである。で、もし、世界がその藝術上の價値を認めてやつて、しかも、尊重の念を示すに心からの堅い握手も以てしたら、悲境に立つ今日でさへも、彼等は報ひらるゝ所のあつたことを喜んで承認するにちがいないのである」。

Literary Digest, October 10, 1 31

アメリカ社會事業家大會

去る六月十三日より二十日まで、米國ミネソタ州ミネアポリス市で、アメリカン・アソシエーション・オブ・ソーシアル・ワーカーズ（アメリカ社會事業家協會）の年次大會が開催されたが、一般會衆の興味を惹いた問題は、何といつても時節柄失業問題であるが、之と關聯して、犯罪增加の問題、延いては、プロベーション（觀察）及びパロール（假釋放）の必要が、今更ながら力說されたのである。

會合勞頭、ハーバード大學の社會倫理學の教授リチヤード・キヤボツト博士は、社會事業の多くが何の益する所があつたかと疑ひ、事業家の氣を落させ、「最近まで、世間ではリホーメートリが受刑者の八十パーセントを改善し得たように信じてゐたのであるが、實は、あべこべで、アメリカでベストなものと稱せられてゐるマサチユセツツ州のコンコードのリホーメートリでは、性格の陶治の結果は、成功どころか、失敗が八十パーセントにも達してゐるのである」と述べてゐる。この點は會議中色々の方面から論ぜられ、行刑處遇の失敗を致した他の色々の原因が擧げられたのである。シカゴの少年保護協會（Juvenile Protective Association）のミス・ヂエツシー・ビンホードは、リホーメートリーの將來取扱はなければならない傷つけられた生活の多くのケースを生ぜしめた原因として、アメリカの家庭生活の崩壞を悲しむでゐるのである。失業の人心に及ぼす惡化の影響は、會衆のいづれも口を極めて力說する所で、新しい犯罪者を生ぜしむるばかりでなく、釋放者並びに假釋放者の復活の途を妨ぐの甚しいことを述べてゐる。ミネソタ州の勞働聯盟の主事たるヂオージ・ローソン氏は、「アメリカが機械化と大量生産とを讃美し誇示する間に、我々は機械のために其職を奪はれた勞働者のことは大して考へなかつたのである。機械が生産した豐潤な物資は、家族のために多大の幸福をもたらし、人類をしてより高き文化に浴せしめ得べき筈であるのに、却て機械は人間に不幸をもたらしたのである」と慨してゐる。

ノースウエスターン大學の法學部教授アンドリユウ・プリユウス氏は、アメリカのリホーメートリーのリホーム（改善）せず、パロール（假釋放）及びプロベーション・システム（觀察）の失敗したといふ非難に關して、これは人物と政治との問題だと言ひ、受刑者の訓練の重大

なることを說き、刑務所の所長と看守の選擇を愼しみ、大學の教授や小學の教師を選ふと同じく、人物の嚴選せらるべきを主張した。更らに、氏は、アメリカのパロール・ボード（假釋放委員）は通常有能の人を欠き、單に訓練もなく、職務を投げやりにして恥ぢない政黨の使用人に過ぎず、と說き、先づパロール・ボードと政黨との干係を絶つべきで、實際、拘禁の期間を決定することに於ては、其職は一種の補助判事と稱すべきものであるから、裁判所と一樣に尊嚴を保たなければならないものである、と主張してゐる。

アメリカン・フェデレーション・オブ・ヂヤスティス（法曹協會）のセクレタリーである判事のエーウイン・コクラン氏は、プロベーションのために辨明し、受刑者の收容費に比して、プロベーションの甚だ安あがりなことを說いてゐる。しかし、ナショナル・プロベーション・アソシエーションの書記長のチヤールス・シユウト氏はプローベーション・オフイサーとして訓練ある職員の得かたきことをこぼしてゐるのである。

最後に、合衆國政府の行刑局長サンホード・ベーツ氏（U.S. Superintendent of Prisons）は、アメリカに於ける犯罪狀態の憂ふべきを說き、パロール・ボード、警察、檢事局、及び裁判所の間の協力を主張してゐた。

因みに、大會期中、サンホード・ベーツ氏は、アメリカ社會事業家協會の次期の役員として理事の一人に選擧された。

Journal of Criminology, September, 1931

プロベーション（觀察）は、犯罪者に箇別的の處遇を與ふるため、取られた手段の最も重要なるものと考へられるのである。プロベーションの成ると成らさるとは、一に當初の犯罪者のケースの撰擇と其後の監視とにかゝつて存するのである。

（ウイカーシヤム・コムミッション報告）

行刑小話

八

玖波文一郎

M君の失言

（一）

その頃のM君の行刑教誨に關する思想は非常に廣い觀念に囚はれて居たものだ。M君は行刑教誨は總ての刑務官の共同責務だと考へて居たので自分が巡閲にでも出るときつと一席づつやらかしたものだ。

彼は青二才ではあるがとにかく巡閲官といふ刑務所に對しては絶大な權威を持つて居るのでその權威を笠に着て刑務所長に教誨を押し賣つたものだ。

「諸子！　これから巡閲官殿が諸子に教誨をして下さる。巡閲官殿が教誨をされるといふことは例のない有り難いことであるから諸子は謹聽して修養の資としなければならない」

刑務所長のその紹介を聞いて居る中にM君は非常にあわて出したものゝM君にとつては込みはつかないものだから引は諸子！　といふ呼び出しがどうも出さうにない。變な呼び出しをやるものだ。この前の刑務所長はお身らといつたがこゝでは諸子か。きつと他のところでは其の方どもとかそちとかやるかも知れんが僕たちに一番ふさわしい諸君といふ言葉をなぜ刑務所長はつかいたがらないのだらう。

なんでも、死んだ山隈事務官が和歌山の典獄になつたとき教誨堂で開口一番諸君とやつたとき囚人たちはビツクリしたものださうだがもつと驚いたのは役人たちだつたさうだ。

囚人たちは今度の典獄さんは大學出だけあつてやつぱり豪いところがあるといつて感心したさうだが、役人たちは今度の典獄は實務を知らないから囚人に諸君なんて敬話を使ふのだ。あれでは囚人がづにのつて仕方がなくなるだらうと心配したものださうだ。

山隈君はきつと何の氣なしにやつ

たのかも知れない。しかし、抑も日本に監獄が出來て以來囚人が典獄さんから諸君とやられたのは之が始めてなのだ。その意味からいふと山隈君は囚人の法律的地位といふことを氏の純情から開拓されたのである。

M君は今の刑務所長の使つた諸子と山隈君の諸君とのどちらにしようかと躊躇したがM君はやつぱり山隈君に從つた。

ところでM君がいよいよ演壇に立つて述べたところは大略次の如きものであつた。

「諸君！　諸君はなぜ赤い着物を着て居ますか。諸君はなぜ赤い着物を着なければならぬ運命を開拓しましたか。諸君の中には私よりも年上の人も澤山居られる。又私よりも立派な境遇にあり得べかりし人も澤山居られます。その諸君がなぜ赤い着物を着、つまらぬ私がかうして洋服を着て居るのでせうか。

諸君！　私も慾しくてどうにもならない場合に遭遇しました。癪にさはつて仕方のない時もありました。しかし、私が今赤い着物をきて居ないのは最後の瞬間をこらえたからであります。諸君は釋放の後に於てどんなことがあつても最後の瞬間を堪え忍びなさい。竊むよりも乞食をする方がいいのだ。殺すよりも殺される方がいいのだ。欺くよりも欺かれる方がいいのだ。最後の瞬間に於てそれを考へて下さい。そして、竊まねば、殺さねばならぬ場合に逢着したらわたくしの下に來るがよい。

この世の中からみすぼらしい赤い着物をなくしようではありませんか。赤い着物は平和の恥辱なんです。諸君！　最後の瞬間を堪え忍んで下さい」

M君はこれをゆく先き先きの刑務所でやつたものである。しかし、困つたことにはM君はそんな大きな口をきいてもさて釋放者がたづねて來でもしようものなら逆立ちせねばならぬほど貧乏人である。そのM君がなぜそんな口をきいたのだらう。

M君は性格として自分の演説に醉つぱらふ癖がある。酒に醉つぱらふやうに自分の演説に醉つぱらふと泥醉者が氣前が大きくなるやうにみんなを救ふことが出來るやうな錯覺に囚はれ後で心配を續ける男である。

（二）

一年が過ぎた。二年が經つた。三年目のある日のことである。

X君がMさんこんな男が巡閲官に會ひたいといつて來て居ますがといふ。M君には更に記憶がない。X君の話によるとなんでも三年前の巡閲の時に教誨を聞いたのでたよつて來たのださうである。さあことだ。わざわざ三百里を遠しとせずしてやつて來た男に會はぬわけにはゆかないし、それかといつて假釋放でもない奴を今晩家にとめる勇氣もないのだ。とにかく會はねばならない。

「君はなにか僕に用事でもあるのですか」

「先年あなたが食ふに困つたら僕のところに來いと仰言ひましたから參つたのです」

「君そりやー違ふよ。此處へ來るまでの旅費でなぜ仕事をしなかつたのだね」

「仕事をしたつて前科者が田舍でやるのでは食つてゆけませんもの」

「君のやうな考へでは僕が一人で總ての釋放者を養はねばならぬことになるぢやないか」

「しかし、あなたがあんなに仰言らなかつたら參りませんでしたのに」

「困つたなあ。」

「只今もう五十錢しか殘つて居りません。今晩だけ無事に過せます。あすの晩はなにかしなければなりませんが」

「又始めるとでもいふのかい」

「さうするより外に方法がありませんので止むを得ないんです」

君は泣きたくなつた。こんな脅迫をする奴を家に連れ込むわけにもゆかないし、さりとて自分の昔の言責をも果さねばならないんだ。M君は敎誨師のEさんに懇願して保護會へ收容して貰ふことにしてやつとその場を納めたが、それから後のM君は次の釋放者を怖れおののいて居た。

「Mさんめくらが會ひに來てゐますよ」

「なに、今度はめくらか、弱つたな。九州からかい」

「え、九州からだといつてますよ」

「弱つたな。よけいなことをしやべつたのも惡いが、めくらにたよられちやお終ひだよ」

X君はMの弱つてるのを苦笑して居る。

「君は東京に出てなにをする積りなんだ」

「わたくしの目の見えぬのは刑務所の責任なんです」

「刑務所がめくらにしたからつて僕が君を救ふことは出來ないぢやな

いか」

「しかし、あなたはK刑務所の教誨堂でいよいよつまつたらわたしの下に來いと仰言いましたが」

「そりやあいつたさ。だがね、そりや死ぬか生きるかの場合をさしたのだよ。縞むべきか否かの十字路に立つたときに僕を思ひ出せといつたんだ。君のやうな盲目が僕の下に來てどうして僕が救濟出來るもんか」

「その點はよくわかつて居りました。しかし、あれだけ熱烈なあなただからあんまに仕立てて貰はうかと思つたのでした」

「困つたな。どうだ旅費をあげるから國に歸らないかね」

「國にかへつたつて仕方がないんです。どうしてもあなたの御世話になる積りではるばる來たんですから」

このとき位Mさんが弱つたことは曾てなかつたらしい。私設教誨師になつた佛罰だといふことを強く感じて彼はこの解決だけは何とかしなければならぬともがいだ。幸にさきのEさんが再びM君の裏救主であつたのでM君は漸く情をすくつて呉れたのでM君は漸く事なきを得たようなものの私設教誨のたたりの大きいのに今更ながら驚嘆の聲を發してそれからのM君は一時鉾を收めて居た。

（三）

ところがやつぱりその點はM君の惡癖だと見えて一年も經つて後にH刑務所に出張したときに又ぞろ私設教誨をやつたものだ。

妙なもので自分が教誨をやつて見ると自分はきつと囚人の唯一の味方だぞといふ氣持ちがわくし感情は特に人道的にみちみちて來るものだ。會ふ囚人毎にやさしい言葉が流れて彼等の淚に淚で答へる氣持すらわいて來るものである。

本物の教誨師が刑務官の中で特にやさしいのはあながちに彼等が佛の使ひだからばかりではない。彼等が教誨をしなければならぬその立場が作り出す結果でもあるのである。

教誨堂からの歸るさM君は一行とともに懲罰房の前をよぎつた。

「ヤイ！　殺せ。」

罰房の小窓から血走つた眼を向けて一行を睨んで居る。

「所長、あれはどうしたんですか」

「狂氣なんです」

「野郎！　なぜ俺を狂氣扱ひにしやがるんだ」

M君は罰房の前に小走る。戒護主任はMにあぶないからよせと忠告する。

「お前はなんだ」

「僕はね、巡閲官だよ。何か言ひたいことでもあるのかな」

「なに。巡閲官だ。巡閲官ならすぐに俺を此處から出して呉れ。」

「あとで話を聞いてから出してやる。少し靜かにしたらいいぢやないか」

「本當にあつて呉れるね」

「本當にあつてやるよ」

M君は懲罰房を去ると戒護主任に彼の事情をたづねた。なんでもひどく亂暴な奴で數日前所長が彼の情苦を取り上げないといふので椅子をぶつつけたのださうだ。その亂暴に對して戒護の役人たちが十人ばかり折り重なつて彼に窄衣をかけたのださうだ。

彼はそれを意恨にしてこんなにさわいで居るのである。

「要するに奴は激情家なんですね」

「いいえ、あいつは主義にかぶれて居るんですよ」

「主義にかぶれて居ても情は激し易いんでせう」

「ハア怒りつぽいには怒りつぽいやうです」

「さうですか。怒りつぽい奴なら脈がありますよ。これで冷靜で惡いなら直し易いもんですが、怒りつぽいのは始末がわるいが恐りつぽいのなら直し易いもんですよ」

「お會ひになるんですか」

「會つて見ませう」

「ぢやあ戒護看守を立會はせませう。又所長の時のやうなことがあつては私の責任になりますから」

「いいですよ。僕は奴に教誨をして見たいんですから。誰も來ないで下さい」

「しかし、よつぽど暴れもんなんですよ。ぢやあドア丈けは開けて置いて下さい」

「ドアをあけて置いてはなんにもなりませんよ。まさか、僕を殺しもすまいぢやありませんか」

戒護主任は總てをM君の意のままにはからつて呉れた。しかし、大きなことはいふもののM君はどうして彼を屈してやらうかといふ策戰に思ひなやんで居た。さうだ、あのきさな典獄が自慢話にして居た握手の戰法を用ゐてやらう。俺の淚と彼の握手とを結び合せればきつと落城するに違ひないぞとMは胸に問ひ胸に答へた。

（四）

四方を堅く閉された調室にM君は

瞑目して彼を待つた。どんな調子でやつて來るだらう。來る匆々どなりつけはしないだらうか。くどくどと二時間も三時間も引つぱるのではなからうか。

彼は來た。眼は相變らず充血して居る。しかし、彼の頬には若々しい紅色さへさして彼の昂憤は人らしさをただよわして居るではないか。その若々しさ、策略的でない彼の態度にM君はにくしみも、警戒も、へだたりもすべて捨てて、ただ後輩を迎へる氣分で彼を迎へることが出來た。

素樸的な感情の所有者M君は折角計劃して居た彼を調伏する術をすつかり忘れてじいーつと彼を見て居た。彼も囚人ににげなくM君を見入つた。視線はピッタリ出會つた。

その瞬間M君は調室の高臺から下りて彼の側に腰をかけた。

「T君」

「……」

「なぜ君はいらいらいらした生活をするんだ」

「……」

「そんなにいらいらした生活をしなければならんのならなぜ惡いことをして呉れたのだ」

M君は讀者諸君も御承知のやうにセンチメンタリストなのでもうそのときは唇を振はせて居た。形式的な握手でなしに親が子の手を取るやうにT君の手を握つて居た。

「あ！　君は泣いてるね。泣くことはないよ。言ひ給へ。聞こう。聞いて上げよう。何んでも不平があつたらいひ給へ。」

しかし、Tは只泣くのみである。十言も半句も言葉を出さうとはしない。

「T君！　そんなにくやしいのか。さあ、そのくやしいところを言ひ給へ」

「僕はもう歸ります。僕はあなたには不平を言ひません。歸ります。歸して下さい」

「そんなに駄々をこねるものぢやないよ。」

「いいえ、あなたを惡くとつてるのぢやありません。わたくしはそのあなたに不平が言へないのです」

「さうか。ぢやあ聞くまい。しかしねT君。それなら此處から出るまで誰にも不平を言はないやうに、亂暴をしないやうにしたらどうだね」

「決して言ひません。決して暴れません」

「それで僕も安心したよ。それから不平があつたら僕のところに手紙をよこしなさい。僕にそれをもらすのが一番だよ」

「だけど、あなたは私とは身分が違ふでせう。そんなことを手紙にはかけませんから」

「何、いいよ、いいよ。僕を君の兄さんだと思へば何でも訴へられるだらう」

それに對して彼はも早何も答へなかつた。彼との會見がどんな手續で行はれたのか、又どうしてTがこんなに和やかに居房に歸つて行つたのか役人たちは少しも知らなかつたし、又M君もTも之に付ては一言ももらすところがなかつた。

（五）

それから二三年經つたある夕方M君が役所から歸ると彼の妻は一通の手紙を出して、

「あなたの弟さんから御手紙が參りましたよ」

「僕には弟なんかないよ」

「だつて兄上様とありますわ」

妻は事情を察してか否か可笑しさを堪えて居るらしい。

「拜啓朝夕冷しく相成り候處兄上様には御氣嫌如何に御座候哉降つて小生事今夏無事歸省仕り只今は家事を手傳ひ居り候

彼地滯在中はその節兄上様の御教訓を守り一回の懲罰をも受けず不平等も一度も申さず皆様の御指導に從ひ居り候

此の上は兄上様の御膝下にて仕事に從事致し度く御指圖により上京致し度き所存に有之候得ば何分の御返事下され度待ち居り候

匆々

十月二十日　T より

御兄上様

「なあーんだ。釋放者だよ」

「釋放者がどうしてあなたのことを兄上様なんていふの？」

「さあどうしてだかな。きつと僕が何かの調子でお前を弟と思ふとか僕を兄と思つてとかいつたんだらう」

「あなたはいつもそんな無考へなことを仰言るから後で弱るのよ」

「さうだよ。僕も直さうとは思つてるんだがね。生れ付きだから仕方がないさ」

「そして、この手紙のことはどうなさるの」

「うん、今度僕があちらに行くから一度會つて見よう」

M君は早速上京さし止めの手紙を書いて近く會見の出來ることを申送つたのである。

M君がO刑務所に行つたときTは早速刑務所にたづねて來た。

「只今弟さんが御見えになりましたので應接室にお待せしてあります」

「Tといふんでせう」

「左樣であります」
「少し待たせて置いて下さい」
奴とうとう俺の弟になつて了つたぞ。M君は應接室に這入るといきなりどなつた。
「Tか。よく來て呉れた。どうだね俺の弟になつてききめがあるかい」
「ハイ、こちらに參りましても大變丁寧にして頂きますので實に有り難いと思ひます」
「うん、ぢや二度と泥棒は出來んぞ。Mの弟が泥棒をしてしかもこの刑務所にでも這入つて見ろお前は俺の顏に泥をぬることになるんだ。死んでも泥棒は出來んぞ」
「死んでも、二度と刑務所には這入りません。そんなことがあつたら死んで了ひます」
「よし忘れるな。」
彼は朗らかな氣待ちで歸つて行つた。おそらく二度と再び犯罪なぞはすまいといふ決心をして居たに違ひない。何の面目あつてあなたに會へよう。わたしはどうしても死なねばならぬといふのである。
彼の手紙からは最早兄上樣といふ文字は消きて居た。
それから數ケ月たつてM君は第二の驚くべき報道を得た。あの刑務所のT受刑者が縊死をはかつたといふのである。刑務所側はその原因を單なる神經衰弱として扱つて居る。しかし、M君はそれはきつと自分と彼とのその時の口約に基いたに違ひないことを確信した。
彼は二度目の罪を犯した。堅い約束を破つた。しかし、その代償として彼は俺に命を捧げようとして居る。なんと愛すべき彼よ。俺は今一度彼を許してやり度い。
さうだ、この愛すべき彼は三度目の失敗は繰返すまい。俺は今一度彼の兄上樣になつてやらうかなとM君はしみじみと僕に語つて居た。
ない。あいつがほんとうに犯罪に陷らないのなら俺を兄と呼ばすことは俺にとつてむしろ光榮なのだ。

(六)

その後Tはどうなつたか。ハガキ一本すら寄越さなかつた。Mはときどき指紋原紙でTの犯罪欄に新たなものがふえはしないかといふことをその心配もなかつた。
歲月は遠慮なく五年目に流れて來た。ぞつとしない兄弟の契びではあるが兄弟と思はれただけにTのこと は頭の一偶から消えることはなかつた。
ある日實に悲しむべきTの消息がが來た。それはしかも彼が死を賭したあの刑務所の窓からであつた。
彼は竟に二度目の罪を犯したのだ、しかし、彼はその日の堅い約束に裏心閊へた。わたしは死にたい。わたしは死ねない。何の面目あつてあな

練習所見學記

(1) 明治神宮・乃木邸
(2) 小菅刑務所
(3) 豐多摩刑務所
(4) 市谷刑務所

明治神宮・乃木邸見學

K K 生

乃木坂！　坂とは名のみなれど故乃木大將の邸宅の存する處なるを以て名稱を付したるならん。
其の乃木大將の邸宅に練習生四十五名は參揃をなす。
大正元年御大喪の砌り、
うつし世を神さりませし大君の
御あとしたひて我は行くなり
の辭世を殘して逝きにし大和武士の典型故乃木希典閣下が靜子夫人と共に自刃せしと明記せる部屋を硝子越に拜觀し、當時の大將夫妻の御心中を偲びつゝ、足を厩に向く。
此處は故大將が愛馬の爲め防蚊設備を施したりしといふ既なるべし。邸内下段に文化式庭園模の構造あり、故大將の庭園跡として之を見れば大將の心意に反するが如き感なしとせざるも永久に保存せんとする爲には萬已を得ざる設備なるべし。
知る人の語るを聞けば此處は大將の沒後乃木功蹟保存會？なるものの建設によるものなりと。邸宅の裏手に乃木神社として夫妻の靈を祭祀す。一同夫妻の靈に祈を捧げ、それより墓標のオンパレート青山墓所に至る。明治功臣の墳墓大方此處に存す。
乃木大將の墓所には一家四名の石碑あり大將夫妻の墓石と保典勝典二子の墓石とは向ひ合せに建てられあり、功臣の墳墓中乃木氏の墓より質素なるは他になからむ、大將は死後に迄思を及ぼせしものの如く、年　月　日の文字墓石に彫刻しあるをみる。前首相故濱口雄幸閣下の墓標未だ新なるも悲しみ亦一入なり。軍神廣瀨武夫の靈も此處に瞑す。道の兩側には櫻樹並植し墓所を縱貫する道路には自動車數臺列を爲して往來するあり墓所としての幽寂なる感更になし。蓋し大都會の墓所としては萬已むを得ざるとなるべし。其より憲法記念館を經て繪畫記念館に至る。同館は明治大帝葬場殿跡に七年の日子と二百五十二萬餘圓の工費とを以て純國產品を使用し建設せられたるものにして明治大帝御一代記を壁畫として記念し奉る完成せし和洋畫八十點餘、莊嚴なる内部の建築と相俟ちて日本朝野の大

畫伯の手になれる大作には何人と雖も恍惚たりしなるべし。

就中特に目立ちしは洋畫家北蓮藏氏の作に關る岩倉邸行幸の一點なりとす。此繪は大帝岩倉元老の危篤の報に驚かせ給ひ練兵中直に馬に召され岩倉邸を見舞はれし時の光景を題材とせしとか。

大帝の大御心に感激措く能ざる老は臨終に近き身を奥方の扶を得て床中に起上り枯木の如き手もて合掌禮拜し居るを直立不動の御姿勢の儘御氣道はしげに御眼を垂れさせ給へる圖にして大帝の御姿御まなざし皆是れ慈愛の權化とも拜察せられて畏しとも畏こし。

畫前に停止凝視すること數分此の時程嚴肅の氣全身に滿ちたりしことは生後恐らく初めてのことなりしならん。吾人日本帝國に生を享けたりしことの如何に有難きことよ。

斯る感激裡に會館を辭し其れより帝國中興の英主明治大帝を祭祀し奉る明治神宮に參拜す滔道皆小磔を以てし一本の盧芥だになし神苑は全國青年團の奉仕的精神により爲れりと言ふ、建物未だ半古りたるのみ。

此處は苑外の騒音に比すれば極めて靜寂、只參拜の爲往來する民草の小磔を踏む音のみ寂々の響す。

大帝の御靈を祭祀すと思へば思はず襟をたゞさしむ。神水に手を清め口を淨し沈思默禱を捧げ、終りて橋側の玄米料理に至り二木博士の創造に係る玄米食堂同博士の講演を傾聽しつつ頗飯る。歩み疲れて空腹の頂上にありし故か玄米食の美味なりしことよ。

二杯目を請ふ者ありしならば我も應じたならんに思へば皆上品にて在すことよ。

小菅刑務所見學

M　O　生

見學！　それは我々の好奇心を促すものである。或時は我々の智識慾を滿足せ且又豐富に導いてくれる大なる興味に於て我々は見學と云ふ事に對して大なる興味を抱いて迎へるのである、そしてあらゆる點に於て見學の偉さを自己を對象として見出すのである十月二十四日、秋の空澄渡り軟らかき陽を浴びて小菅刑務所を見學すべく吾等練習生一同其の名も床しき淺草雷門東武電車發著所に集合、午前八時四十分發車で電車は秋の隅田川を過ぎる儘かにして小菅驛に降される、時に午前九時、小菅驛を隔る儘かにしてモダーン小菅刑務所は目前に展開さる先づ正面にモダーンの頭部を見事に露はし一本百尺餘も聳ゆるは高見張所なりと右側には石垣に圍まれる官舍テニスコートの大なるあり玄關に至ると悉く鐵筋コンクリートにして其形異樣にして日本一否東洋一との評は承知し來れるも瞬に優れる外觀の建築想像以上の壯麗さ、玄關前には池もある、互に何事かを語り合つて廳舍に影を沒し休憩所に至り折角の茶に咽喉をうるほす所長殿より當所の沿革並に處遇の概況に就てのお話が約三十分に渡つてあつたが私達に取つては多大な參考となつた、それより二班に別れ私達の班は戒護主任外一名の看守長のお方に依り至れり盡せりの御說明に一點の質疑を抱くことなく見學するを得た、工場は八棟にして南北の舍に分れり自動車修繕、靴工、織物、染色、印刷、鍛冶工等八工場の大規模に行はるる作業あり、工場毎に食堂　檢身場、入浴場等の設備あり。南北兩區の居房共に三階建にして階級處遇に依る分類拘禁、雜居房、夜間獨居房三階の畫夜獨居房共に其の考慮されたる設備其の房内に於ける書籍棚、洗面所、便所の設備等總てモダーン式である、最後に敎誨堂に入る、此處は優良者、初犯者、累犯者を區別して一千二百人を同一敎誨堂に於て共に通謀を禁ずるなりと、其の設備の壯麗にして音響の反射せず、肉聲其の儘の敎誨を聞くことを得る完備流石帝都近郊の大刑務所たるの感を一層深からしむ。斯て又休憩室に至り晝食を同所で頂いて約四十分休憩して當所敎誨師殿より眞哉會へ案内さる、本會は明治三十八年八月に小菅刑務所の千頭典獄、同西元敎誨師等二三の有志に依り創立せられたるものにして當初は監獄吏員の醵金にて千住町中組に民家を借受け眞哉會倶樂部と稱し寄邊なき出獄者數名を保護し居れり、然るに漸次保護を要すべき出獄者增加せし爲め次代典獄畑一岳事業擴張の企圖をなし明治四十二年十一月規定を設け有志者の寄附を募り又司法省より保護奬勵金の下附を受け一層事業發展の機運を啓くに至り爾後年々事業の發展を圖り、昭和元年十二月慶福會並に補成會の補助金に依り收容室新館一棟（階上四室、階下浴場炊場及食堂）を增築し内部の設備殆んど完全すと。現在收容者二十三名にして按摩、大工、下駄の鼻緒職等に就き一日三十錢乃至一圓の收入があり食費としては一日三十錢位にして一日五十錢餘宛も貯金してゐる者もあるそうである。此處で小憩の後一同は解散し三々伍々別れを告げ午後二時半歸宅した。我でもあり且又生きた敎訓でもあるのは此の見學である。一週五日は堅苦しい法律學で鎖はれるので此の見學こそはまるで籠の鳥の放たれた如く伸々とした氣持になるのである。

豐多摩刑務所見學

M　Y　生

第四回の見學。今日は豐多摩刑務所の見學である。惠まれた見學日和に一同勇み立つて朝まだき八時新宿驛に勢揃ひした……電車は郊外の朝の空氣を眞一文字に突切つて武藏野を西に驀進する。市中の黃塵を脫してホットする間もなく直ぐ下車！　プラットホームを下りる一行を見ると他の降車客が少いので眞黑な一筋の流れ！　腰に光る劍、々々のオンパレートだ。豐多摩刑務所に著いたのが八時四十分。近代的な親しみのあるクリーム色の廳舍の二階に案内されて茶菓の饗應を受けて先づ一息吐いた見學は茶菓の御

馳走が勿論目的ではない、が樂しみの一つである事は否めない、玄關車廻しの前に池がある。小菅にも是があつた一寸考へると庭先に池を造る事は風致上からの一つの裝飾に過ぎない……が神社に御手洗があると同じ樣に刑務所も神聖な心の修練場である。それに依つて口をそゝぎ手を洗はなくとも刑務所玄關前の池に清い水をたゝへてある事は大いに意義あるものである、私はそう思つて見た、やがて戒護主任殿其の他の方に案内されて構内見學に繰出した階段の直ぐ下の通路の壁に時計が掛かつて居るその時計が自動出勤簿の役割を演じて居るのだ、下の差込口から自分のカードを突込むとそれに出勤のタイムが打たれて出る、成程と感心した。こうなつて見ると人間の智惠は何時の間にか自己制縛をやつて居る自分の智惠を絞つて造り上げた機械に支配を餘儀なくされるのだ、此處には雜居房は一棟しかない二階建で上下廿八室。一室八名の定員だから二百二十四名他は全部獨居である豐多摩は御承知の樣に初犯刑務所であるから雜居拘禁は少數に限られてある、獨居は最近式建築を以て誇るパヴイリオンで雜居房を中央に兩側に二棟宛竝んで建つて居る、勿論雜居、獨居共に衰辜付で殊に獨居の特別級の室には植木鉢と額を飾る事が許されて居る、これが從來無味乾燥の間に合は勿論自辨であるが從來無味乾燥の間に起居した收容者に取つては此の一片の額一鉢の樹木がどれ程心を柔げ情操を培ふのに役立つ事であらうか、工場は全部で六ヶ工場で印刷、機織、鼻緒製造、洋裁等で就中印刷工場は鑄造、紙型等の設備もあり組織立つて居る、從來自分は鑄造は非常な技術を要するものと思つて居たが實際を見るとこんな簡單な仕事は無い。印刷工場にはどうしても鑄造機が無ければ駄目だ。印刷工場に鑄造機のないのは主婦のない家庭の樣なもので無駄が多いものである。敎誨堂は莊嚴そのものだ。倉庫や廊下等の壁はまだ荒壁の儘だが豫算緊縮の祟りでは無いかと内心餘計な心配をした構内を一巡し終つて正門前の瀟洒な演武場に案内された採光通風十二分で道場も廣い。案内の看守長は此の道場は兎に角誇れる斯う云ふ道場で修業すると上達が早いなど、冗談を云つて居られた道場に附いて擅球場ピンポン其の他の娯樂室。屋外には庭球場もあり實に羨ましい限りである。食堂で晝食の後休憩所で所長殿が御不在なので代つて戒護主任殿が沿革其の他受刑者の處遇方法等を話された。

○

N T 生

見學＝ なんと快よいリズムであらう澄渡つた秋空は正に百パーセントだ、一行四十五名が正門に辿り著いたは午前九時五十五分玄關前の清らかな池に汗ばんだ顏を覗かせながら玄關に入る九つの階段を踏めば右に左に各事務室がある、其の何れもが明るい、そして氣持のよさそうな室には先づ以て慶賀を拔かれた其の

一室にはかねて見知りの主任殿が禿げた頭を撫りに振られながら調べ物に餘念なく緊張其のものを如實に表はして居る此部屋で此の頭成程と自づから頷かざるを得ない更らに十四の清掃された近代的の階段を登りて講話室に小憩先づ參觀は職員勤怠時間を明確に表はす時計に初まる人智の進化した產物としての此時計が人間の自由を制限するとせば即ち器械により勤怠が區別さるゝとせばそこに些か物足らぬ何者かゞ潛在して居る樣な氣もするが兎に角緊張味を缺かざるの點に於ては一方法であらう、敎務室、看守休憩室を巡つて敎誨堂を見る內部は適度の勾配を作り後方に映寫室を設備され壁の仕上照明等は收容者の心を一層清淨ならしめる事が出事ようと信ずる、獨房に至つて案內の看守長殿の御說明を聞く晝夜獨居六十八房二棟、夜間獨居一二〇房、四棟雜居二十八房一棟と聞いては遠か初犯刑務所丈に獨房の多い事には驚いた、而も新獨房は寢臺洗面所、洋式便所書棚付けの何れもが行屆いた設備なのでこれが受刑者の室かと思ふとき自分の借家の薄汚ない樣々の事が腦裡に浮ぶ殊に報知器の簡にして巧妙なる裝置とそして非常に明るい居房とに印象が深い明るい所から〓斯くて初めて行刑の本質が徹底さるゝ事を疑はない續いて浴場に入る、浴場は總タイル張浴槽流場ドダ靴を踏み入れるのは濟まない氣もする、超モダン的なものであつた次に食堂の完備した氣持のよい衞生的なのには感心しながら附添ひの看守君と工場に入る工場は三工場有つて鼻緒や眞繩で大きな工場を見馴れて居る私の眼には些〻行刑上の資料と規模の大きいのには驚かされたるヒントも與へないが只印刷工場にある鑄造器械として獲物があつた。工場を出て病舍を廻る未だ裝飾中であつたが日當りのよい明るい氣持よささうに日向ぼつこの病人の顏を見て羨しい氣がした、それより屋上に出で更らに時計塔に登つた此所からは附近一帶が一望に集る所內は眼下にあり刑務所を圍りて點在する甍の連立點綴せる常盤木の繁り靜かに連なる田園の秋の色彩も際立つて恰度一幅の畫を見るよう、武藏野を渡る微風が汗ばんだ頰を心地よく撫で暫し吾を忘れる再び眼を所內に轉ずれば新裝を誇る舍房は南北に長く所謂パヴイリオン型で採光換氣共に近代科學の粹を集めた構造であることが特に目につく拘留監たる舊舍が例のパノプチコン型で前者とのコントラストが聊か物足らぬ樣な感じが無いでもない、私は思ふ斯くも行刑の本旨に適つた建物であつても彼等を敎育誘導する重責にある刑務官吏が深い應報觀念を除去するに非ざればと聽て食堂に入り晝食其れより構外に在る演武場、俱樂部、合宿所、娛樂室のモダン振りを拜見した、殊に演武場は今春の全國武道大會の際金メタルを頂いた處たと思ふとき感慨無量思はず叩頭を繰返した講話室に戻り戒護主任殿より刑務所の沿革を拜聽し更らに累進處遇の實施方法の御說明を頂き稗益する處多大であつた、一時より刑務協會茶話會列席の爲正午過名殘の一瞥を望樓に與へ門を出づ、かくして第四回の見學の幕を閉じた。

市谷刑務所見學

T　O　生

十一月七日我等第二十三回練習生は市谷刑務所の見學日であつた。

全收容者の中九分通りは被告人なるに先づ好奇の目を見張らざるを得なかつた。

當日所定の午前七時迄に市谷刑務所に參集直ちに戒護主任殿より一場の注意があつた、それは此處の收容者は殆んど被告人にして其の中には共產黨事件の被告人も尠らず居り隨つて其の處遇に就いても受刑者とは全く異なるに付きよく留意せられんことを希望すると、注意終て後各々實習見學個所に案內された自分の實習個所は第十舍で同僚四人と共に實務に就いた、第十舍は建築樣式は木骨ラース張り「モルタル」上塗りの樣に見受けられ房扉の如きも頗る簡單にして餘り堅固ならざる樣にして全部獨居房五十六個房當日の收容人員は三十七名外に看病夫傘雜役夫三名合計三十九名であつた、最も奇異の感を抱きたるはラヂオの設備あること「キング」等の月刊雜誌の看讀を許して居ることで受刑者を處遇した眼より見る時は一寸奇異の感を抱くも被告人の處遇なれば尤もなるべしと思はれた、只視察口の不便さには平常勤務せらるゝ市谷刑務所の職員の勞苦の多大なるを感ぜしめられた。

當日は恰も共產黨記念日に該當したるを以て該事件關聯被告人に對しては特に深甚なる考慮を拂はれた。從來聞知したる彼等の行動は傲慢不遜の權化の樣に思はせられたが今實際を見るに案外靜肅であり從順であつた。これは其の處遇の適切なる結果と推察する、久方振りの居房勤務に薄暮輕い疲勞を感じ乍ら見學を終らんとする折柄一部の共產黨被告人は騷擾の氣配を見せたるも制止に從ひ直ちに沈靜に歸した。我等一同は間もなく見學個所に引揚げ寄宿舍に歸つた。

S　T　生

十一月七日、本日は吾等練習生市谷刑務所實務見學である。午前七時寄宿舍在宿の二十七名市谷刑務所集合、戒護主任より注意ありたる後五六名づゝ數班に別れ各勤務箇處を指定せられた。

僕は僚友五名と共に第十三舍獨居房戒護勤務補助を命ぜらる。此第十三舍は當所最新の建築なる由、パヴイリオン式二層建築にて二五の獨房が三棟並列してゐる。採光日當り良き點監房外側からの觀察容易である點等幾多の特徵がある。殊に通聲豫防の二重窓は完全な裝置と感心した。監房內に持込便桶があつた、水洗便所を見慣れた眼には異樣に見られた。

本日は共產黨記念日であるため職員一同緊張して戒護に當つたが異狀なく勤務を終た。

勤務中敎へられたことは當所職員諸氏が、被告人處遇上彼等の名譽を保全せんことに細心の注意を拂はれつゝあつた事實である。

茶話會例會

十月三十一日

本會茶話會十月例會を、三十一日午後零時三十分より開く。活動寫眞試寫を行つた後、午後二時より二階大講堂に於て陸軍省西原少佐の「軍縮問題に就いて」の講演にうつる。氏は曩に同問題について渡歐し、近くまた渡歐せらるゝ由である。國際聯盟と滿蒙問題の關係多端の折柄、極めて有益な講演であつた。當日の出席者次の如し。

（行刑局）中田主稅、土橋惣太郎、印南眞一、津久井作司、井川信一、三宅定男、山本銓吉、金田榮三郎、久保田眞太郎、仁科正次、妙岡關弘吉、（巢鴨）西岡三郎、工東貞信、長谷場正壽、永田亥之助、加藤敎榮、栗原喜市郎、遠藤健助、菅原宗公、青木清藏（小菅）島田鏃太郎、栗田紀道、箕浦良緣、吉田益雄、香椎豐次郎、野崎重雄、平山常治郎、石井幸助、高野虎松、增田常平、石鍋才次（市谷）藤井惠照、大橋大秀、石野良之助、齋藤文藏、松山憲太郎、鳩山幸治（橫濱）河邊湛然、宇野海、鈴木英三郎、甕川兵次、楠本順作、双木文四郎、佳吉貞韶、伍井傳司、北見益治、大塚忠一、菊地清四郎、木村文彌（川越）行定形治、宮田誠、日向野幸藏、大庭綱敏、野澤久次郎（千葉）北島顯夫、宮古友次、稻葉雄次郎、青柳彌錄、伊藤長吉（宇都宮）五井淵龍雄、鈴木勇、瓦井俊五郎、小林芳藏、北澤清吉（前橋）根岸龜壽郎（長野）藤居盧、夏目熊藏（甲府）志村實五、清水菊雄、內藤豐作（水戶）飯島藤作、榎本寧（小田原）竹ケ鼻尙友、熱田藤三郎（八王子）武田又市（其他）松山爲治、武田慧宏、山崎捨吉、秋庭正壽、長谷川喜一、永田包雄、伊集院藤七、刑務官練習生一同、刑務協會職員。

第七回武道會

五區

第五區第七回武道會は十月二十五日岩國支部主催の下に、岩國町岩國尋常高等小學校講堂に於て開催、森宮崎、里山口兩刑務所長、須藤小倉、藤井浦上兩刑務支所長列席し、來賓としては岩國區裁判所判檢事、警察署長、町長、縣會議員、

歸護士、其他各官衙學校長、諸團體長、新聞記者等百餘名の臨席があつた。午前八時三十分開會、柔道部は長崎が全勝の好成績を以て優勝、劍道部は福岡に凱歌があがつた。斯くて優勝旗、賞狀、賞品の授與を行つて閉會、記念撮影をなして盛會であつた武道會を散會した。當日の成績は次の如くである。

劍道部決勝成績

福岡	一八點	
長崎	一七點	
宮崎	一七點	
山口	一六點	
鹿兒島	一一點	
熊本	一〇點	
久留米	八點	
岩國	八點	
沖繩	三點	

柔道部決勝成績

長崎	八點	
福岡	六點	
山口	三點	
熊本	三點	
沖繩	〇點	

備考　試合方法其他全て全國武道大會規定に準據せるものである。

故島田榮造氏遺族の篤志寄附

故本會主事島田榮造氏遺族島田保義氏には故人の遺志を承け、今回本會をはじめ左記の通り寄附された。此の篤志に接することは事業のためまことに感謝に堪へぬ次第である。

金二百圓也	刑務協會
金百圓也	輔成會
金百圓也	安立園
金五十圓也	保護事業聯盟

敍任辭令

米澤支所長（兼務）　看守長　佐藤平兵衛（山形支所）
（十月三十日）

名古屋轉勤　同　上野豊（横濱）

判事（長野區判事同監督）高等官四等五級俸　典獄　掘田實寛（甲府所長）
（十一月七日）

典獄（市谷）高等官五等五級俸（願免）　典獄補　伊藤忠次郎（市谷）
（十一月九日）

甲府所長　同　須藤善一郎（小倉支所長）

典獄補（市谷）高等官七等八級俸　看守長　森口藤松（市谷）
（十一月十日）

伊藤忠次郎氏を迎ふ

島田主事、住江理事と相次いで失つた本會は今回伊藤忠次郎氏を迎へた。

氏は數年前本會主事として就任されしことあり、緣あつて再び本會事業のために盡瘁さるゝことゝなつたのはまことに喜びに堪へぬ次第である。

☒選句所感

十一月といふ月は所謂霜枯れ月だが、その所爲か應募句にもいゝ句がまことに無く、甚だ殘念である。眞の俳句に入るべく、その必要な點は從來口を極めて繰り返し注意を喚起して來たところで、句作の態度が革まつて來たことの認められるのは何よりうれしい。しかし仔細に檢點すれば舊體依然たるものは未だ多いのである。之を概括的に分類してみやう。

季題の說明に終るもの

一句として季題は無くてならぬものでおのづからその中心を爲すものであるところから、此の季題を一層生かさうとして、その實際は反つて句の全體を殺すものが多い。即ち一句が季節の說明に終始するのである。季題は既にそれだけで一の情景を含蓄してゐるものであるから、これを說明するのは屋上更に屋を架すると同樣で無用の徒事である。眞に與へられた季題を生かすものはその配材にある。配材のよろしきを得て初めて季題が生き同時に一句が生動する。季題と配材の關係は內面的の相關である。これを句の表面に現はさうとすると勢ひ說明することになるのである。つまり兩者の關係は內面的の有機關係である。

概念句の多いこと

最も多いのはこれである。これを言ひ換ふれば常識句と云つてもいゝ。然も一句を重厚にせんとする成心は、あまりに常識的になり過ぎる。そして藝術の範圍外に出て所謂「道句」的になつてしまうのである。

理想的に過ぎるもの

美は藝術の根本要素であるが、この美を强調せんとして美に美を重ね、自分の都合よいやうに材料を寄せ集めて來る。これがために各々の有する本來の美は發揮されずして皆な死物となる。美しくさへあればよいのではない。生命がなければならない。自然の美にはおのづからなる生命があるが拵へ過ぎた美は反つて本來の美を破壞するものである。

要するに以上擧げた諸點は從來注意を喚起し來つたところと變りは無い。

僅かに十七文字の詩である。そのうち五

選句所感　編輯部選

天

山裾や朝霧晴れて草紅葉　咸興　峯月

雨の音落葉にそゝぐ夜更かな　富山　若水

地

枯芦に鳴く鳥寒き夕べかな　松山　蘇生士

人

疊干す秋出水後の日和かな　三重　章堂

干大根軒に吊りたる草家かな　飯田　葉椰子

朝寒や円くふくるゝ籠の鳥　大曲　呑洋

夕灯大佛堂の時雨かな　大田　雄心

初霜や井蓋につもる松落葉　宮城　宮童

佳作

初雪や軒下にある倭鶏の籠　市谷　峨房

初晴れて明るき谷の紅葉かな　大阪　可々

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意
〆切毎月十五日限
用紙官私製葉書

高々と夜の雪白し虫の聲　静岡　一心

山深く探る一路や紅葉散る　秋田　松風

蜘蛛の巢にかゝりし秋の胡蝶かな　市谷上州　水月

小春日や緣にふくるゝ絹布團　水戸　峡月

酒さめて知る山冷や夕紅葉　甲府　南枝

牛叱る入影寒き冬田かな　橋通とめ女

新米や開きし藏の大戸前　同　靈雪

國境に月冴えわたる夜寒かな　清津　なつば

小春日や空に動かぬ小さき雲　大邱　蕪風

宮寂びて庭を埋めし落葉かな　三重　五鈴

刈りあとの案山子の上や夕鴉　大曲　初歩

初冬や芋しまひこむ納屋の土間　小菅　寛山

澁の音に一山の紅葉搖らぐなり　大曲　華白

刈りあとの田の面廣し捨案山子　大阪　浪心

遠足の小旗ひらめく小春かな　米澤　千歳

山蔭の分教場や運動會　平壤　旭水

逝く秋や夕陽冷たき山の樹々　北支　ふる

朗かな母の聲あり菊の園　三重　一拜

冬の夜や炭もて炭をたゝく音　柳町　紫淵

庭の萩雨に重たく枝垂れけり　大曲　船風

朝讀に高鳴く百舌のありにけり　大阪　柏谷

讀晴るゝ卿の松や渡鳥　福岡　友四

海かけて大夕燒や渡鳥　同　琴松

鵯走る後ころび行く落葉かな　同　鹿聲

文字は普通季題にとられるのであるから、殘るは十二文字である。これを思へばその十二文字が如何に大切であるかはおのづからわかるところだ。道草を喰はせたり遊ばせたり、說明したり、駄目を押したりする閑文字は一字も無い。把握せる對象の美に肉迫し、その中核の生命を表現することに專念すべきである。然してこれは篤生のみよく果し得るところである。

例によつて優秀句に短評を試みるならば峯月君の「草紅葉」の句、情景の相當に大きく、霧晴れて見るところに清新さがほのかながら流れてゐる。その霧に草が濡れて紅葉の色も際立つてゐたのであらうことが思はれる。つまり此處が前に言つた季題と配材の內面的の有機關係である。

若水君の「落葉」の句、これは視覺に訴へず聽覺に來る句であるが、雨の音から堆積してゐる落葉が想像され、初冬の淋しさが句の全體に行き渉つてゐるところがある。

蘇生士君の「枯芦」の句、寒く籠り鳴く鳥があつて水邊の夕べの寂しい枯芦の情景が生きてゐる。

床冷えに大霜を知る夜明かな　巢鴨　太洋
餅搗きの音こもるなり暮の宿　四日市　崖風
冬の風喰りながらに暮れにけり　大邱　柳水
一輪の菊寂びてあり草の庵　廣島　堤
山寺の撞き出す鐘や夕時雨　濱田　一
何處ならむ犬吠え止まぬ霜夜かな　安東　奇峰
柿一つ殘りて高き梢かな　西大門　龍門
朝寒やベンチに並ぶ失業者　海州　秋峰
菊咲いて書換へられし名札かな　旭川　耕春
選びたる紅葉のかげの床几かな　三重　窒鄰
埋もれし筧の音や落葉中　盛岡　臺堂
麥蒔や終日見ゆる遠き富士　金泉　安泉
新しき落葉浮くなり手洗鉢　同　慈舟
蜘蛛の巢にかゝれる落葉古りにけり　同　周波
桐の葉の落ちつくしけり今朝の霜　富山　一
せかせかと水汲む人や寒の月　小田原　一川
松風を籠めて時雨の通りけり　金泉　梅雪
霜降りて靜まり深き月夜かな　新義州　青塵
秋雨に痩せて立ちたる案山子かな　群山　苔洲
紅葉狩る一團下事す山の驛　三重　みどり
我が家は紅葉の中に見えにけり　八王子　蕉菁
衣擦ぐ人に磨けり芦の花　松山　秀多樓
時雨るゝや野道を急ぐ傘一つ　金澤　錄峯
部屋ふかく鏡澄みたる小春かな　三重　下枝



海外異聞錄

◇紫外線と犯罪

最近紫外線を犯罪事件に應用する樣になつてから、幾多の難問題が易々と解決された。それはこの驚くべき光線をあてると、大概な物質はそれぞれ特殊の光輝を放つからである。此方法によると贋造紙幣や模造寶石や手形の抹殺などが、一見して區別せらるるのであつて、此の紫外線を使用して最も劇的に下手人を擧げたのは、アスピリンの頭髮と呼ばれた世にも珍しい探偵事件である。パリの郊外に見るも無殘に殺戮された女の死體が發見されたが、證據物といつて女の手に摑まれてゐた只一本の細かい髮の毛であつた。この頭髮を紫外線の下に置いたところが、不思議なことにはそれから紫色の火を發して燃えると思はれた。然るに只光輝はアスピリンに特有の色彩をもつてゐた。それから探偵はその女の素性をただし、殺人の動機をもち得べき三人の男を檢擧した。そして銘々の頭から一本宛の毛を集めて試驗室で紫外線に曝した。其中に二本の毛は鈍い色のまゝであつたが、第三の髮の毛はパッと紫色を暴露して仕舞つた。この殺人は多量のアスピリンを常用してゐたゝめ、それが頭の氣孔から毛髮に移つたものであつた。

◇ハーモニカ御法度

米國刑務所の寬大なことは今に始まつたことではないがチヤタム刑務所では從來囚人にハーモニカを吹くことを許してゐた。ところが最近囚人がハーモニカの音にまぎらして監房の鐵棚を鋸で引き切ることを發見したので、それ以來吾人にハーモニカを持たせることを嚴禁した

◇女學生の脅迫

最近チエツコスロバキアのブリユーン市では、在住の知名の士に對し同市の某郵便局に金を送るやう、若し承知しなければその秘密をあばくといふ意味の脅迫狀が頻々として舞込んだ。物凄いのになると拒絕すれば硫酸をぶつかけてやると書いてあり、ある實業家に屆いたものには「拒絕に對する罪を贖はねばならないものは、貴下の頑是ない子供達です」とあり、最も親心を痛めるやうなものであつた。警察當局の探査の結果捕へられた犯人は意外にもうら若い女學生であつたので、初め警察でもまさか彼女が眞犯人では無く、誰か背後に糸を引く者があると睨んでゐたが、彼女の告白するところによれば、全くその女學生の一存から出たことで、彼女は女學校卒業後更にプラーグの大學で勉强することを熱望してゐるが、どうしても學資を得る見込みが無く、遂に脅迫により必要な學資を得ようと決心するに至つたといふのである。

◇夜の大統領の判決

聯邦陪審法廷はアメリカ暗黑界の大親玉アル・カポネの大々的な所得稅逋稅事件につき陪審員が審議の後有罪の判決を下した。刑期は服罪中の事情により、多少短縮せられる可能性があるが五ヶ條の罪狀に照せば、最長三十二ヶ年

間の服罪を命ぜられる可能性があるものと見られてゐたが、判事ウイルカーソン氏は禁錮十一ヶ年、罰金五萬ドルの刑に處する旨宣告した。カポネは巧に財産を隱匿し、銀行預金の如きは一切所有しなかつたゝめ檢事も大いに惱んだ揚句、檢事は遂にカポネの豪遊の事實及び金に糸目をつけず贅澤品を買ひ込んだ事實等を數限りなく調べ上げ、歸納的論法で陪審官を首肯させ有罪の判決に漕ぎつけたのであると。

◇賭博公開と離婚市場のレノ市

賭博公開と離婚の都としてアメリカで賣出したネヴアダ州レノ市は、六週間定住による離婚法實施以來滿半年、この六ヶ月間離婚申請者三千二百三十四件、許可されたもの三千二百十九件、一番多い月は七月で七百七件、一日の取扱記錄は百八十九件である。離婚による辯護士の收入は四十八萬二千五百五十ドルで一件平均百五十ドルである。裁判所の收入は十二萬八千五百八十ドルこの外賭博公開による全市の收入は一週百萬ドルに上ると。

◇ムツソリーニ氏の新經濟政策

イタリーでは千九百二十四年以來、一切の賭博を禁止してゐたが、それかあらぬか各遊覽地はます〳〵淋れる一方なので、ムツソリーニ氏の新經濟政策に基き、景氣挽回の爲め賭博を官許し、その收益によつて失業救濟にあてることになつたといふ。

◇錯覺から飛び降り

ロンドンの南五十七街に住むエリザー・サーモンス夫人は眞夜中に覆面の紳士が寢室へ這入り込み、奇怪なる行動に及ばうとしたので、悲鳴をあげて五階から飛び降りて瀕死の重傷、ところで調べて見ると一向それらしい形跡がないので、なほよくたゞして見れば、就寢前探偵小說を耽讀して休んだための錯覺であつたと。

◇呑氣な禁酒裁判

加州サクラメント市に住むウーチヤングリーと呼ぶ支那人のところへ、故國からウンガペーといふ支那酒が届いたが、禁酒法違反のため直ちに檢擧に於いて沒收された。そこで彼ウーチヤングリーはそれは酒ではなく、支那の靈藥だと主唱し、正式裁判を申立てたので、早速十二名の陪審官立ち會ひの下に開廷、酒だ、いや藥だの論議が果てないので、では論より證據だ、飮んでみろと云ふことになり、皆仲よく味をきいてゐるうちに、いつしか足下がフラ〳〵になり、結局何が何だか判らないのよーといふことになつたとは、何と呑氣な裁判。

◇監獄行希望の盜み

サンフランシスコのフランク・ジヤクソンといふ失業男が監獄行きを思ひ立ち、マーガレット・ワイズマン夫人宅に忍び込み、手當り次第に品物を袋につめ込んで街頭へ飛び出し、巡査を見つけるまで町中をグル〳〵廻つてゐたがリンデン街でお望み通り巡査に出會ひ、贓品をさらけ出してどうぞ監獄へやつて下さいに願ひ通り結局六ヶ月の入獄となつた。

家庭ページ

感冒豫防に生薑

その應用の範圍も廣い

これから追々寒さが加はつて來て、自然感冒にかゝる人たちが多くなつて來ますからこの際その

豫防として一般に簡單に出來る生薑の用ひ方についてお話いたします。元來生薑は古くからその乾燥粉末にしたものは乾姜といはれ、漢藥の內でも重要視されてゐたものです。その效果としては主として發汗解熱、利尿などを促進するの效があり、尚その有してゐる辛味は神經を刺戟して食慾を增進し唾液や胃腸液の分泌を促してその消化を助けるといふので古くから日常の

調味料として用ひられてゐたものです。殊に壽司、燒き魚などには必ず添付され、又酢と調和するので、酢漬の際にも用ひられてゐたものです。生姜は世界どこでも產するのですが、その優良なのは印度その他の熱帶地方に產し、英國では古くからヂンヂヤーエールといふ一種の飮料の材料として廣く用ひられ米國などではアルコール飮料の代用として少なからず用ひられてゐる樣です

日本產の生薑はその品質が割合に優良なので、すでに明治頃から有のヂンヂヤーエールの材料として相當の量が英國に向け輸出されてゐる位です。この樣に英米人がこのヂンヂヤーエールを多く用ひるのはそれが眞に衛生的好飮料であるからで、英國では牧師などが健康增進資料として貴んでをります、でそれが特に感冒豫防や多くの治病上に有效に働きかけるといふのは、主として發汗解熱利尿を促すからなのです。その

用法としては人々の嗜好や感冒に犯された程度や狀況や時期などに應じて自分に適當と思ふ方法で用ふるを良しとするのです。

(一)生薑を適當に薄く平たく切り、適量の砂糖を用ひて熱湯でよく煎じて用ひること、その濃度は成るべく自分の飮用に適するを度とする。

(二)生薑の砂糖漬としたものを茶、コーヒーなどゝ共に用ひること

(三)乾姜(漢藥店にあり)を一日二、三回位白湯で一匙位づゝ用ひること

(四)生薑の成るべく品質良きものを選んでオロシとしてそれを大コップに適量に入れ尚適量の葱の細切したものと味噌と鰹節少しを入れ、熱湯を注ぎながらよく攪き廻して用ひること

(五)生薑のオロシを割合に薄き甘酒、蜂蜜などに適量に混じ、極熱くして用ひると、この際に蜜柑の皮の細切したものを少量混ずると尚宜しい

右の樣な外、日常生薑とよく

刑政第44巻第12号
矯正図書館

調和する**料理に**　なるべく生薑を用ひることは特に冬季などの感冒に罹る機會の多い場合には其豫防上から見ても良い事でありますが、その他にも魚の毒消しともされ、特に鯖の如きは、必ずこれを添へるものとされてゐます。生薑はよく甘味と調和するもので

すから、生薑に砂糖や蜂蜜を用ひて飲料化したものを常に用ひることは、誠に感冒豫防上良いとで、この様な生薑**飲料の**　特色は尚ヂンヂャーエールの様に、日常繼續的に用ひて一向飽きないことと何らの副作用がない事であります。

毛糸あみものの家庭洗たく法

簡單便利にやれます

毛糸編物製品の簡便な洗たく法を紹介します。まづ製品を、淡い鹽水の中に十分から二十分位浸して、汚れが出るだけだします。汚れが出切つたら、鹽氣のなくなるまで十分に淸水ですすぎます。そこで次に、石鹸の濃い溶液を生温くして、その溶液で、製品をつかみ洗ひをします。この際、石鹸はアルカリの弱いものが適當ですから、石鹸の固まりが全くなくなるまで十分に溶しておくことが必要です。

洗たく物に對する石鹸の量は、もちろん其汚れの程度によるのですが、石鹸のあわが消える様では、まだ汚れが殘つてゐる證據ですから、そのつもりで、あわがたつぷり殘る様に石鹸を使ふことです。ですから一回で汚れが落ちない時は、落ちるまで幾回も同じ操作をくり返すのです。

次に、石鹸で洗つたら、こんどはぬるま湯でよくすすぎます。十分にすすいだところで、つかんで絞り、淸潔なタオルかシーツの間にいれて水分を吸ひ取らせます。（タオル、シーツは古いもの程よく水分を吸ひ取ります。）そこで成るべく縮み加減に型を整へ布の上に置いたまゝで風通しのよい場所で陰干にします。

毛出しの物も、以上の方法で洗濯が出來ますが、ほとんど干いたところで、くしで毛並を下へかきならしシーツとシーツの間へはさんで、毛布二三枚位のおもしをして二三時間したら、おもしを取りのけてよく干くまで手をふれないやうにします。

毛糸ものの洗たくの注意は次の通りです。第一には、常に熱湯に浸さぬこと——洗ふ時も、すゝぐ時も、ほとんど同一の微溫湯を使用すること。第二は、洗ふ時に、もまぬこと。第三は、絞る時に、ねぢらぬこと。第四は、干す時にさをなどにかけぬこと、第五は、すゝぐ時に、もし色が出たら十分色の出るだけだして、最後に少量の鹽をいれてよくすゝぐことであります。

牛乳の臭氣を消す法

舊弊の人や神經質の人にあつては牛乳嫌ひといふ人がよくあるものです。何で嫌ひかといふと、あの臭氣が嫌だといふ、一體牛乳はそのまゝで呑むと臭氣が高く、好きな人はそれをまた好んで呑むのですが紅茶やコーヒーに牛乳を

入れるとその香氣のために臭氣はほとんど消されてしまうものですが、牛乳嫌ひな人はそれでも呑まない、牛乳が入つてゐるお菓子も食べないといふ人が多いやうで、これは一つには神經作用にもよることです。牛乳の臭氣を全く去るには炒つた麥を牛乳に入れて煮て覺なさい、さうすると黄色になつて麥の香氣が高くて牛乳の臭氣は少しもなくなりますからどんな牛乳嫌ひな人にでも呑めます。牛乳嫌ひのお子さんが病氣にかゝつた時などにかうして與へれば牛乳であることを知らずに呑んでしまひます。

醫藥として利く——葱の効用

色々の病に効目が多い

醫藥としての野菜については色々といはれていますがネギについても面白い研究があります。ネギは日本ネギと西洋ネギがありますが昔から我が國には千住、岩槻、下仁田秋田、九條などがあります。藥用には冬ネギを最上として根上り一寸五分の所が最も有効とされて居ります、又青葉も醫藥として用ひられます。

効能　胃腸を整へ、また生ネギと味噌は慢性胃腸病に效目がある▲冬ネギを食すると身體を溫める▲不眠症あるひは神經衰弱症には生ネギをこまかくきざみ生味噌をつけて食す、若し生味噌をこのまぬ時は鯛味噌もよろしい▲肺病にネギの白根を煮てやゝ多く食すると有效である▲ネギ類は回蟲病の豫防藥である▲ネギは毒消しで魚類と麵類の毒を消す▲煮た魚の臭氣を脫臭する作用がある。

生ネギと生味噌　普通の味噌をあたり鉢にてよくあたり、これに少量の砂糖及び味の素を入れてよくまぜ更にネギの白根及び青葉少々を極めて細かく輪切りにして味噌と和し用ふる、また鯛味噌にまぜて用ふることもよろしい▲子供の鼻つまりには生ネギをかぐとよい▲不眠症には玉ネギを多く食し就床時にきざんで枕許におくと効目がある▲ネギのかゆ食は風邪に有效で同時に發汗利尿作用がある風邪には熱い粥食をとつて直ぐ寢るとよろしい▲貧血症には玉ネギが最も有效である。

甘酒のこしらへ方　甘酒は寒い時の飲料としてよろこばれます。甘酒を作るには二通りの方法があつて、第一は米麹だけを使用して作ります即ち米麹一升に對して攝氏七十度内外の溫湯一升五合の割合で木製の容器（飯櫃で結構です）に入れてよくかき廻しふたをして六十度内外の溫度に保ちますと二、三日（夏は一日）で熟成しますから、之を適當に薄めてわかして呑みます。又第二の方法は白米と米麹を使用して作る方法で、白米の一定量を飯に炊き、是をやはり飯櫃の中に入れて、同量または倍量の米麹を加へ、攝氏七十度内外の溫湯を少しばかり加へ充分にかき廻し、ふたをして冷さぬやうに注意し、五十度ないし六十度の溫度を保たせて一日一回かき廻すと二、三日で熟成します、甘酒を作るのに注意しなければならないのは製造中の溫度で、あまり溫度が高過ぎると酸味が强くなつて腐敗することがあり、溫度が低いと熟成がをそくなります。

讀者の頁

☒寸感

北海少年　高吉次

世は失業難だ。就職地獄だ。馘首だ整理減俸だのと毎日の如く新聞の二面から三面に亙り『小サラリーマン』の私共の神經を尖がらしてゐる。不景氣は益々師走に迫つて人生の生活に喘ぐ人々を深刻化せしめてゆく、それと交錯してどの新聞にも犯罪記事が滿載されて當局は實に多事多端となつて來た。記事の中には『監獄志願』なぞと麗々しく奇抜な記事も見られる世相だ。

刑務所は誰人も拘禁する所ではない、一應國法を犯した犯人に刑罰を科して國家の機關たる刑務所に一定の期間收容せしめ、彼をして飜然として正道に立ち歸らしめる所以で、人格陶冶、換言すれば犯罪者を敎育して社會的に順應する人間を作り上げることが目的である。で社會の善良なる一員所謂適格者として送出された彼等達は、再び先にも逃べた如く忌しい新聞の三面記事を汚して再び逆戻りの運命に落ちて來る、彼等は如何にして犯罪を重ぬる事になつたかと云ふ事は、國家人道上より觀て深く考へさせらるゝ所である。この事に就ては今更喋々と喃々と淺學の自分は申述べることは省略して私は少し經驗に付ての感想を次に述べて誌友諸君の批判を乞ふものである。……

今や日本は思想に經濟に近くは日支問題と、實に有史以來の難局に向つてゐるが就中經濟界の狀勢は順調でないのである。都會にも農村にも『不景氣々々々』の聲が日本の津々浦々に至るまで繰返されて其爲の悲劇が彼處にも此處にも演ぜられて居るし、又總ゆる事業は縮少されて失業者は益々殖える許りである。

斯樣な世の中であるから折角改悛して、二度と刑務所へ逆戻りは斷然せないと誓つて釋放されても、社會的に信用の無い彼等であるから、其の履歷が永の月日に曝露して漸く就職したかと思ふと間もなく再び失業苦を舐める結果、終に自暴自棄と爲り無我の中に犯を重ぬる事となるのである。斯くして人生の半以上は獄窓で暮らし家庭も、故郷も、知己も、親戚もなく孤獨の身となる憐れな人となるのである。之等釋放者に對する救濟事業は各所に司法保護に因る改善策が講ぜられ着々進捗されつゝあるのである。此際行刑擴張として政府の赤字に觸れぬ程度に、何が施設を望みたいのである。然して目下免囚保護と再犯防止に考究されてゐる今日北方政策遂行上として、國家的に重要視しせられてゐる千島列島の開發である。千島は今や吾國の北門であり鎭鑰である、近くはリンデー機の不時着陸地として知られ世人に漸く認められる樣になつた神祕境の千島は、近年に至つて探險

家冒險家の踏査に因て漁業は勿論鑛業、產業方面に資源の豐富なる事が調査されたのである。尙其他雄大なる高原や山脈が起伏なして、登山者の詩情を喚る絶峰もあると云ふ事である。此の千島を利用して免囚保護と云ふ名目の許に、豫算を捻出して貰ひ知己も身寄りもない彼等を一大國家的の經營場を設け、產業に漁業に礦業に之等免囚を嚴重看視を以て銳々其作業に精進せしめたならば、一方にては釋放者保護事業の一端とも成り片方にては財政窮乏の折柄、其の國利を得る一方法にもなり、尙將來に於ける司法省直屬の一大利潤の根柢を得る資源ともなる事と思ふ。

☒隨感斷想

嚴原　蔟勝熊

—泣く子供—

門前を、五ツばかりの男の子が、カアチヤンカアチヤンと、さけびつゝ大聲で泣いて行く。何誰が諄を聞いても返事はせず唯母を探がして走るのみ、思ふに遊に行き歸つて見ると、母が居らぬので、泣いて探がして歩くのであらう。子供は唯一途に母を求めて泣きさけぶのみ、其態度は、母を求むる一念が全身全靈を支配して、他には何ものもない。

吾々も此子供の母を探す時の如く、一心一向の態度で、職務に、修養に、努力したならば、必ず偉大な事跡を殘すであらう。

（訓話の要旨）

—お同行—

收容者が刑務所に於て修養するのは、出所後人並の渡世が出來るやう心を修め業を習ひ身體の健康を圖るのである。刑務官が收容者を世話するのも、同樣に出所後再び刑に觸れさせぬ樣に導くのである。故に結局刑務官も收容者も同一目的に向つて毎日骨折つて進みつゝあるのであるから、刑務官と收容者とは最も親密なるお同行である。然るに往々、收容者は刑務官に反抗の態度を示し、刑務官亦此理合を解せぬもののあるのは何うした事か、相共に一考すべき事柄である。

（訓話の要旨）

—庭の松—

本年七月近來珍らしい颱風で、家は倒れ、人は傷き、木は吹き折られたりした多大の被害であつた。官舍の庭の隅に五抱程ある松がある。何時の世に誰が植えたか知らぬが實に見事な松である。此松は其颱風後も、何處を風が吹いたかと云ふ樣な態度で、相變らず嚴然として居る其落着いた樣子は、實に立派なものである。一種の尊さへ感ぜられる、人も此松のやうに落着が欲しい。

（訓話の要旨）

—池の水かへ—

官舍の池の水が濁つて澄まぬ故、二三度水かへをやつたが何うも澄まぬ、鯉も五六十は居るが一匹も見えぬ。或部長が斯う澄まぬなら、蓮を植えたがよいでせうと云ふ、夫も一の方法かと考へた。

それに就き思ふのに、蓮は泥中より咲き出でても其汚に染まぬ、又菜根譚には糞虫至穢なれとも、變じて蟬となり露を秋風に飲む、腐草光なきも化して螢となりて采を夏月に輝かす、因に知る、潔は汚より出で、明は晦より生ず、と書いてある。

牧容されて居る人々も、修養の如何によりては、假令以前は何うであつても、蓮花の汚に染まぬ如く糞虫の變じて蟬となる如く腐草化して螢となる如く、全然變化して清く正しき人となり得る、之れは唯に牧容された人のみに限らぬ、誰も考ふべきものである。（訓話の要旨）

守宮の子

十月初の或る朝、子供の寢間の襖の桟に、守宮の子が一疋寒む相にくつ着いて居るのを、子供が發見して大騒をする。見ると一寸足らぬ實に可愛らしい、が氣味の悪い奴が居る。早速箒を持つて來て打殺ろさうと、ふりあげたが、やめた。其時頭に、第一に閃めいたのは、之は虫の子供だ、自分にも子供がある、第二には今別に害をするのでもないものを殺ろすのは可愛想だ、第三に浮かんだのは、假令虫の子供でも、助けて置いたら又自分の子供に何かよい報があるかも知れぬと云ふ打算的な考、遂に虫は前の畑に逃がした。こんな打算な考で牧容者の世話をしてよいか、悪るいか、もつと深く深く考へて見たい。

趣味に生きよ

六浦生

人には種々の趣味がある。書を能くするも、繪を畫くも一つの趣味であつて、其の他スポーツ、謠曲、圍碁、俳句、盆栽等殆んど數へきれない。

此等の趣味は、或程度から云へば一種の娯樂に過ぎないものもあつて、通例眞の趣味と申し兼ねるが、併し一味に生きると云ふことは、最も深味を有するものであり自分の命を一味の中に見出す程度を指すものである。

即ち紅葉を見て、古人が

人もかう染めて散りたき紅葉かな

と詠み、或は

霜露に打たれればこそもみぢ葉の錦を飾る秋はありけり

と歌ふたなどは、とりもなほさず奥床しい稱呼の中に、立派な教訓を含ませ、己も亦精神修養の一助ともなして詠んだものである。吾人は紅葉を賞するにしても只放心したり、或は耽溺にのみ陷つたりすることなく、其の生活をして成るべく趣味的に生かすやうにしなければならない。

芭蕉が或る富豪の家に招かれて、一夕俳句の會を催うした事がある。丁度月夜の晩であつたが、偶々家人が過まつて燭臺を仆したので蠟燭が消えてあたりは眞闇になつた。主人は大聲で家人を怒り散らして、早速灯をつけさしたが一は全く興をそがれて了つた。

そこで芭蕉は急に暇を告げて歸らうとした。主人は大に驚いて再三之を引き止めた。

「何か御機嫌にさわつたことでも御座いましたら、御遠慮なく仰つて頂きたい」と心配さうに申し出た。芭蕉は

「俳句を讀む程の人は、人間生活の凡てが俳句の材題となつて趣味を覺ゆるものである。今蠟燭の火が消えた爲めに、却つて外には明月が皓々と輝いてゐる。之は思ひがけない好材料であるのに無暗に家人を怒り散らさる、などは、俳句を詠む人にも似合はない、私は貴方のやうな心持では一緒に會を催せない」

と云つたので主人は始めて自分の修養の足らない事を深く愧ぢ、且つ過つたので共に俳句の道にいそしまれたとある。

芭蕉は一代の俳聖である、自己の全生命を俳句の中に投げ入れてゐる。毎日よみ出す一句々々が皆悉く辭世の句のつもりで詠んだ程眞劍味に富んでゐた。趣味に生きる人は眞にかくあるべきである。隨つてその人の德も趣味に依つて現はれる。

彼の大西洋横斷したリンドベーク氏の如きは、つとに飛行機に趣味を持ち、己の全生命を打込まれた結果、今や世界航空の王座に座せる者として全世界に喧傳さるゝに至つた。これ全く彼の實力と人格の結晶そのものである。例すれば巴里に歡喜して恰も熱病に罹つてゐる時彼がそのお祭り騒ぎを抜けて、最初に訪問したのは前に、佛國の猛雄ナンゼッセー大尉が巴里から大西洋逆横斷に乘出したまゝ行方不明となつた爲、悲嘆の淵に陷つてゐるその母の家であつた。この一事にでも彼の人格は知り得る。尚彼は禁酒禁煙の紳士であるが、巴里のアメリカ大使館の歡迎會席上では、リンデーの前にシャンペンの盃が出されてゐた。機習に富むハーリック大使は

「リンデー氏の母堂の爲にかん杯しませう」

と言つた時、彼は初めて盃を口にした程親思ひの青年である。若しもリンデーその人の爲に祝ふとでも云つたら飲まなかつたであらう。又彼が俄然、空の大使、空の騎士、幸運リンデーとなつて人氣の焦點に立つたとき、パラマウント映畫會社は百萬弗を彼に投げ出さうと云つたが

「何事もアメリカに歸つてから……」

と拒んだ。或は巴里ラヂオ放送も拒絶した程謙遜であつた。其の他彼の横斷した直後彼の後を追ふて成功した、ベンネット氏が、その後カナダのクオーベク病院に入院中、生命も危篤に陷り、ある强心劑の注射でなくては救はれない時、暴風雨を冒して僚友の許に飛行し、その藥品を届けたほどに友情の厚い人であつた。

斯くの如く彼は廿五歳の青年の時はや歴史的記錄を作り、勇氣と友情、謙遜と恩愛の美德を修得した。

芭蕉は俳句に依つて、彼は飛行機に依つて趣味を眞に生かした。

吾々も亦如何なる業をも己の趣味と化し、生活に則して希望に輝きたいものである。

☒赭色の衣類廢止に對する私見

網走　柏生

監獄法施行規則に於て受刑者に著用せしむる衣類は赭色とし、刑事被告人勞役場留置の言渡しを受けたる者十八歳未滿の受刑者には淺葱色を著用せしめ居りたる所、大正十一年司令一號に依り、其改正を見、監外の作業及監内の作業中炊事看病、掃除等に從事する者にして賞表を有し、若くは賞表を有せさるも行狀等特に善良なる者、監外の作業押送の場合に於て其場所が市内又は之れに準する所にして、特に外觀上淺葱色の衣類を著用せしむる必要ありと認むるときは淺葱色の衣類を著用せしむることの範圍を擴張せられたり。右趣旨は固より處遇上の問題に基因すること勿論なる可しと雖も、監外の作業に從事する者、或は護送者に對し特に淺葱色の衣類を著用せしむることは本人自身の廉恥心を尊重するのみならす、他面に於て社會民衆に對する外觀上の體裁と、之れか感想をも調節するものにして極めて其當を得たるや明かなり。而して赭色の衣類に就ては所内に於てのみ著用せしむへきものなるも、其赭色たるや余りに囚人視するかの如く恰も牢獄氣分を表示すへきに非さるか。昔時應報時代ならいさ知らす、現今の思潮に在りては吾人は獨り優しいものとは斷言し得さる所なり。然り而して斯く囚人視さるゝか故に其同情心を喚起せしむるものとするならは外部と接觸せしむるに敢て淺葱色の衣類を著用せしむる必要なく、而も釋放者保護宣傳と相俟て其赭色を用ひて然るへきに非さるや。去り乍ら吾人は其囚人視さるゝ所に於て害あるも益なく同情心を喚起せしむるより寧ろ恐怖の念を抱かしめ、而かも其反映に於て釋放者保護觀念に至大の惡影響を來すに至るへきに至れりと雖も未だ以て之れを疎んずるの傾向は、蓋し斯る原由の伴ふや必せりされは吾人此見地に於て刑は密行なりとの舊套を脫し、或程度迄門戸の開放を認めより多くの參觀を許し、以て直接間接に行刑の實際に就て、其理解を購むるに非されは行刑究極の目的を達成するに頗る至難なるものと言さるへからす、然るか故に是等參觀者に對して、其の印象に依る惡弊を除去する爲には、先つ以て内部に於ても直接牢獄氣分を表示する赭色を廢止し、單に内部の處遇にのみ拘泥せず廣く世人が釋放者に對する保護觀念の充實を計り、以て行刑終局の目的を達することを期して止まさる次第である。

☒社會教育の重點と法規の改正に就て

青森　蘭山生

吾々は刑務官として立つには刑務官としての素養が要る。又職人として立つには職人としての智識が必要である。故に社會の一員として改善せねばならぬ收容者は、勿論社會教育の注入に依らねばならぬ事は言ふまでもない。玆に不肖私は眞の行刑には必ずや社會教育が伴はねばならんとの事に鑑み聊か愚見を述べて見たいと思ふ。

抑も現今に於ける行刑は教育改善主義であり、其の目的は累犯を絶つにあるのである。即ち釋放後は立派なる社會の一人として生活せしむるにあるのである。故に此の目的のもとに、彼等を改善せんと欲せば先づ彼等を時代相應の人として造らねばならぬ。時代相應の人を造るには徹底したる社會教育に依らねばならない。九月號刑政編輯余錄にも曰く『吾々は成年である、しかし成年として知らねばならぬ事を知らぬ場合は多い。そこで毎朝の新聞で教育を受けてゐるのだ、刑務所に收容される人々はよりもつとひどい。第一お米の値段を知らぬ、今日の金錢の價値を知らぬ、今日の法律を知らぬ、それでは釋放後直ちにまごつき、恥をかき、そうしてやけを起し又候犯罪をやり直すのも無理はない。こんな收容者には、どうして教育したらよいか、それが今日の云々』と教育の重要なる點、殊に社會教育が如何に貴重なるかが、提げられてあつた。讀者諸氏よ是に依つても、社會教育が改善事業に、如何に意義あるものなるかが窺はれるであらう。然るに今日どの程度まで、此の教育が進められてゐるか？　甚だ幼稚で即ち社會教育が不充分なりと言はねばならない。故に社會教育に依り彼等を改善せねばならぬ今日、不充分なる教育法を以つて、充分なる行刑の效果を、擧げ得る事が出來るであらうか？　故に改善を目標に眞の行刑を望む時は、第一先決問題として法規の改正に俟たねばならんと思ふ。監獄法施行規則第八六條に曰く

『文書圖畫ハ監獄ノ規律ニ害ナキモノニ限リ之ヲ許ス新聞紙及ヒ時事ノ論說ヲ記載スルモノハ其ノ閱讀ヲ許サス』

と、斯くの如きは、改善對教育を叫ばれてゐる今日、此の規定こそ行刑の一大打擊と言はねばならない。何んとなれば、此の規定に依り、社會教育の源泉とも云ふべき新聞紙は勿論、其他時事の論說を記載するものは、悉く彼等に其の閱讀を許されないからである。只刑務所の機關とせる人雜誌や教誨師のお話に止められてゐる彼等は、如何にして徹底的社會教育を受け、時代相應の人として、立たれやうか實に痛切に感ずるのである。

希くは彼等を時代相應の人として造り眞の行刑へと、進められんには此の行刑の一大打擊たる同條を今少し改正し、同條へ

『但シ所長ニ於テ教化上必要ト認メタル場合ハ此ノ限リニアラス』

と但書を付け、行刑を尙一層價値付けられん事を期待するものである。

刑政第44巻第12号
矯正図書館

◎違警罪即決例中改正

（昭和六年九月一日法律第六十六號）

違警罪即決例中左ノ通改正ス

第三條ニ左ノ一項ヲ加フ

被告人ノ法定代理人、保佐人又ハ配偶者ハ被告人ノ爲獨立シテ前項ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第十條ノ二　前二條ノ規定ニ依リ留置シタル場合ニ於テハ速ニ被告人ノ法定代理人、保佐人、直系尊屬、直系卑屬、配偶者及ヒ被告人ノ屬スル家ノ戸主中被告人ノ指定スル者ニ其旨ヲ通知スヘシ

第十四條第九條又ハ第十條ノ規定ニ依リ留置セラレタル者ノ接見又ハ書類其他ノ物ノ接受ニ付テハ刑事訴訟法第百十一條及ヒ第百十二條第一項ノ規定ヲ準用スル但接見ハ之ヲ禁止スルコトヲ得

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●違警罪即決例中改正法律施行ニ關スル件

（昭和六年九月五日行甲第一、六六一號行刑局長通牒）

首題ノ件ニ關スル別紙内務次官通牒寫爲御參考及送附候

（別　紙）

（昭和六年八月四日内務省發警第二八號内務次官通牒）

違警罪即決例中改正法律ノ施行ニ關スル件依命通牒

第五十九議會ノ議決ヲ經タル違警罪即決例中改正法律ノ要旨ハ人權尊重ノ趣旨ニ基キ正式裁判ノ申立ヲ一層容易ナラシメムトスルモノニ有之元來拘留科料ニ該ルヘキ犯罪ハ罪質輕微ナル爲動モスレハ其ノ取扱周到ヲ缺クノ虞ナキヲ保シ難ク其ノ措置ノ如何ニ依リテハ人權ニ影響スル所甚大ナルモノアルヲ以テ改正法律ノ運用ニ當リテハ立法ノ精神ニ鑑ミ遺憾ナカラシムル樣御配慮相成度尙改正法律ハ公布ノ日ヨリ施行セラルヽコトヽナリ居レルヲ以テ左記各項御留意ノ上速カニ取扱手續ノ改正其ノ他同法施行上諸般ノ御準備相成度候

追テ本件ハ司法省ト協議濟ニ有之候條御了知相成度

記

一、第三條第二項ニ依リ正式裁判ノ請求ヲ爲ス者アルトキハ受理ノ日時ヲ申立書ノ餘白ニ記入シタル上被告人ノ法定代理人保佐人又ハ配偶者ニ非サル者ヨリノ請求ト認メラルヽ場合ハ特ニ其ノ旨ヲ附記シ一件記錄ヲ管轄區裁判所檢事ニ送致スルコト

二、第十條ノ二ノ通知ハ被告人ヲシテ同條ニ列記セラレタル者ノ内一名（特別ノ事情アル場合ニ於テハ數名）ヲ指定セシメ左記樣式ノ書面ヲ以テ即日之ヲ發送シ其ノ旨特別ノ帳簿ニ記載シ置クコト

記

通知書

留置セラレタル者ノ住所氏名年齡

右ノ者何々違反ニ依リ　年　月　日（拘留何日、科料何圓）ニ處シタルニ（保證金、假納金）ヲ納メサルヲ以テ違警罪即決例第（十、九）條ニ依リ之ヲ留置シタリ

右同例第十條ノ二ノ規定ニ基キ被告人ノ指定ニ依リ此段及通知候也

年　月　日

何　廳
縣　何　警察署長（代理）
官　氏　名（印）

住　所
氏　名　宛

三、留置セラレタル者ノ接見又ハ書類其他ノ物ノ接受ニ付テハ第十四條ノ規定ニ依リ刑事訴訟法第百十一條及第百十二條第一項ノ規定ヲ準用スル結果監獄法及同法施行規則中接見及信書等ニ關スル規定ニ則リ次ノ標準ニ據リ處置セラレタキコト

（一）留置セラレタル者ニ對シ接見ヲ請フ者アルトキハ其ノ住所氏名年齡、留置セラレタル者トノ續柄　面談ノ要旨等ヲ聽取シタル後接見者心得事項ヲ告知シテ接見セシムルコト（監獄法第四十五條第一項同法施行規則第百二十五條參照）

二、接見者心得事項ハ左記ニ據ルコト（監獄法施行規則第百二十五條、明治四十一年監獄局長通牒參照）

接見者心得事項

一、接見中ハ總テ警察官吏ノ指示ニ從フヘシ

一、接見者ハ豫メ申出タル面談ノ要旨以外ノ事項ニ渉リ談話スヘカラス

一、特ニ承認ヲ得タル者ニ非サレハ外國語ヲ用ウヘカラス

一、接見ノ際ニハ直接金品ヲ授受スヘカラス

一、談話ハ簡明ヲ旨トシ冗長ニ渉ラサル樣注意スヘシ

●一、接見ノ際立會警察官吏ノ指示ニ從ハス其ノ他不穩ノ言動アルトキハ接見ヲ停止スルコトアルヘシ

（三）接見ハ己ムヲ得サル事情アル場合ノ外其ノ時間ハ三十分以内タルコト

接見ハ原則トシテ執務時間内ニ限ルコト但シ正式裁判申立ノ期間切迫セル場合其ノ他己ムヲ得サル事情アル場合ニ於テハ執務時間外ト雖之ヲ認ムルコト（監獄法施行規則第百二十一條同第百二十二條同第百二十四條參照）

（四）接見ニハ警察官吏之ニ立會シ接見室其ノ他逃走等ノ虞ナキ適當ノ室ニ於テ之ヲ爲サシムルコト（監獄法施行規則第百二十六條同百二十七條參照）

（五）接見ノ際ニハ外國語ハ警察署長ニ於テ承認シタル場合ノ外之ヲ使用セシメサルコト（監獄法施行規則第百二十八條參照）

（六）留置セラレタル者ノ發スル信書ハ封緘ヲ爲サスシテ之ヲ警察署長ニ差出サシメ、留置セラレタル者ニ宛タル信書ハ警察署長ニ於テ開披シ之ヲ檢閱シタル上交付スルコト（監獄法第四十六條第四十八條同施行規則第百三十條參照）

（七）外國文ヲ用ヒタル信書ハ必要ニ依リ留置セラレタル者ノ費用ヲ以テ警察署長ノ指定シタル者ヲシテ之ヲ飜譯セシムルヲ得ルコト

留置セラレタル者前記ノ費用ヲ負擔スル資力ナク又ハ其ノ負擔ヲ肯セサルトキハ場合ニ依リ信書ノ發受ヲ許ササルヲ得ルコト（監獄法施行規則第百三十一條參照）

（八）留置セラレタル者ノ發受スル信書ノ檢閱、發送及交付ノ手續ハ成ルヘク速カニ之ヲ爲スコト（監獄法施行規則第百三十六條參照）

（九）留置セラレタル者ノ信書ノ發送、交付及廢棄ノ年月日、相手方ノ住所氏名其ノ他必要ナル事項ハ留置人名簿等ニ記載シ置クコト（監獄法施行規則第百三十七條參照）

（一〇）留置セラレタル者ニハ筆、墨、紙、印紙、郵便切手、郵便葉書、金錢、衣類、臥具、飮食物、手巾、履物又ハ警察署長ニ於テ特ニ許容シタル物ニ限リ差入ヲ許スコト（監獄法第五十三條同法施行規則第百四十三條同第百四十四條參照）

（一一）差入ヲ許スヘキ衣類、臥具ハ時季ニ適シ且留置場ノ紀律及衞生ニ害ナキ物ニ限リ又飮食物ハ留置場ノ紀律及衞生ニ害ナキモノニ限ルコト（監獄法施行規則第百四十四條同第百四十五條同第九十二條同第九十八條同第百十二條參照）

（一二）新聞紙、時事ノ論說ヲ記載シタル文書及留置場ノ紀律ヲ害スヘキ物ノ差入ハ之ヲ許ササルコト（監獄法施行規則第百四十二條參照）

（一三）留置セラレタル者ニ宛テ送致シ來リタル物ニシテ其ノ差出人ノ氏名若ハ居住不明ナルトキ其ノ差入ヲ許スヘカラスト認ムルトキ、又ハ留置セラレタル者ニ於テ其ノ受領ヲ拒ミタルトキハ之ヲ沒入又ハ廢棄スルコトヲ得ルコト（監獄法第五十三條第二項參照）

（一四）沒入又ハ廢棄ノ處分ヲ爲シタルトキハ沒入廢棄簿ニ其ノ品目數量並處分ヲ爲シタル理由及年月日ヲ記載シ警察署長ニ於テ之ニ證印ヲ爲シ置クコト（監獄法施行規則第百五十條參照）

（一五）差入ヲ爲サント請フ者アルトキハ其ノ住所氏名身分職業等ヲ調査スルコト（監獄法第五十三條同法施行規則第百四十六條參照）

（一六）留置セラレタル者ニ宛テ送致シ來リタル物又ハ差入ヲ爲シタル物ハ巡査部長以上ノ者立會ノ上巡査ヲシテ之ヲ檢査セシムルコト飮食物ノ檢査ニハ必要ニ依リ警察醫ヲシテ之ニ立會セシムルコト（監獄法施行規則第百四十七條參照）

四、第十四條及刑事訴訟法第百十二條第一項ノ規定ニ依リ書類其ノ他ノ物ノ授受ヲ禁シ若ハ之ヲ差押フルノ處分ハ警察署長ノ命令書ヲ以テ之ヲ爲スコト

◎少年受刑者ニ對スル假釋放適否ノ審査

（刑法第二十八條監獄法第四條第二項）
（監獄法施行規則第百七十三條）

控訴院長
檢事長　宛
少年刑務所長

●假釋放適否審査ニ付判事及檢事ノ少年刑務所巡視ニ關スル件

（昭和六年六月十一日
行甲第一一九九號司法次官通牒）

曩ニ司法官會同ニ際シ控訴院長及檢事長ハ假釋放ノ適否審査ニ付判事及檢事ヲシテ少年刑務所ヲ巡視セシムルコトニ協議相成リ候處更ニ六月三日招集セラレタル刑務所長會同ニ於テハ之カ實行ニ關シテ愼重ナル審議ヲ遂ケタルニヨリ本省ハ此等ノ結果ヲ綜合シテ左記ノ通リ判事、檢事及刑務所長ノ協議ニ關スル規準ヲ相定メ候條爾今此ノ規準ニ依リ假釋放適否審査ニ關スル協議實行相成ル樣致シ度

一、假釋放審査ノ爲昭和六年七月ヨリ毎月一回各少年刑務所ニ於テ判事、檢事及少年刑務所長ノ協議會ヲ開ク

二、毎月一回以上協議スル必要アルトキハ其旨本省ニ對シ刑務所長ヨリ報告スルコトヲ要ス

三、判事、檢事及刑務所長ノ協議ニヨリ假釋放ノ審査ヲ受クヘキ者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ要ス

イ、不定期刑ノ短期ヲ經過シタル者

ロ、累進處遇ノ最上級ニ屬スル者

ハ、前二號以外ノ受刑者ニシテ刑務所長ニ於テ適當ト認ムル者

四、協議會ノ期日ハ各少年刑務所長ニ於テ管轄控訴院長竝檢事長ト打合セ決定ス

五、控訴院長竝檢事長ハ管轄內ノ控訴院、地方裁判所又ハ區裁判所ノ判事及檢事ノ中ヨリ適當ナル者ヲ選ヒ之ヲシテ少クモ六月以上繼續シテ少年刑務所ヲ巡視セシムヘシ

六、巡視スヘキ判事及檢事ノ氏名ハ豫メ少年刑務所長ニ通知スルコトヲ要ス

七、協議會ニハ必要アリト認メタル場合ニ於テ當該刑務所職員ヲ列席セシムルコトヲ得

八、協議事項ハ豫メ刑務官會議ニ附議スルコトヲ要ス

九、協議ニ必要ナル審査資料ハ當分ノ中各所ニ於テ簡單ナル樣式ヲ定メ協議前之ヲ協議スヘキ判事及檢事ニ送付シ置クヘシ

十、少年刑務所長ハ協議スヘキ判事及檢事ニ對シ假釋放ニ必要ナル範圍ニ於テ行刑ノ內容ヲ開示スヘシ

十一、協議ノ結果全員ニ於テ假釋放ヲ適當ナリト認メタルトキハ其ノ決議ハ之ヲ假釋放上申書ニ添付スルコトヲ要ス

十二、刑務所長ハ當分ノ中協議會開催ニ關スル經過ヲ報告スヘシ

十三、協議會ヲ開催スヘキ少年刑務所ハ左ノ八箇所トス

小田原、川越、姬路、岡崎、岩國、久留米、盛岡、北海、

◎假釋放上申書樣式竝記載例ノ改正

（昭和六年六月三十日司法省訓令行甲第一二九七號）

假釋放上申書樣式竝記載例別紙ノ通改正ス

假出場上申書ニ付テハ之ヲ準用スヘシ

右訓令ス

秘發番號

年　月　日　何刑務所長　何　某印

司法大臣　殿
（陸軍大臣又ハ海軍大臣　殿）

假釋放上申

左記ノ者ニ對シ假釋放ノ審査ヲ遂ケタルトコロ改悛ノ狀顯著ニシテ再犯ノ虞ナキ者ト認メ候條假釋放御許可相成度候

本籍　身分（平民ハ記入ヲ要セス）
住所　職業（收容前ノ職業）　何　某
何歳（數ヘ歳）

（用紙美濃紙）

犯	罪名	何々
	刑名刑期	懲役（禁錮）何年
	刑ノ起算日	何年何月何日
	刑ノ終了日	何年何月何日
	假釋放條件期間經過ノ日	何年何月何日
	執行濟期間	何年何月餘
	殘刑期間	何年何月餘
	犯罪時ノ年齡	滿何歳何月
	犯數及入所度數	何　以上 初（累）犯　何度
罪	犯罪ノ性質	
	動機及情狀	
關係	犯罪後ノ情況	
	犯罪ニ對スル社會ノ感情	
	其ノ他ノ參考事項	

保護關係	同居ノ親族保護者及傭主ノ氏名年齡職業住居及續柄等	
	前號ニ記載シタル者ノ性格及資產生活狀態	
	家庭ノ良否	
	接見及信書ノ內容竝發受ノ狀況	
	家庭ト本人ノ感情	
	被害者及其ノ家庭ト本人及其ノ家庭トノ感情	
	釋放後ノ歸住地	
	釋放後ニ於ケル生計ノ見込	
	其ノ他ノ參考事項	

身上關係	遺傳	
	健康狀態	
	精神狀態	
	思想及信仰	
	責任觀念及協同心	
	經歷及教育程度	
	勞働能力	
	收容後ノ行狀	
	作業賞與金及領置金	
	其ノ他ノ參考事項	

記載例

一、犯罪關係

(イ) 犯罪ノ性質動機及情狀

簡單ニ本人ノ性格ト生活狀態トヲ記載シ犯罪ノ情狀著シク憫諒スヘキモノナリヤ否其ノ動機カ偶發的又ハ常習的犯罪ナリヤ否犯罪ノ近因ト爲リタル緣由竝犯罪ノ動機カ忠孝其ノ他道義上又ハ公益上宥恕スヘキ心情ニ基キタルモノナリヤ否又犯罪ノ手段慘酷巧妙又ハ大規模ナリシヤ否等ノ事情ヲ開示スルコト　審査規程第七條乃至第十一條

(ロ) 犯罪後ノ情況

罪ヲ犯シ刑ヲ受クルニ至ル迄ノ悔悟ノ狀態犯罪發覺ノ端緒カ自首ニ掏ルモノナリヤ否罪ニ對スル自白、認知ノ狀態損害賠償及賠償ニ關スル努力等ニ關シ簡單ニ開示スルコト　審査規程第十二條第十四條

(ハ) 犯罪ニ對スル社會ノ感情

慘酷巧妙又ハ大規模ナル手段ニ依リ罪ヲ犯シタル者世人ノ耳目ヲ聳動セルメタル犯罪ヲ爲シタル者ニ對シテハ一般社會ノ感情、地方的特色ヲ有スル犯罪ニ對シテハ特ニ犯罪地方ノ風習及假釋放ニ對スル地方ノ感情等ヲ開示スルコト　審査規程第十一條第十三條

(ニ) 其ノ他ノ參考事項

左ニ該當スル事項ヲ記載スヘシ

(1) 假釋放審査規程第十七條ニ依リ判事檢事又ハ陸海軍ノ法務官朝鮮總督府檢事臺灣總督府檢察官等ノ意見ヲ求メ又ハ假釋放ニ關スル希望ヲ表示シタル者竝同規程第十六條ニ依リ刑ノ執行停止ヲ爲スヘキ者ニ對スル假釋放ノ具申及同第二十一條ニ依リ十月上旬ニ於テ刑期滿了ノ者ニ對スル前年十二月中ノ具申ニ付テハ特ニ其ノ旨ヲ開示

(2) 事件ノ率連スル者ノ裁判ノ顚末及受刑狀態竝假釋放ニ關スル顚末又ハ意見

(3) 事件率連者カ他ノ刑務所ニ於テ行刑中ナルトキハ其ノ刑務所長ニ對シ自所率連者ニ對スル假釋放具申ノ通知

(4) 罰金、科料ノ刑迫徵金又ハ裁判費用ノ納付ノ顚末

(5) 起訴猶豫ノ罪名、度數、執行猶豫期間經過後ノ前記ノ罪名、刑期、言渡年月日及過去ノ罰金刑ニ關スル罪名、金額及其納付顚末

(6) 前科ニ關スル詳細ナル記載　但累犯ニ係ラサルモノモ之ヲ記載スルコト

(7) 刑執行指揮書ノ記載ノ判決確定日ト刑期起算日ト一致セサル場合ハ其事由ノ開示

上申書及附屬書類ノ記載一致セサルモノハ其ノ事由竝正確ト認メタルモノノ開示

二、身上關係

身上關係ノ各項ハ身分帳簿行狀錄一年六月以內ヲ綜合シ其ノ結果ヲ記載スルコト

(イ) 遺傳

父母祖父母等ヨリノ遺傳關係ヲ開示スルコト

(ロ) 健康狀態

入所後ノ罹病狀態、現在ノ健康狀態（健康診查ニ依ル總評ノ記載）釋放後勞働ニ從事スル者ニ對シテハ特ニ勞働ニ堪ユルヤ否ノ開示

(ハ) 精神狀態

精神ノ薄弱（精神健康診查ニ依ル總評ノ記載）及智能、感情、意志、ノ三種ヲ區分シ記載スルコト

(ニ) 思想及信仰

(イ) 思想上ノ系統及變化狀態

(ロ) 家宗及本人ノ信仰

等ヲ明確ニ記載スルコト

(ホ) 責任觀念及協同心

(イ) 責任觀念ノ濃度ノ具體的事項

(ロ) 職員トノ關係　同衆間ノ接涉動作

等ノ實況ヲ記載スルコト

(ヘ) 經歷及教育程度

(イ) 生育ノ關係　(ロ) 兵役關係

(ハ) 職業上ノ履歷　(ニ) 學歷

(ホ) 學識ノ程度　(ヘ) 看讀書籍ノ種類

等ヲ記載スルコト

(ト) 勞働能力

(イ) 勞働能率及愉悅ノ程度

(ロ) 入所後ノ就業狀態及其成績

(ハ) 技能ノ有無竝其技能ハ釋放後ノ生業ニ適スルヤ否等ノ開示

(チ) 收容後ノ行狀

(イ) 改悛ノ事情、特ニ累犯者ニ對シテハ改悛ニ至リタル動機

(ロ) 賞遇ノ有無

(ハ) 所屬階級

(ニ) 懲罰ノ種類度數及處罰ノ年月日懲罰ニ對スル思念等

(ホ) 教育敎誨ニ對スル思念

(ヘ) 衞生上ノ思念

等ヲ明記スルコト

(リ) 作業賞與金及領置金

作業賞與金計算高及領置金額、作業賞與金ニ付テハ消費ヲ許可シタルモノニ付テハ其ノ使途及金額ヲ記入スルコト

(ヌ) 其ノ他ノ參考事項

左ニ該當スル事項ヲ記載スルコト

(イ) 受刑者ノ趣味嗜好等

(ロ) 飮酒ノ量及酒癖ノ有無

(ハ) 物品ノ取扱振等

三　保護關係

身上票竝假釋放審査規程第十九條同第二十條ニ依リ審査シタル事項ヲ明確ニ記載スルコト

(イ) 同居ノ親族、保護者及傭主ノ氏名年齡職業住所及續柄等

(イ) 父母配偶者（內緣ノ妻共）及子孫ノ存亡

(ロ) 兄弟姉妹、祖父母伯叔父母其ノ他同一家庭ニ在ル親族ニ付テハ釋放後直接保護ニ關係アル者ニ付之ヲ記載スルコト

(ハ) 同一家庭內ニ爵位勳等アルモノアルトキハ之ヲ記載スルコト

(ニ) 年齡ハ數ヘ歲ニ依リ記載スルコト

(ホ) 保護者カ親族以外ノ者ナルトキハ特ニ本人トノ關係其ノ他保護ヲ引受クルニ至リタル事由、保護ノ方法等ヲ開示スルコト

(ヘ) 保護者カ保護團體ナルトキハ其ノ保護方法ヲ開示スルコト

(ロ) 前號ニ記載シタル者ノ性格資產生活狀態

前項ニ記載シタル者ノ中本人ノ保護ニ直接關係アル者ノ人物、前科ノ有無、性行家業ノ勉否、交際ノ狀況、資產ノ有無及其ノ程度、生活狀態ノ大要ヲ記載スルコト

(ハ) 家庭ノ良否

家族ノ員數、生活程度、家計ノ狀況、家庭ニ對スル近隣ノ

風評等ヲ記載スルコト

(ニ) 接見及信書ノ内容竝發受ノ狀況

父母妻子其ノ他ノ親族、故舊、保護者等トノ間ニ於ケル交渉狀況、愛情ノ濃度、家庭トノ連絡狀況ヲ具體的ニ記載スルコト

(ホ) 家庭ト本人トノ感情

家庭ニ於ケル本人ノ地位竝本人ノ犯行ニ對スル家庭ノ感情

本人ノ家庭ニ對スル責任觀念等相互ノ感情ヲ記載スルコト

(ヘ) 被害者及其ノ家庭ト本人及其ノ家庭トノ感情

被害者竝其ノ遺族ノ所在、損害賠償若クハ慰藉料等ノ關係ヲ明確ニ記載シ現在相互ノ感情、交際ノ有無等ヲ記載スルコト

(ト) 釋放後ノ歸住地

家庭ニ歸住セサルモノニ對シテハ其ノ事由ヲ開示スルコト

(チ) 釋放後ニ於ケル生計ノ見込

釋放後從事スヘキ職業竝生計ノ見込確實ナリヤ否ヲ簡明ニ記載シ且環境ノ良否ヲ記載スルコト

(リ) 其ノ他ノ參考事項

以上各項ニ該當セサル事項ニシテ參考ト爲ルヘキ各事項ヲ記載スルコト

(注意)

上申書

一 氏名ノ難讀又ハ二樣ノ讀方アルモノハ傍訓ヲ施スコト

二 刑名刑期ノ記載ニ付若シ刑期變更アレハ「徵役何年言渡ノトコロ何年懲役何年何月ニ更ニ何年懲役何年ニ減刑、未決拘留通算(又ハ執行濟何月何日)」ト記載スルコト

三 不定期刑ノ者ニ付テハ刑名刑期懲役(禁錮)ノ下ニ短期何年何月ノ終了日ノ下ニ短期何年何月何日ト二行ニ記入長期何年刑ノ終了日ノ下ニ短期何年何月何日ト二行ニ記入スルコト

四 執行濟期間及幾刑期間ハ何年何月餘ニテ足リ月ノ端數ハ記入ニ及ハス

尙執行濟期間何年何月餘ノ下ニ假釋放條件期間計算ノ例ニ依リテ算出シタル期間ヲ1/3 1/2 2/3 3/4ノ四種ニ區分シ其ノ該當シタルモノト其ノ下ニ以上ノ文字ヲ併セ記入スルコト

不定期刑ノモノニ對シテハ短期經過前ハ短期ヲ基準トシ其經過後ハ長期ヲ基準トシ算出スルコト

五 罪名ハ適用條文ニ據ル罪名ヲ記入スルコト

六 封筒ハ司法省行刑局長宛親展トスヘキコト

附屬書類

刑執行指揮書判決書及公判調書

(イ) 判決謄本又ハ抄本ハ犯罪事實ヲ明瞭ニ知得セラルヽ程度ノモノタルヲ要スルヲ以テ上告判決ニシテ犯罪事實明カナラサルモノハ第二審判決謄本又ハ抄本ヲ添付スルコト

(ロ) 判決書ニ多數ノ事件牽連者アルモノニ付テハ其ノ全文ヲ謄寫スルコトナク假釋放上申ヲ爲ス者ニ關係アル部分ヲ抄錄シタルモノニテ足ル此ノ際併合罪ノ事實ノ記載ヲ漏ササルコト

(ハ) 二刑以上引續キ執行シ最後ノ刑ニ付假釋放上申ノ場合ハ前刑ノ執行指揮書及判決書ヲモ添付スルコト

(ニ) 累犯加重、刑ノ執行猶豫取消又ハ刑ノ執行停止ノ再入ニ付テハ其決定書又ハ刑ノ執行關係ノ書類ヲ添付スルコト

(ホ) 軍刑務所ヨリ移送ノ受刑者ニシテ刑ノ執行指揮書ナキモノハ移送書又ハ執行囑託書ヲ添付スルコト

(ヘ) 刑執行指揮書判決書竝公判調書作成ニ付テハ刑事訴訟法第七十一條及第七十二條ニ依ル形式ヲ必要トセサルコト

◎受刑者ノ行狀審查

(監獄法第二十七條第五十八條同施行規則第七十條第七十一條第百六十九條第百七十三條)

(昭和六年七月十一日行甲第一、四〇四號司法省訓令)

明治四十一年八月司法省訓令第四號身分帳簿行狀錄取扱例中一「入監後」ノ下ニ「二月以內、爾後」ヲ加フ

右訓令ス

◎受刑者收容區分ノ改正

(監獄法第一條第三條)

(昭和六年九月十七日行甲第一、七四二號司法省訓令)

大正十三年十一月行甲第一、八〇〇號女受刑者集容ニ關スル訓令中移送刑務所ヲ左ノ通改ム

栃木刑務支所ノ項「新潟」ノ次ニ「名古屋、靜岡」「八王子少年」ノ次ニ「岡崎少年」

宮津刑務支所ノ項「金澤一ノ次ニ「三重、岐阜」ヲ加エ

名古屋刑務所ノ項ヲ「名古屋、三重、岐阜、岡崎少年但シ刑期六月未滿ノモノ」ニ改ム

本令ハ昭和六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

右訓令ス

◎刑務支所ノ所轄換

(昭和四年十二月司法省告示第四十二號)

(改正昭和六年六月二十五日司法省告示第二二號)

昭和四年十二月司法省告示第四十二號中左ノ通改ム

前欄ノ項「浦和刑務支所」「熊谷刑務支所」ヲ削リ千葉ノ前ニ左ノ一項ヲ加フ

豐多摩	浦和刑務支所
	熊谷刑務支所
	埼玉縣北足立郡浦和町
	埼玉縣大里郡熊谷町

◎女受刑者收容區分中改正

(監獄法第一條第三條)

(昭和六年六月十七日行甲第一、二二五ノ一號司法省訓令)

大正十三年十一月行甲第一、八〇〇號女受刑者集容ニ關スル訓令中「福岡刑務所」「鹿兒島刑務所」「富山刑務支所」ノ項ヲ廢シ「三次刑務支所」ノ次ニ「佐賀刑務支所」ヲ加ヘ其ノ移送刑務所ヲ左ノ通改ム

栃木刑務支所ノ項「長野」ノ次ニ「新潟」

宮津刑務支所ノ項「松江」ノ次ニ「金澤」

佐賀刑務支所ノ項ニ「長崎、福岡、熊本、鹿兒島、宮崎、久留米少年」ヲ加フ

本令ハ昭和六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

右訓令ス

◎拘禁區分ノ改正

（監獄法第一條　第三條　第十六條）
（大正十三年六月司法省訓令行甲第九二二號）

●懲役又ハ禁錮十年以上ノ男受刑者收容區分中改正ノ件

（昭和六年三月三十一日司法省訓令）
（行甲第五〇六號司法省訓令）

大正十三年六月行甲第九二一號訓令中三池刑務所ノ項ヲ削リ左ノ項ヲ加フ

熊本 鹿兒島	長崎、福岡、久留米少年 宮崎、沖繩

本令ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎人的戒護ノ充實

（監獄法第十四條第十七條同施行規則第二十四條第三十六條第四十一條第四十二條第四十五條第四十六條第五十五條第八十六條第九十九條第百條第百二十七條第百三十條第百四十二條第百四十七條）

●思想犯人等ノ通謀取締ニ關スル件

（昭和六年一月十九日行刑局長通牒）
（行甲第五一號行刑局長通牒）

標記ノ件ニ就テハ特ニ深甚ノ御注意ヲ以テ些ノ遺憾ナキヲ期シ居ラレ候コトト存シ候得共近來某所收容中ノ治安維持法違反被告人ニシテ外部ニ於ケル同志トノ間ニ左記方法等ニ依リ巧ミニ通謀ヲ遂ケタル者有之若シ右ノ如キ事實ニシテ伏在センカ拘禁ノ職責上由々敷コトナルノミナラス他面檢察竝裁判ノ進行及公正ニ多大ノ支障ヲ及ホス虞アルモノト思料致候條篤ト御考慮ノ上之カ防遏ニ付萬遺憾ナキヲ期セラルル樣致度候

記

一、外部ヨリノ通謀ニハ差入品中特ニ果物、パン又ハ餅ノ類ヲハ容易ニ發見シ得サル小穴ヲ作リ之ニ文書ヲ記載シタル紙片ヲ（小撚ノ樣ニシテ）挿入ス

一、收容者宛信書（封書又ハ私製葉書）ニハ切手貼付箇所ニ通信事項ヲ記載シテ其ノ上ニ切手ヲ貼用ス

一、收容者間又ハ外部ヘノ通謀ニハ拘置場掃除夫等ヲ巧ニ利用シテ通謀ヲ幇助セシメ又ハ掃除夫等ヲ介シテ未決既決ノ被釋放者ヲ利用スルコト

一、密書ヲ用フル場合ハ信書其ノ他筆記ノ時間ニ之ヲ作成スルコト

一、仲介者ニハ報酬トシテ相當多額ノ物質ヲ贈與スルコト

◎在監者ノ面接

（監獄法第七條　同施行規則第九條）

●收容者ノ面接勵行方ノ件

（昭和六年十月行甲第一、八四五號行刑局長通牒）

標記ノ件ニ關シテハ既ニ屢及注意置候次第モ有之之カ處理ニ付テハ各所共夫々遺憾ナキヲ期シ居ラルヽコトヽハ思料候得共偶々巡閲等ニ際シ其ノ實況ヲ查察スルニ尚往々ニシテ所期ノ如ク勵行シ居ラレサル向モ有之從テ表面

八ノ衆情平穩ノ如ク觀取セラルヽニ拘ラス其ノ實狀ニ至リテハ之ニ反スルノ事實アルヲ見ルハ甚タ遺憾トスル所ニ有之候是レ概ネ下情壅蔽ノ結果ニシテ面接ノ不勵行ニ基因スル所不尠ト思料候ニ付テハ事務繁劇ニシテ多數面接者ニ對シ悉ク之ヲ許容シ難キ事情モ可有之トハ思料セラレ候得共面接制度ノ趣旨ニ鑑ミ之カ勵行ニ努メラルヽト共ニ自ラ其ノ範ヲ示シ下僚各主任者等ノ面接ヲ勵行セシメ其ノ結果ニ付テハ必ス之ヲ報告セシムルコトニ因リテ處遇ノ適切ヲ期シ行刑ノ實績ニ寄與スル所アラシムル樣篤ト御配慮相煩度候

◎入監者ニ對スル作業賞與金不計算期間ノ短縮

（監獄法第二十七條　施行規則第七十條）
（昭和六年八月司法省令第三十號）

一、監獄法施行規則中左ノ通改正ス

第七十條中「五月」ヲ「二月」ニ改ム

附　則

本令ハ昭和六年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

二、監獄法施行規則中改正ノ件ニ付通牒

（昭和六年八月行甲第一、五八七號行刑局長）

八月三十一日司法省令第三十號ヲ以テ監獄法施行規則中改正候相成處右ハ入所ノ初期全行刑ニ對スル基礎的教育ヲ爲スヘキ重要ナル過程ニ在ル受刑者ニ對シ其勞働意慾ヲ促進セシメ勤勞教育ノ徹底ヲ期シ以テ行刑教化ノ目的達成上完璧ヲ期セントスルノ趣旨ニ有之收容者ニ對シテハ八月二十日行甲第一、五八八號訓令作業賞與金計算方改正ノ件ト併セテ必要ナル諭告ヲナシ萬全ヲ期セラレ度候

追テ右改正省令施行始期ニ付テハ現在收容者中九月一日前既ニ入所ノ翌月ヨリ二月以上ヲ經過シタルモノハ總テ九月一日以後ノ就業ニ付作業賞與金ノ計算ヲナスヘキ義ニ有之御了知相成度候

◎作業賞與金ノ計算

（監獄法第二十七條三項）
（同施行規則第七十一條）

一、作業賞與金計算方ノ改正

（昭和六年八月行甲第一、五八八號司法大臣訓令）

大正十一年十月司法省行甲第一、五〇二號作業賞與金計算方ノ件訓令中左ノ通改メ昭和六年九月一日ヨリ施行ス

第一項中第二種ノ次ニ

第三種	百円以内	二円一四五十銭	一円廿銭	一円八十銭	六十銭	四十銭	二十銭	計算ヲ省ス

ヲ加フ

第二項中「ヲ謂フ」ヲ削リ「及第三種ニ屬セサルモノヲ謂ヒ第三種作業トハ特別ノ技能ヲ要セサル食量等級八等ノ作業ニシテ機織工管卷、同絲繰、同絲掛、同絲撚、同塵取、同仕上、同絲繋、同篩通（絣工等特ニ複雜ナルモノヲ除ク）裁縫工雜巾刺、綿工綿摘、同綿撰抄紙工撰方、同削方、同紙揃、同塵取、同菅裂、同藁抜、莞莚工立絲挍、同繩綯、同撰方、同元結ヒ、同紋板貼、同耳切、同緣組、同毛取、同闕抜、紙細工貼方同折方、同アラビヤ引、藁工中繩、同小繩、同草履、麻工鼻緒眞、同絲繋、同麻絲、燐寸工箱貼、補綴夫ノ類ヲ謂フ」ヲ加フ

二　作業賞與金計算方ニ關スル訓令中改正ノ件

（昭和六年八月
行甲第一、五八八號　行刑局長通牒）

本日行甲第一、五八八號訓令ヲ以テ標記ノ件改正相成候處右ハ從來第二種作業ハ頗ル廣汎ニ渉リ其ノ作業上ノ價値ニ於テ懸隔甚シキモノアリタルヲ以テ作業價値概シテ劣位ナルモノハ之ヲ同作業中ヨリ分離シ第三種作業ヲ設定シ作業賞與金計算方ニ差等ヲ設ケ以テ行刑處遇ノ適正公平ヲ期スルノ趣旨ニ有之御了知相成度

追テ本令施行始期ハ九月一日以後ノ就業者ニ付改正規程ニ依リ處理スヘキ義ニ有之爲念申添候

三　作業賞與金日割計算方ニ關スル件

（昭和六年八月
行甲第一、五八四號　行刑局長通牒）

標記ノ件ニ關シ別紙甲號釧路刑務所長問合ニ對シ乙號ノ通回答致候條御了知相成度候

（別紙）

甲號

（昭和六年七月
發第四二二號　釧路刑務所長伺）

標記計算方ニ關シ左記二說有之疑義相生シ候條至急何分ノ御回示相煩度候

一、有賞者其月中病氣休養アリタル場合ノ計算方

甲說

相當級ニ有賞ニ對スル割增ヲ加算シタル額ヲ標準トシ之レヨリ其月ノ就業スヘキ日數ヲ以テ標準額ヲ除シ得タル一日平均額ニ病氣休養シタル日數ヲ乘シ之レヲ標準額ヨリ控除スル計算法ト

乙說

其月ニ就業シタル日數（病氣休養シタル日數ヲ控除シタルモノ）ヲ相當級額ニ乘シ之レヲ全就業スヘキ日數ヲ以テ除シタル額ヲ計算高トシ此ノ計算高ニ對スル有賞相當額ヲ加算スル計算法

二　病氣不就業アリタル場合ノ日割計算方

甲說

相當級額ヲ就業スヘキ日數（病氣不就業日數ヲ含ム）ヲ以テ除シ得タル數（一日平均額）ニ病氣休養日數ヲ乘シ之レヲ相當級額ヨリ控除スル計算法

乙說

相當額ニ就業シタル日數ヲ乘シ之レヲ其ノ月ニ就業スヘキ全日數ヲ以テ除スル計算法

乙號

（昭和六年八月
行甲第一、五八四號　行刑局長回答）

昭和六年七月二十二日發第四二二號ヲ以テ御問合相成候標記ノ件ハ左記ニ依リ御處理相成度候

記

一般ノ就業日ニ就業セサル場合ニ於ケル作業賞與金日割計算法

一　有賞者ナルトキ

相當計算高ニ有賞者ニ對スル割增金額ヲ加算シ其ノ額ニ其ノ月中現ニ就業シタル日數ヲ乘シ之ヲ其ノ月ニ於ケル就業スヘキ全日數ヲ以テ除シタル額ヲ計算高トス

二　有賞者ナラサルトキ

有賞者ニ對スル割增金ヲ加算セス他ハ前項ニ同シ

設例　賞表一個ヲ有スル第二種作業第三級ノ者就業日　28日ノ月ニ5日就業セサル場合

$(2^{\text{円}}+2^{\text{円}}\times\frac{2}{10})\times\frac{28^{\text{日}}-5^{\text{日}}}{28^{\text{日}}}=1{,}971$

以上ノ通リ1圓97錢1厘トナルモ大正十一年十月司法省行甲第一、五〇二號訓令第六項ニ依リ錢以下ノ端數ハ切捨ツヘキモノニ付計算高ハ即チ（1圓90錢）ナリトス

◎在監者ニ對スル教誨ノ充實

（監獄法第二十九條、同施行規則第八十條、第八十一條、第八十三條、第八十三條、第八十四條）

● 教務事務ノ刷新向上ニ關スル件

（昭和六年七月
行甲第一、四〇七號　行刑局長通牒）

教務ニ屬スル事務ハ極メテ重要ナル事項ナルノミナラス近時益々繁雜ヲ加ヘ來タレルヲ以テ之カ處理上ニ付テハ一層ノ考慮ヲ要スヘキ次第ナルニ拘ラス從來ノ實績ニ徵スレハ往々之ヲ閑却セラレツヽアルヤノ憾ナキ能ハサルモノアリ假令之カ擔當者トシテ看守其ノ他ノ職員ヲ配置セラレ居ルト雖人選宜シキヲ得サル等ノ關係上概ネ教誨師自ラ之カ處理ニ當リツヽアルノ實況ニシテ斯クテハ教誨師ヲシテ雜事ノ爲メニ自然收容者ノ敎化ニ全力ヲ傾注シ得サラシムルニ至リ敎化ノ機能ヲ十分ニ發揮シ得サ

ルコト、相成甚タ遺憾ニ存セラレ候ニ付テハ現下ノ實情ニ鑑ミ特ニ此際教務掛ニ人員ノ增置ヲ爲スハ相當困難ノ事情モ有之ヘクト存候ヘハ先ツ其ノ人選配置ヲ適當ニシ特ニ優秀ナル看守部長若ハ看守ヲ之ニ配置シ若シ人員ノ差繰困難ノ向ハ他事務ヲ之ニ兼攝セシムル等ノ方法ニ依リ文書掌理上ノ事務ハ一切之ニ司掌セシメ以テ之カ事務ノ刷新向上ヲ期スルト共ニ教誨師ヲシテ雜事ヲ離レテ收容者ノ敎化ニ專心努力セシメ以テ敎化ノ實績ヲ益々發揚セシムル樣致度候

◎受刑者ニ對スル社會教育ノ一斑

（監獄法第二十九條第三十條同施行規則第八十五條）

●ラヂオ受信機設置ニ關スル件

（昭和六年六月行甲第一、三〇八號　行刑局長通牒）

標記ノ件ニ關シテハ客年十二月行甲第一七二六號竝同第一七二七號ヲ以テ及通牒置候處右設置刑務所ニ於ケル實施狀況ヲ見ルニ其結果ハ極メテ良好ニシテ敎化上ニ及ホス效果ノ顯著ナルモノアルノミナラス之カ爲戒護上其ノ他ニ毫モ支障ヲ來スカ如キコト無之ヲ確認セラレ候ニ付テハ此ノ際之カ範圍ヲ擴張シ貴本所ニ於テモ右受信機ヲ設置相成差支ヘ無之コトニ決定候條前顯行甲第一七二六號通牒ニ依リ之カ實施方御取計相成度候

追テ豫算緊縮ノ際ニ付眞ニ已ムヲ得サル場合ノ外ハ之カ所要經費ハ增額困難ニ付豫メ右御含ミノ上相當御處理相成度申添ヘ候

（豐多摩、巢鴨、橫濱、大阪、神戶、名古屋、廣島、岡山、福岡、宮城、札幌ノ各所長宛）

◎受刑者ニ對スル情操教育ノ實施

（監獄法第三十條同施行規則第八十五條）

●免業日教誨堂ニ於テ收容者ニ佛教聖歌ヲ唱和セシムル件

（昭和六年八月行丙第一、四七三號　行刑局長通牒）

首題ノ件ニ關スル別紙甲號ノ經伺ニ對シ乙號ノ通回答致候條爲參考申進候

（甲　號）

（昭和六年八月滋刑發第五〇〇號　滋賀刑務所長伺）

當所受刑者ニ對シ情操教育ニ資スル爲免業日ニ敎誨堂ニ於テ敎誨開始直前左記聖歌ヲ、オルガン伴奏唱和致サセ度存シ候トコロ其ノ可否ニ付一應御高見相仰キ度候

文部省宗教局內佛教音樂協會編

佛教聖歌　第三回發表

求道ノ歌　　木濱孝慈師作歌

一

はかなきゆめ路　　たどりつゝ
無明のやみに　　つつまれて
さすらひめぐる　　をぐるまの
かたぶきしぶる　　音さびし

二

菩薩のみあと　　したひつゝ
まつはるいばら　　ふみやぶり

ををしくすゝむ　　行人の
たもとをはらふ　　風すずし

三

大悲の御手に　　すがりつつ
われよぶこゑを　　なつかしみ
けわしさわすれ　　一すぢに
よろこびはこぶ　　足かろし

四

をしへのまゝに　　あゆみつゝ
わけゆく道は　　ことなれど
おなじくてらす　　月かげは
たかねにさへて　　くもりなし

（乙　號）

（昭和六年八月行丙第一四七三號　行刑局長回答）

八月七日發第五〇〇號ヲ以テ標記ノ件ニ關シ經伺相成候處右收容者ニ對スル情操教育上裨益スル所アルモノト認メラルヽヲ以テ大正十一年十月行甲第一、五二六號四大節ニ國歌ノ合唱ヲ許ス通牒ノ趣意ニ則リ之レト同樣ノ方法ニ依リ施行相成ハ差支無之候

◎看讀書籍ノ選擇標準

（監獄法第三十一條同施行規則第八十六條）

●受刑者ノ私本ニ關スル件

（昭和六年七月行甲第一四四五號　行刑局長通牒）

標記ノ件ニ關シ別紙甲號ノ通リ申出有之候ニ付乙號ノ通リ回答致置候間爲參考申進候

（甲　號）

（昭和六年七月刑發第一四三二號　甲府刑務所長伺）

昭和五年十一月二十五日附行甲第一、六八〇號ヲ以テ御指令相成候受刑者ノ看讀私本中三田定則著松華堂發行ノ「法醫學大意」ハ其ノ內容ヲ審査シタルニ受刑者ノ敎化上遺憾ノ點有之樣思料セラレ候條當所トシテハ看讀セシメサルコトニ致居候爲念此段上申致置候

（乙　號）

（昭和六年七月行甲第一四四五號　行刑局長回答）

曩ニ昭和五年十一月行甲第一、六八〇號ヲ以テ及通牒候受刑者ノ看讀私本ハ私本看讀許否ニ關スル一般的基準ヲ示シタルモノナレバ特定受刑者ニ對シ右通牒ニ表示セラレタル私本看讀ヲ許可スルニ當リテハ宜シク當該受刑者ノ敎育程度收容前並ニ釋放後ニ於ケル職業其他ノ事情ヲ精査シテ之ヲ爲スヘク所謂「法醫學大意」ノ如キモ看讀希望者カ醫師其他之ニ類似スルノ職業ヲ有シ敎化上看讀ヲ許可スルノ必要アリト認メタル場合ニ始メテ之ヲ許可スヘキモノニ有之前記ノ趣旨ニ付誤解ナキ樣御留意相成度

◎受刑者ニ看讀セシムヘキ私本ノ審査

（監獄法第三十一條同施行規則第八十六條）

●受刑者ニ看讀セシムヘキ私本ノ適否審査ニ關スル件

（昭和六年九月
行甲第一、七三六號 行刑局長通牒）

先般來一般受刑者ニ對シ官本主義ヲ緩和シ私本看讀ノ範圍ヲ擴張致シ候結果私本ノ看讀ヲ希望スル者漸次增加シ從テ本省ニ對シ之カ審査ヲ要求セラルルモノ相當多數ニ上リ來タリ候ハ敎化上歡迎スヘキ現象ニ有之付テハ益々審査ノ適確ト處理ノ敏活ヲ期スルノ要有之ニ付向後之カ審査方ヲ要求相成場合ハ成可一應貴所ニ於テモ當該書籍ニ對シ下審査ヲ遂ケラレ其ノ內容其ノ他ニ付本省ニ於ケル審査上ニ參考トナルヘキ事項ハ努メテ之ヲ詳具シ審査要求相成候樣致度候

◎受刑者ノ衣類中淺葱色衣類着用ノ範圍擴張

（監獄法第三十二條
同施行規則第九十一條第二項第四號）

●受刑者ニ淺葱色ノ衣類ヲ著用セシムル件

（昭和六年四月
行甲第七〇二號 行刑局長通牒）

大正十一年一月監甲第九二號及同年四月監甲第五四〇號ヲ以テ標記ノ件ニ關シ及通牒置候處受刑者接見ノ際ニモ之ヲ着用セシムル必要アル樣思料候間自今作業ノ種類又ハ行狀ノ良否如何ニ拘ラス接見時ニ於テハ淺葱色ノ衣類ヲ着用セシメラレ差支無之候

◎未決拘禁者ノ自辨糧食

（監獄法第三十五條同施行規則第九十八條自辨物品取扱規則第三條一項）

一、未決拘禁者ニ對スル自辨物品取扱品目增加ニ關スル件

（昭和六年七月
行丙第一、一七四號 行刑局長通牒）

標記ノ件ニ關シ別紙長崎刑務所長ヨリノ申報ニ對シ承認相成候條貴所ニ於テモ右品目增加ノ必要有之候ハヽ之ニ準シ御取扱相成度候

（別紙）

（昭和六年六月
發第一、四一一號 長崎刑務所長伺）

標記物品トシテ左記榮養物ノ自辨購入ヲ許シ指定販賣人ヲシテ其取扱ヲ爲サシメ候條御承認相成度候

記

一、牛乳及鷄卵
但シ兩品トモ必ス新鮮ナルモノヲ取扱ハシムルコトニ注意ス

二、未決拘禁者ノ自辨購求品目中滋養劑「ヴイタミンA」追加ニ關スル件

（昭和六年九月
行丙第一、五三六號 行刑局長通牒）

標記ノ件ニ關シ別紙市谷刑務所長ヨリ申請ニ對シ承認相成候條必要有之候ハヽ右ニ準シ御取扱相成度候

（別紙）

（昭和六年八月
刑發第一、〇九三號 市谷刑務所長伺）

最近當所收容者中ヴイタミンAノ自辨購求ヲ願出スルモノ增加セリヴイタミンAヲ含有スル肝油ハ既ニ御認可ヲ受ケ自辨購求ヲ許シ來レルモ肝油ハ胃腸虛弱者又ハ夏期消化器能減退ノ期ニハ惡臭アリ密閉スルモ變質ヲ起シ易ク從テ胃腸障碍ヲ起ス虞アルヨリ肝油ニ耐ヘ得ラレサルモノニハ之ニ代フルニ特ニヴイタミンAノ自辨購求セシムル事ヲ許容致度候條御認可相成度候也
追テ該物品ハ當所指定ノ所內物品販賣人ヲシテ販賣ノ取扱ヲ致サスヘク候

◎在監者ノ診療ニ關スル取扱

（監獄法第三十九條第四十條第四十四條
同施行規則第百八條第百九條第百十一條
第百十三條第百十九條）

一、診療簿、病床日誌、種痘簿、患者日表、
診療報告書取扱規程及樣式制定

（昭和六年四月
行甲第六一五號 司法大臣訓令）

診療簿、病床日誌、種痘簿、患者日表、診療報告書取扱規程及樣式別紙ノ通相定ム

附則

大正二年十一月司法省訓令第八號病床日誌、調治簿、種痘證、患者日表取扱規程及樣式竝大正十四年十二月行甲第一八七九號行刑局長依命通牒患者治療日數經過報告ハ之ヲ廢止ス

診療簿、病床日誌、種痘簿、患者日表、
診療報告書取扱規程及樣式

第一　診療簿及病床日誌

一、疾病ニ罹リタル收容者ヲ診療シタルトキハ診療簿ヲ作成スヘシ
尙收容中同一人ニ對シテハ常ニ本簿ヲ繼續使用スヘシ

二、一時ノ頓服劑又ハ塗布劑若ハ點眼劑ヲ與フル等臨時投藥ヲ爲シタル場合ニ於テモ醫師カ之ヲ爲シタルトキハ診療簿ニ記入スヘシ

三、患者ヲ病舍ニ收容シ又ハ之ト同等ノ取扱ヲ爲シタルトキハ病床日誌ヲ作成スヘシ

四、診療簿及病床日誌ハ常時醫務掛ニ於テ保管シ本人ノ釋放後ハ之ヲ身分帳簿ニ編綴スヘシ

第二　種痘簿

一、本簿ハ法定種痘未了者及臨時種痘施行者ニ區分スヘシ

二、携帶ヲ許サレタル子若ハ未成年者ヲ收容シタル場合ニ於テハ其ノ法定ノ種痘ヲ完了セシヤ否ヲ調査シ未了者ニハ種痘ヲ行ヒ本簿ニ記入スヘシ尙本簿ニ依リ法定ノ種痘證ヲ作成シ本人釋放ノ際之ヲ交付スヘシ
前項ノ場合ニ於テハ刑務所長ハ市町村長ヘ屆出ツヘシ

三、痘瘡豫防ノ爲臨時ニ種痘ヲ行ヒタルトキハ本簿ニ記入スヘシ

第三　患者日表

一、本表ハ每日午後十二時ヲ限界トシ患者、診察及投藥人員等ヲ揭記スヘシ

第四　診療報告書

一、左記各號ニ該當スル患者アリタルトキハ本書ニ依リ遲滯ナク直ニ報告スヘシ

一、心神喪失者ノ刑執行停止ニ依リ出所シタルトキ

二、刑事訴訟法第五百四十六條第一號ニ因リ刑ノ執行停止ニテ出所シタルトキ

三、疾病ニ罹リタル者ニシテ保釋、責付又ハ勾留ノ執行停止等ニ依リ出所シタルトキ

四、病死又ハ變死シタルトキ

五、休養患者ニシテ治癒スルニ至ラス刑期滿了等ニ依リ釋放シタルトキ

六、休養患者ニシテ他所ヘ移送シタルトキ

七、休養患者ハ一箇月、非休養患者ハ二十五日間引續キ治療ヲ受ケ尚治癒スルニ至ラサルトキ

但シ結核、癩、精神病、梅毒、淋疾、僂麻質斯、心臟瓣膜症、惡性腫瘍、トラホームニ就テハ第二回報告ハ前後通算シテ休養五箇月、非休養四箇月目ニ又第三回以後ハ休養五箇月、非休養四箇月トス

前回報告ノ病名ト異リタル併發症ニ基因スル場合ト雖前項日數ニ該當スル時ハ之ヲ報告スヘシ

二、同一患者ノ第二回報告ハ前後通算シテ休養三箇月、非休養二箇月目ニ又第三回以後ハ休養三箇月、非休養二箇月經過毎ニ報告スヘシ

但シ結核、癩、精神病、梅毒、淋疾、僂麻質斯、心臟瓣膜症、惡性腫瘍、トラホームニ就テハ第二回報告ハ前後通算シテ休養五箇月、非休養四箇月目ニ又第三回以後ハ休養五箇月、非休養四箇月トス

前回報告ノ病名ト異リタル併發症ニ基因スル場合ト雖前項日數ニ該當スル時ハ之ヲ報告スヘシ

二、診療簿、病床日誌、種痘簿、患者日表、診療報告書取扱規程及樣式改正ノ件

（昭和六年四月 行甲第六一六號 行刑局長通牒）

本日標記ノ件訓令相成候處右ハ輓近醫學ノ趨勢ト從來取扱上ノ實績並醫務主任ノ意見等ヲ酌酌シ改正相成候次第ニテ之カ要旨ヲ舉クレハ先ツ調治簿ヲ診療簿ニ種痘證ヲ種痘簿ト改稱シ且ツ診療簿及病床日誌ノ樣式ヲ橫書ニ改メ用紙ノ大サヲ一定シテ取扱上ノ便宜ト爲シ又ハ病床日誌ノ樣式中ニ診斷學的檢索ノ諸項ヲ新ニ設ケ患者ヲ診察シ之カ病名ヲ決定シ其ノ治療方針ヲ確立スルニ必要ナル諸檢查ノ要旨ヲ記入セシムルコト、シ或ハ又未成年者若ハ携帶ヲ許サレタル子ヲ收容シタルトキハ種痘法ニ依リ必ス調查ヲ爲シ法定ノ種痘未了者ニ對シテハ種痘ヲ行ヒ之ヲ市町村長ヘ届出ツヘキコトヲ規程セラレ、患者日表ニ付テハ衞生月表記載ノ各項トノ連絡並同月表作成上ノ便宜ト爲シ尚又患者治療日數經過報告ハ從來別ニ通牒セラレタルモ本改正ニ際シ之ト相俟ルヘカラサル關係ニアル他ノ諸簿冊ト同一訓令中ニ之カ取扱規程及樣式ヲ定メラレタルモノニシテ要ハ本取扱規程ノ遵守並樣式中ニ定メラレタル諸檢查又ハ記載事項等ノ勵行ニ依リ行刑衞生ノ完璧ヲ期セントスル次第ニ候條能ク本改正ノ趣旨ヲ體セラレ之カ實施ニ際シ萬遺憾ナキ樣御留意相成度候

追テ從前ノ樣式ニ依ル用紙ニシテ現存スルモノハ其ノ新ニ印刷スルニ至ル迄之ヲ使用シ得ルモノト御承知相成度候

◎受刑者ノ死體ノ處分

（監獄法第七十五條同施行規則第百七十九條）

●受刑者ノ死體ヲ解剖ノ爲送付スヘキ病院及學校指定ノ件

（昭和六年十月司法省告示第三十七號）

大正十一年六月司法省告示第二十五號中北海道帝國大學醫學部及附屬醫院ノ次ニ「大阪帝國大學醫學部及附屬醫院」ヲ長崎醫科大學及附屬醫院ノ次ニ「名古屋醫科大學及附屬醫院」ヲ加ヘ「大阪醫科大學及附屬醫院、愛知醫科大學及附屬醫院」ヲ削除ス

（參照）

大正十一年六月司法省告示第二十五號ハ監獄法施行規則第百七十九條ニ依ル病院及學校等指定ノ件ナリ

◎在監者ニ對スル傳染病豫防上ノ處置

（監獄法第三十九條、第四十條、第四十三條、同施行規則第百十條乃至第百十四條、傳染病豫防法、同施行規則、刑務所傳染病豫防心得）

●傳染病豫防ニ關シ注意ノ件依命通牒

（昭和六年十月 行甲第一九二六號 行刑局長）

刑務所ニ於ケル傳染病豫防ニ付テハ傳染病豫防法及同施行規則並刑務所傳染病豫防心得等ニ依リ平常御留意相成居候コトヽハ思料致候ヘトモ近時各所ニ傳染病患者ノ續發ヲ見ルニ至レルハ我行刑衞生上洵ニ遺憾トスル次第ニ有之候　之レ素ヨリ(一)設備ノ不備(二)收容者用食物購入ニ付テノ不注意(三)收容時ニ於ケル健康診查ノ粗漏(四)所內ニ於テ發生シタル傳染病患者ニ對スル處置上ノ缺陷等ニ基因スルモノト思考致候モ尚左記各項ノ嚴守勵行ニ依リテ一層豫防上ノ完全ヲ期セラルヽ樣特ニ御配意相成度候

左　記

一、收容時ノ健康診查ヲ最モ愼重ニ爲シ有熱下痢等苟クモ傳染性疾患ノ疑アル者ニ對シテハ之ヲ嚴重ニ隔離シ爾後ノ觀察ヲ周密ニ爲スコト

一、收容時ニ於ケル健康診查ニ際シ既往症ニ於テ腸チフス、赤痢等ニ罹患シタル者ニ付テハ檢便檢尿等ヲ爲シ保菌ノ有無ヲ決定スルコト

前項ノ檢查ニ付テハ昭和三年十一月行甲第一九〇二號醫學的檢查ノ設備充實並其ノ委囑ニ關スル通牒ヲ勵行スルコト

一、炊事夫、看病夫、洗濯補綴夫、理髮夫、工場又ハ舍房雜役夫、掃除夫、便捨夫等收容者ノ飲食物、被服、汚物等ノ取扱ヲ爲ス者ニ對シテハ精密ナル健康診查ヲ行ヒ且ツ檢便檢尿ヲ爲シ保菌者ニ非ラサルモノヽ中ヨリ選定スルコト

前項ノ經理夫ニ付テハ每月少クトモ一回健康診查ヲ行ヒ其ノ結果ヲ健康診查簿ニ記入スルコト

一、常時通勤者並同家族ノ傳染病患者及同容疑者ニ付觀察シ且ツ通勤者ノ居住地附近ノ傳染病患者ノ有無ヲ知悉シ置クコト

一、收容者用ノ飲食物ヲ購入スルニ當リテハ其生產地及販賣者取扱者並同家族其ノ他居住地方ニ於ケル傳染病患者ノ有無ヲ調查スルコト

一、作業素品並材料ニ付テハ其ノ生產地及供給者、運搬人並其ノ家族其ノ他居住地ニ於ケル傳染病患者ノ有無ヲ調查スルコト

一、炊事夫飲食物ヲ調理シ又ハ分配スル前ニハ必ス每回手指ヲ消毒シ清洗スルコト

工場舍房ノ配食ニ付又同シ

一、食器並食器洗滌用具飲食物運搬用具等ノ清洗ヲ勵行スルコト

一、調理用具及飲食物ノ洗滌又ハ貯藏用具等炊場內ニ於ケル備品ニ付テハ其ノ清洗乾燥ヲ必ス勵行スルコト

尙炊場內外ノ清潔保持ニ努ムルコト

矯正図書館

一、飲食物ノ調理ニ當リテハ先ツ清水ニテ充分清洗シ事情ニ依リテハ鹽酸水等ニテ洗濯スルコト

一、炊場、浴場及洗面場等ノ用水ハ少クトモ毎年春秋ノ二期ニ檢査ヲ爲シ不適當ナルトキハ意見ヲ附シ報告スルコト

一、浴場ノ汚染度ヲ時々檢査シ不適當ノモノハ之カ改善ヲ爲スコト

一、刑務所々在地又ハ刑務所ト交渉多キ地方ニ傳染病發生シタルトキハ種痘又ハ豫防接種ヲ爲スコト

一、刑務所内ニ傳染病發生シ又ハ發生ノ徴アルトキハ病名人員等ヲ速ニ電信或ハ電話ニテ報告スルコト

◎在監者ノ接見及信書ニ關スル制限緩和

（昭和六年四月三十日司法省令第九號）

●(一)監獄法施行規則中左ノ通改正ス

第百二十三條中「禁錮囚ニ付テハ一月毎ニ一回、懲役囚ニ付テハ二月毎ニ一回」ヲ「禁錮囚ニ付テハ十五日毎ニ一回、懲役囚ニ付テハ一月毎ニ一回」ニ改ム

第百二十四條　典獄ニ於テ處遇上其他必要アリト認ムルトキハ前四條ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第百二十七條ニ左ノ一項ヲ加フ

典獄ニ於テ敎化上其他必要アリト認ムルトキハ受刑者ノ接見ニ付立會ヲ爲サシメサルコトヲ得

第百二十九條　受刑者ノ發送スル信書ノ數ハ拘留囚ニ付テハ十日毎ニ一通、禁錮囚ニ付テハ十五日毎ニ一通、懲役囚ニ付テハ一月毎ニ一通ヲ超ユルコトヲ得ス但十八歳未滿ノ受刑者又ハ之ニ準スル處遇ヲ爲ス受刑者ノ發送スル信書ノ數ハ典獄ニ於テ敎化上必要ト認ムル程度ヲ標準トシテ適宜之ヲ增加スルコトヲ得

典獄ニ於テ處遇上其他必要アリト認ムルトキハ前項ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第百二十九條ノ二　受刑者ノ受ク可キ信書ニシテ敎化上支障ナキモノハ其都度之ヲ本人ニ交付ス可シ」受刑者ニ交付ス可キ信書多數ニシテ監獄ノ取扱ニ著シキ困難ヲ來タス虞アルトキハ急速ヲ要スル信書ヲ先ツ交付ス可シ

第百三十五條　在監者ニ交付シタル信書及ヒ其他ノ文書ハ典獄ニ於テ敎化上必要アリト認ムル期間之ヲ本人ニ所持セシムルコトヲ得

第百三十八條第一項ヲ削ル

第百五十四條中「發受」ヲ「發送」ニ改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●(二)監獄法施行規則改正ノ件ニ關シ通牒

（昭和六年五月　行甲第一、〇一〇號行刑局長）

今般司法省令第九號ヲ以テ標記規則中改正相成候處右ハ受刑者處遇ノ適切ヲ期シ益々敎化ノ達成ヲ圖ラムトシ概ネ左記趣意ニ依リ改正相成タル次第ニ付克ク其ノ趣旨ヲ體シ施行上遺憾ナキヲ期セラレ度候

記

第百二十三條

接見ハ受刑者ニ對スル敎化手段トシテ重要ナル機能ヲ有スルニ拘ラス接見度數ニ關スル從來ノ制限ハ嚴ニ過キタルヲ以テ之ヲ適度ニ緩和シ以テ敎化ノ達成ニ資セムトシタリ

第百二十四條

從來ノ規定ニ於テハ接見　接見者接見時間接見度數等）ニ對スル制限ノ緩和ヲ爲シ得ヘキ場合狹キニ失シ遺憾ノ點尠カラサリシヲ以テ累進處遇其ノ他ノ必要ニ應シ各受刑者ニ對スル接見ノ制限ヲ緩和シ以テ接見ノ敎化的機能ヲ十分ニ發揮スルコトヲ得セシムルコトトシタリ

第百二十七條

受刑者ノ接見ニシテ例ヘハ受刑者ト其ノ直系尊屬直系卑屬配偶者若ハ三親等内ノ親族トノ間ニ於ケル接見又ハ受刑者ト判檢事若ハ保護事業關係者等トノ間ニ於ケル接見ノ場合ニ於テハ必スシモ刑務官吏ノ之ニ立會スルヲ適切ナリト認メ難キコトアルノ實情ニ鑑ミ第一項ノ制限ヲ撤廢シ得ヘキコトヲ認メ處遇ノ適切ヲ期セムトシタリ從テ具體的ノ場合ニ於テ右ニ例示シタル場合タルト其ノ他ノ場合タルトニ拘ラス接見ニ付刑務官吏ノ立會ヲ省略スヘキ事情アリヤ否ヤニ關シテハ常ニ深甚ノ注意ヲ拂ヒ接見者間ニ於ケル親疎ノ程度並接見事項ノ内容等ヲ能ク斟酌シ敎化上其ノ他必要（釋放後ノ保護又ハ機密ヲ要スル營業上ノ事項處理等）ナキニ拘ラス濫リニ本項ノ規定ヲ適用スルノ弊ニ陷ルコトヲ愼ムト共ニ他面ニ於テハ立會省略ヲ爲スヘキ適切ナル事情存スルニ拘ラス徒ニ本項ノ規定ヲ適用スルコトヲ回避シ以テ改正ノ趣旨ヲ沒却スルコトナキヲ要ス

第百二十九條

第百二十三條改正ノ趣旨ニ同シ

第百二十九條ノ二

第百二十九條ノ改正ト趣旨ヲ同ウシ信書接受ノ度數並一回ニ接受シ得ヘキ信書ノ數ニ關スル制限ヲ撤廢シ以テ受刑者ハ期間ノ制限ナク信書ヲ接受シ得ルノ原則ヲ樹立シタリ只具體的場合ニ於テ無制限ニ信書ヲ接受セシムルコトガ該受刑者ニ對シ敎化上不良ナル影響ヲ與フルノ虞アルカ又ハ刑務所ニ於ケル事務處理上已ムヲ得サル事由アル場合ニ限リ例外的措置ヲ認メタリ而シテ期間ノ制限ナク信書ヲ接受シ得ルコトハ改正ノ一要點ナルヲ以テ行政的事由ニ基ク受信制限ハ眞ニ已ムヲ得サル場合ニノミ之ヲ限局シ以テ改正ノ趣旨ニ順應スルコトヲ要ス

第百三十五條

從來敎容者ニ交付シタル信書等ハ必要ニ因リ十日以内本人ノ手ニ留置セシメ得ルコトヲ認メタルモ敎化上特ニ此期間ヲ延長スルヲ必要トスル場合アリ依テ此ノ實情ニ鑑ミ之カ制限ヲ刑務所長ノ自由裁量ニ委スルコトヽシタリ

第百三十八條

法定ノ度數ヲ超エテ信書ヲ認メシムル場合ナキヲ以テ特ニ監獄法施行規則第百三十八條第一項前段ヲ置クノ必要ナク亦新ニ受信無制限ノ規定ヲ設ケタル結果同項後段ノ規定ヲ存置スル

ルノ必要ナキヲ以テ第一項全部ヲ削除シタリ
第百五十四條

第百二十九條ノ二ニ依リ受刑者ノ受信ニ付テハ度數ノ制限撤廢セラレタルヲ以テ賞遇トシテ受信ノ場合ヲ規定スルノ必要消滅シタルニ因ル

◎受刑者ノ接見ニ關スル措置

（監獄法第四十五條同施行規則第百二十五條、第百二十七條第二項）

●受刑者ノ接見ニ付立會ヲ爲サシメサル場合ノ接見簿ノ處理ニ關スル件

（昭和六年五月　行甲第一、〇五八號　行刑局長）

監獄法施行規則第百二十七條第二項ニ依リ受刑者ノ接見ニ付立會ヲ爲サシメサル場合ニ於テハ接見簿記載事項中談話ノ要領ニ付テハ之カ記入ヲ要セサルモノノ如ク解セラルル向有之哉ニ及聞候ヘ共本簿ヲ設定シ特ニ其ノ要領ヲ摘錄セシムルノ趣意ハ當ニ處理ノ顚末ヲ明カニシ以テ執行ノ適正ヲ期セントスルニ止マラス更ニ之ニ依リ處遇上其ノ他釋放後ノ保護上等ニ關シ參考ニ資スル所アラシメントスルモノナルコトハ同規則第百三十九條ノ規定ニ徵スルモ容易ニ首肯シ得ラル所ニ有之右ニ鑑ムルモ敎化上其ノ他本人ノ保護上ヨリシテ特ニ適切ナル行刑處遇ヲ爲サシメンカ爲立會省略ノ例外的措置ヲ認メタルニ過キサル前揭第百二十七條第二項ノ場合ニ於テ單ニ立會ヲ爲ササルノ故ヲ以テ之カ記載ヲ要セサルモノト解スルカ如キハ妥當ナラサルノミナラス接見簿設定ノ趣意ニ副ハサル樣思料サレ候ニ付テハ右ノ場合ニ於テハ接見終了後接見者若ハ受刑者ニ就キ必要ノ限度ニ於テ談話內容ヲ聽取シタル上其要領ヲ本簿ニ記載シ且其ノ備考欄ニ立會省略ノモノタル旨ヲ附記セシムルコトニ御取計相成度候

◎受刑者ノ接見ニ付官吏ノ立會ヲ爲サシメサル場合ノ處置

（監獄法第四十五條、同施行規則第百二十六條、第百二十七條二項）

●受刑者ノ接見ニ付官吏ノ立會ヲ爲サシメサル場合ニ於ケル接見室ノ設備並接見取扱方ノ件

（昭和六年七月　行甲第一、四九四號　行刑局長通牒）

先般刑務所長及少年刑務所長會同ノ際ニ於ケル標記諮問案ニ對スル該委員會ノ決議ハ概ネ相當ニシテ直ニ實行スルヲ適當ト認メラレ候ニ付テハ左記ニ依リ可然御處理相成度候

記

一、接見室ノ設備ニ關スル件

接見室內ニ於テ解消スヘキ性質ノ物品授受ノ豫防ニ備フル爲室外ヨリ容易ニ接見狀態ヲ望見シ得ラルル程度ニ設備スルノ要アルヲ以テ窓又ハ戶扉等ニ透明ノ硝子使用スルコト但シ監視ノ目的ヲ以テ同箇所ヨリ殊更ニ內部ヲ透視シ或ハ孔穴等ニ依リ之ヲ覗見スルカ如キハ絕對ニ避クヘキコト

二、接見取扱ニ關スル件

イ、官吏ノ立會省略ノ認定ハ刑務所長ニ於テ之ヲ爲スヘキハ勿論ナルモ立會ヲ省略スルノ要アリヤ否ヤニ關スル審査乃至考慮ハ接見者ノ家庭事情、受刑者ト接見者トノ關係等ニ通曉セル敎誨師ヲシテ其ノ任ニ當ラシムルコトヲ要ス

ロ、受刑者ノ範圍及時期

立會省略ニ關スル法規ヲ適用スヘキ受刑者ヲ短期刑者、長期刑者、無賞表者、有賞表者、獨居拘禁者、雜居拘禁者、累進處遇制ニ於ケル上級者、下級者等ニ區別シ若ハ入所當時ノ者、釋放期ノ者等ニ類別シ其ノ範圍又ハ時期ヲ何レカニ局限スルカ如キハ妥當ナラス敎化上其ノ他必要アル場合ニ於テハ宜シク全般ノ受刑者ニ之ヲ及ホシ運用ノ適切ヲ圖ルヘキコトハ、敎誨師自身立會ヲ要望スル場合

敎誨師カ敎化上殊ニ受刑者釋放後ニ於ケル保護ノ適否ヲ認知スルノ必要アリトシ自己ノ立會ヲ要望スル等ノ場合ニ於テハ立會省略ノ趣旨ヲ沒却セサル限度ニ於テ成ルヘク之ヲ許容スルコト

ニ、物品授受ノ豫防

接見前後ニ於テハ檢身ヲ嚴密ニ行フヘキコト

ホ、其ノ他接見ノ際ハ本年四月行甲第七〇二號通牒ノ趣旨ニ則リ淺葱色ノ衣類ヲ着用セシムルコト

◎差入物件ノ處理

●差入即時使用スル收容者郵便切手類取扱方ニ關スル件

（監獄法第五十三條同施行規則第百四十三條、第百四十四條、第百四十六條、第百四十七條、第百四十八條）

（昭和六年八月　會計第二、二九九號　會計課長　行刑局長　通牒）

首題ノ件ニ關シ別紙甲號釧路刑務所長伺ノ通リ致候條御了知相成度

（別紙）

甲號

（昭和六年七月發第四一八號　釧路刑務所長伺）

收容者ニ對シ差入ニ係ル郵便切手葉書類ニシテ差入即時交付スルモノノ如キハ大正二年七月德島刑務所長問合ニ對スル同年八月會甲第三六七號司法大臣官房會計課長回答ノ御趣旨ノ次第モ有之候ニ付テハ關係書類（差入物品受付簿）ニ「即時拂」ノ符合ヲ附シ「カード」ノ記入省略スルモ差支無之候哉

乙號

（昭和六年八月　會甲第二二九九號　會計課長　行刑局長　回答）

收容者ニ對シ差入ニ係ル郵便切手葉書類ニシテ差入即時交付スルモノノ如キハ大正二年七月德島刑務所長問合ニ對スル同年八月會甲第三六七號司法大臣官房會計課長回答ノ御趣旨ノ次第モ有之候ニ付テハ關係書類（差入物品受付簿）ニ「即時拂」ノ符合ヲ附シ「カード」ノ記入省略スルモ差支無之候哉

昭和六年七月十八日發第四一八號ヲ以テ御照會相成候首題ノ件ハ貴見ノ通御取扱差支ヘ無之候

刑政第44巻第12号　　矯正図書館

4019

法學博士　末弘嚴太郎責任編

法律時報

第三卷第十二號
昭和六年十二月一日發行
定價五十錢　送料二錢

本年度法學界概觀
昭和六年の我法律界を顧る……廣濱嘉雄
憲法と行政法の一年……宇賀田順三
刑事學界の一年……瀧川幸辰
一九三一年度に於る社會法學界の回顧……菊地勇夫
昭和六年法學界の展望……吾妻光俊
昭和六年日本商法學界の回顧……田中誠二
昭和六年度民事訴訟法學界概論……兼子一
法曹界の一年……細迫兼光
有閑法學（二十四）……穗積重遠
法律時觀……末弘嚴太郎

新刊批評
「マルクス主義と刑法」を讀む……北村康

判例要旨・法律相談・法律時報・新法令・文獻月報

東京丸の内
昭和ビル
日本評論社
振替東京一六

犯罪學雜誌

第五卷第二號
昭和六年十一月發行
定價一冊六十錢
一ヶ年（六冊）三圓三十錢

抗人唾液免疫家兎血清の特異性に就て……正木信夫
日本人指紋の研究（第九篇）
甲種蹄狀紋の出現率及隆線數に關する研究……桑島直樹
富山縣氷見郡下小學校兒童の血液型調査……上道清一
報告……正木信夫
死刑囚のトーテンマスク、其の腦及び體……桑島直樹
構の觀察……平光吾一
刑務所と精神異常……辻山義光
犯罪學研究者たるには……黒田啓次
社會的缺陷に對する科學の誤用……小鳥憲
私の迷（續き）……立石謙輔
犯罪學泰斗セサーレ・ロンブロゾーの偉業……安東禾村
墮胎の方言と民俗……中山太郎
海外犯罪實話　警察署長のフロストと詐欺師……ジョーシ・バートン
醫學博士片山國嘉先生の『回顧錄』より
平寃錄……二階堂一種
　　董炳然

金澤醫科大學法醫學教室內
犯罪學雜誌發行所
振替金澤八三二八番

法學新報

第四十一卷　第十二號
昭和六年十二月一日發行
定價一冊五十錢　郵稅一錢五厘

論說
起訴陪審を論じて檢事制度の改革に及ぶ……法學博士　花井卓藏
貸銀制度改修に對する立法手段の討究……中大講師　中村武
手形抗辯を論ず（六・完）……中大教授　升本重夫
應訴義務より應訴責任へ（二・完）……法學士　江口新

說苑
高橋健三君の逸事（諭旨符）……法學博士　穉翠生
靑砥藤綱が事ども（法律史話）……中大教授　瀧川政次郎

資料
Open-end-mortgage に關する雜見……中大教授　栗栖赳夫
株式會社計算規定の改訂に就て……中大講師　太田哲三

紹介
ソヴエート親族法……法學士　柏木尙平
失業保險費用負擔の問題……經濟學士　東井金平

發行所　中央大學內　法學新報社
發賣所　東京神田一ツ橋　同神田仲猿樂町　有斐閣　嚴松堂

法學論叢

昭和六年十二月號
第二十六卷　第六號

地方自治と警察……渡邊宗太郎
英國の失業保險制度と勞働組合……山岡龍次
Genuit と其私法上の意味……田島順
商法改正要綱に於ける會社合併の問題（二・完）……大隅健一郎

批評と紹介
瀧川政次郎氏『律令の研究』（小早川欣吾）——勞働生產物の所有權取得と加工による所有權取得との關係（淺井清信）——アレン・スミス『立憲政治の發展と廢頽』（酒井悌吉）——本國法主義と住所地法主義（齋藤武生）——雇主の恩給附退職處分と解約告知（後藤清）

民事判例批評
賠償額の豫定——借家法第一條第一項の適用（末川博）——和解の無效と期日の指定——共同訴訟と民事訴訟法第二十一條（山田正三）

京都帝國大學法學會大會記錄……編纂擔任
附錄——本誌第二十六卷總目錄

京都帝國大學法學會發行

矯正図書館

4049

法學協會雜誌

第四十九卷　第十一號

昭和六年十一月一日發行

定價金五十錢

論說

明治八年布告第百參號裁判事務心得と私法法源……東京帝國大學教授　杉山直治郎

上告理由としての「法令の違反」……東京帝國大學教授　小野清一郎

特許權觀念の史的發展……法學士　高島文雄

地下水利用權論……法學士　武田軍治

資料

商法改正要綱解說……法學博士　松本烝治

判例研究（二）

民事訴訟法判例批評（一一五）……法學博士　加藤正治

民事法判例研究錄（昭和五年度（七）

杉之原舜一——加藤正治——新井英夫——江川英文——戒能通孝——篠田一——穗積重遠——田中誠二

雜報

法理研究會記事「東京市佛貨公債問題について」

東京帝大內

法學協會發行

法曹會雜誌

第九卷　第十二號

昭和六年十二月一日發行

定價金五十錢

抵當證券の性質に關する若干の考察……司法書記官　奧野健一

勞働關係の基礎的觀念構成に就いて……東京地方裁判所判事　中村武

イタリヤ新刑法に於ける少年及び青年の處遇……浦和地方裁判所檢事　佐瀨昌三

司法に關する獨逸の緊急命令……神戸商科大學教授　齋藤常三郎

獨逸に於ける新判例……東京地方裁判所判事　野間繁

代書人の沿革に關するもの……大審院判事　尾佐竹猛

本誌第九卷總目錄

法曹會決議—司法省訓令通牒回答—判例要旨—戶籍及登記事務協議會決議—新法令—雜報—會報

司法省構內

財團法人　法曹會發行

振替東京一五六七〇番

編輯餘錄

□

アメリカン・アカデミイが會員にPrisons of Tomorrow を配布した。アメリカの行刑の現在と將來の希望とを知ることが出來るし、同時にイギリス・ドイツ・ベルギー・スカンヂナヴイヤ・イタリヤ及びメキシコの會員からの報告によつてこれら諸國の行刑概觀を知ることが出來た。

□

今日までに日本では牧野博士と正木學士とによつて囚人の法律的地位といふことが高調されたのである。さうして、それはドイツ及びスウイス學者間に今しやく熱して居る議論なのであるが、プリズン・オブ・ツモロウによればその問題は矢張りアメリカでも問題にされて居る。

□

われらの囚人生活向上の努力のために擧げる囚人今日の不幸と囚人の告白する不平とが決してちぐはぐなものでないことがその著によつてわかる。

□

それらの事情と昭和六年の行刑界とを是非とも回顧する必要から本號に長友木村教授をわづらはすことにしたのである。

□

愈々今年も暮れて行く。まづい編輯ながら讀者諸君の爲めに御同情を得たことを深謝致します。ではさようなら。

昭和六年十一月十一日夜

——あき羅——

定價	一冊（稅共）金二十五錢
	六冊（稅共）金一圓五十錢
	十二冊（稅共）金三圓
廣告料	普通一頁　金三十圓
	二等一頁　金四十圓
	一等一頁　金五十圓

註文規定

●御註文は總て前金のこと

●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること

●御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は舊住所を御届下されたし。

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可

昭和六年十一月廿五日印刷納本

昭和六年十二月一日　發行

編輯兼發行人　東京市麹町區西日比谷町一番地　伊藤忠次郎

印刷人　東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅三四番地　竹田益平

印刷所　東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅三四番地　刑務協會印刷部

發行所　東京市麹町區西日比谷町一番地　刑務協會

電話銀座二三四四、三八二五番

振替口座　東京二五〇五九番

刑政第44巻第12号

矯正図書館

44e Année nº 12 Décembre 1931

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Kimura, K. — Coup d'œil rétrospectif sur le développement de la science pénitentiaire en 1931.

Azuma, S. — Des principes fondamentaux du traitement des délinquants juvéniles.

Solnar, — L'individualisation de la peine dans la nouvelle législation tchécoslovaque.

Kikuchi, J. — De l'homicide par le neurasthéniduc.

Mouvement des idées à l'étranger :

E. R. Cass, European observations.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）
第四十四卷 第十二號
昭和六年十二月一日發行